

# 岡埜谷家古文書目録

その1 (中世・近世A1～C1)

平成30年1月 整理

島田市博物館

(島田市史編さん委員会)

## 緩 込 み 資 料

### 岡埜谷家古文書目録 その1 (中世・近世)

- 1 岡埜谷家文書から見た笹間村 (その1) -近世を中心として- . . . . . (前1)
- 2 年 表 . . . . . (前3)
- 3 近世文書分類表 (文書目録の目次に替えて) . . . . . (前4)
- 4 岡埜谷家古文書目録の利用に当たって . . . . . (前5)
- 5 古文書目録 (中世・分類「A-1」～「C-1」) . . . . . (No.1)

## 岡壱谷家文書から見た笹間村（その1）

—近世を中心として—

### 1、岡壱谷家文書について

笹間村は現在上組下組の両組に分かれています、その下組 上河内に居住する岡壱谷家は古文書から見ると中世にまで遡り得る古い家柄です。はじめ世襲名を五郎衛門と言い、五郎右衛門とも記され、延宝年間（初見は延宝3年）からは松兵衛として、上河内組の名主を務め、また笹間村下組全体を掌握する根元として明治に至っています。

岡壱谷家（近世では岡野谷と書く）は、森林を含む膨大な土地を所有し、茶業経営に励み、地域の素封家として知られているところです。

さて岡壱谷文書は全部で5069点を数えます。それは中世文書6点、近世文書4828点、近代文書235点で構成されています。近世文書が圧倒的に多く他をしのいでいますが、その内 分類F（商業）は近世全体の51%、これにはお茶の生産と販売、そのやり取りに関する文書がかなりの数を占めています。次に多いのがC（貢租）で582点の12%、3番目がD（村制・戸口）371点の7%で、村の実態を知るためには欠かせない文書となっています。ついでに言えば、第4位がK（宗教・習俗・身分）325点、第5位がA（支配）162……点となります。162点と言っても近世全体の3%に過ぎませんが、それでも当地域の他家文書数と比較すると、今日までよく残っていたと言っても過言ではないでしょう。本目録「その1」は、中世文書から近世文書、その内 近世は分類A（支配）・B（土地）、それから第2番目に多いC（貢租）＜文化年間の途中＞迄を収録しています。

以上の分類A～Cにおいて、具体的にどのような事柄が分かるのか、特にCの貢租のあり方に当地区の特徴が現れています。その分類Cは第2冊目の目録「その2」にまたがっていますがそれも含めて、ここではごく大雑把に紹介することにします。

### 2、笹間村下組内の村の名は、時代的にいつ頃確認されるか。

笹間村は江戸時代から上組と下組とに分かれるのですが、その下組には上河内など8ヶ組で構成され、それらの組は「村」とも呼ばれていました。

しかしそれ以前の中世 戦国時代頃迄は笹間郷に上組・下組の区別はまだなく、単に日かげ村（後の上組の日掛村）、ひなた村・上河内村（下組）の村名が確認できるだけです。それは天文16（1547）年～永禄11（1568）年頃の古文書からです。

年貢のことも古文書に現れます。天文16年頃笹間郷は瑞光院という寺の掌握下であって、この寺から年貢を納めるよう指示されています。そこには必ず綿（真綿）が含まれていました。

また当時これら村の有力者の存在として次のような人物の名前が確認されます。上河内村の五郎衛門、ひなたの四郎衛門がそれです。

永禄2（1559）年12月23日、「駿河国志太郡笹間の郷ひなた村の脇の百姓職の事」という見出しで、おかのや五郎衛門尉宛に寿桂尼（今川氏）から次のような朱印状が発行されました。

ここは従来ひなたの四郎衛門の持場であるが、四郎衛門はこの数年 年貢納入を無視している、よって今後はおかのや五郎衛門にその権利を移す（文章意訳）。

この文書によって次のことが分かります。

第一に、当時笹間郷は今川氏の支配領であったこと。そして第二に、この岡野谷五郎衛門こそ、江戸時代を通して、延宝年間頃からは松兵衛という名前で笹間村下組8ヶ村を管理する大名主 張元として明治初年まで存続することになるのですが、岡野谷氏はその草分けとして、天文・永禄年間までさかのぼり得ること、などです。

### 3、江戸時代の領知関係

これに関する2つの文書を紹介します。

A：寛永12年11月25日「田中領ささま村亥の御年貢わり付の事」（岡野八兵衛・奥津次郎左衛門より ささま庄屋・百姓中宛）（通し番号290）

B：「寛永14年水野監物様御検地」（笹間村両組宛）（通し番号143）

先ずBから一宛名が「笹間村両組」と記されているということは、すでに寛永14（1637）年頃には笹間村が上組と下組の両組に分かれていたことを窺わせます。

次にこの地域の支配領主関係ですが、先ず「諸国郷帳」（静岡県史 資料編9 近世1 付録）や『角川日本地名大辞典』は、笹間村が上・下組共に幕府領であったことを知らせてくれます。

ところが一方、岡野谷松右衛門 記「草分以来覚書事」（享保14年）は次のように述べています。「……寛永11年戌年（寛永12年亥の誤りカ）水野監物様（田中藩）の御知行所になり、寛永14年丑年に検地をなされ、それから午年（寛永19年）になってから、長谷川藤兵衛様御代官所に代わる……」（以上意訳）と。

以上、二つのことから判断すると、笹間村はずっと幕府領でありながらも、寛永12年より同19年までの8年間は田中藩水野氏の預地であったことが分かります。

それから又 元文3（1738）年頃も同田中藩本田（本多）氏の預地となっていたのですが、当家文書からはそれ以外の詳しいことは分かりません。（目録＜その3＞通し番号1096：「笹間村明細帳」より）。

#### 4、村役人の構成

笹間村下組の場合は上河内をはじめ八組の村から構成されていました。そしてその組ごとに名主（庄屋）・組頭・百姓代の三役の村役人がおりますが（一部を除き）、この笹間村下組の場合は、更にその八組のまとめ役として帳元という大名主がいました。帳元は上河内の岡野谷家が勤めました。岡野谷家は八組を束ねる帳元であると同時に、上河内組の名主の家柄でもあったのです。

村役人の職務は多岐に及んでいますが、その1つに公儀に納める大切な年貢があります。

その「年貢割付状」は幕府役所から村単位に出されます。笹間村の場合、上組経由で下組上河内組の帳元へ通知されます。帳元はこれを組ごとに割振って名主のもとに通知します。なおこの年貢割付状は幕府代官所から各百姓家に直接通知されることはありません。それはあくまでも村全体で納入する石高数値で村名主のもとに届けられます。これを受けて各組の名主・組頭の村役人が各農家の石高に応じて割振る、という仕組みになっていました。江戸時代の年貢体系は村単位で引受ける「村請制」だったのです。

#### 5、この地域における年貢納入

江戸時代の農村は米の生産を基本とする社会です。その他の生産物もすべて米に換算し、それを何石何斗何升何合と石高表示してこれを村高とし、年貢が算出されます。大名も石高で格付けされ、大雑把に言えば近世という時代は石高制に基づいて幕府と藩（大名）が領地を支配する幕藩知行制です。

さて当地域の年貢納入の在り方を、岡笠谷文書を通して見ると18世紀初頭を境として、それ以前と、それ以後19世紀半ばの江戸時代の終わりまでと、大きく二つに大別できます。

##### (1) 18世紀初頭までの年貢納入

当元年貢関係文書より、寛永12（1635）年から宝永元年（1704）年までがこれに当たります。この期間の年貢は、田畑に関しては貨幣（金貨と銭貨）で、小物成（雑税）は綿で納入されています。綿とは真綿のことで、当地域の特産物だったのです。江戸時代の本年貢は米納なのですが、米の記載はありません。それでも当時は石高制が基本なので全てを米に換算して表示しています。ちなみに寛永14（1637）年の検地では、下組の場合高240石5合、この反別は16町6反2畝10歩でした。

##### (2) 18世紀初頭以後の年貢納入

笹間村の場合、「年貢可納割付帳」（支配者から村宛ての年貢明細簿）によると、宝永6年

以降、村高は670石8斗5合＝永134貫61文、と表示されています。（但し、これには新田高は含まれていない）。この670石余りの内、笹間下組の村高は248石7升で、これが8組の総石高です。18世紀以前の寛永14年では240石5合だったので、72年の間にわずか8石6升5合の増加を見るのみです。

ここで注目したいことがあります。一般的には近世石高表示は、先述のごとく生産高を米に換算して石高表示としますが、18世紀以降この地域はそうではなくて、米に換算した石高を、一旦「永」という貨幣に換算して「永高」表示とし（永は擬制貨幣）、更にそれを再び石高に置き換えて（永1貫文＝初米5石）表示する、という複雑な方法をとっています。つまり上記670石余と言うのは、永134貫文余×5石で算出された数値のことで（こうした村を「5石代の村」という）。このようにして算出された村の石高は一般の村（近村でいえば普通の石高表示の織網・神座・相賀村など）の石高よりもはるかに高い石高数値を示すことになります。新田も同様にして算出されます。従って石高表示のみで単純に他領の村々と生産規模を比較することは無意味となります。笹間村の石高670石余の数値は宝永6（1709）年～慶応元（1865）年まで不変です。

上記のような「5石代」表示は、一般的には遠州榛原・豊田・周智の3郡内の一部と三州八名郡辺りで利用された特殊なやり方だと言われています。しかし大井川筋では、管見によれば大井川右岸の遠州家山村・抜里村などと共に、上記に見る左岸の笹間村、これと隣接する身成村・伊久美村などの駿州でも5石代が確認できるのです。こうして見ると駿州・遠州を問わずこれらの村と近接する大井川上流の村々も同様だったと思われる。

大井川流域に於ける5石代 全ての村を確認し、その共通点などの特徴を探ることは今後の課題とも言えるでしょう。

なおこの宝永6年以後から小物成の真綿は、現物ではなく銭に替わっています。たとえ銭に替わっても綿が特産物であったことは間違いのないところです。

さて670石余の石高で、年貢納入総額を見ると、宝永6年では、米が1斗8升7合、銭が331貫799文、時代が下り100年余りの文化9（1812）年では、米2石2斗9升、永1貫689文余（後から銭に換算される）、更に銭205貫688文となっています。

当地域は山間部の村なので、米作りは進まず、畑作物（含む換金作物：綿・茶など）が農業生活の主体であったことを物語っています。

以上、本目録「その1」（一部「その2」を含む）に関わる文書内容から大雑把にまとめて見ました。

年表 応仁元年(1467)~平成9年(1997)まで

改元年の月と閏月をのせる。但し閏月は○入り

Table with columns for year, month, day, and zodiac signs (干支) for each year from 1467 to 1997. The table is organized in groups of 12 columns, each representing a year and its corresponding zodiac signs. The years are listed in the first column of each group, and the zodiac signs are listed in the subsequent columns. The table includes leap months indicated by a circled 'O'.

# 近世文書分類表 (明治5年まで)

## A 支配

- 1 領知 ①領主関係 ②領地関係 ③家臣関係 ④役所関係 ⑤建白書 ⑥王政復古
- 2 法令 ①法度 ②条目 ③定書 ④高札 ⑤掟 ⑥触書 ⑦達 ⑧五人組前書
- 3 治安 ①犯罪 ②取締 ③刑罰 ④喧嘩 ⑤騷擾・一揆 ⑥各種詫状  
⑦博奕 ⑧心中 ⑨防犯 ⑩儉約 ⑪奢侈取締 ⑫風俗取締 ⑬鉄砲改

## B 土地

- 1 検地 ①検地条目 ②検地 (a 検地帳 b 水帳 c 清野帳 d 地押改帳 e 高反別改帳  
f 田畑高名寄帳 g 田畑貢高帳 等)  
③新田検地 (a 新田検地帳 b 切開帳 c 切添帳 d 起返帳 等)
- 2 免租地 ①朱印地 ②除地 ③引地
- 3 新田開発 ①山林原野 ②隠田畑 ③河原 ④鷹場
- 4 所有地 ①所有者 ②登記 ③境界紛争

## C 貢租

- 1 年貢 ①物成 ②本途 ③取箇 ④成箇 ⑤地子 ⑥年貢割付状 ⑦免状  
⑧年貢皆済目録 ⑨口米 ⑩込米 ⑪欠米 ⑫小物成 ⑬先納 ⑭畑米 ⑮未進  
⑯延納
- 2 課役 ①国役 ②高掛物 ③村役 ④人足役 ⑤浮役 (a 運上 b 莫加)
- 3 地租 ①税金 ②改正関係

## D 村制・戸口

- 1 村概況 ①村差出明細帳 ②村鑑 ③他村高帳等
- 2 村政 ①村役人 (a 勤役 b 給与 c 交替) ②規約 (a 村法・村定 b 誓詞)  
③村方帳簿 (a 御用留 b 御用触書 c 覚書 d 願書 e 役向日記 f 諸書上帳 等)
- 3 村入用 ①村入用帳 ②村賄帳 ③巡見使諸入用帳 ④郷借証文
- 4 戸口 ①戸口改 ②宗門改 (a 人別改帳 b 宗門改帳 c 五人組改帳 d 人数増減改帳)  
③宗門一札 ④宗門送状 ⑤宗門諸状 ⑥欠落 ⑦戸籍

## E 諸産業

- 1 農業 ①耕作 ②農作物 ③農具 ④肥料 ⑤技術 ⑥農産物 ⑦養蚕  
⑧出作 ⑨入作 ⑩農業帳簿 (a 農業耕作万覚書 b 大福帳 c 田畑小作人元帳 等)
- 2 小作 ①小作人 ②小作慣行 ③小作料 ④小作紛争
- 3 入会 ①入会地 ②入会慣行 ③入会形態 ④入会紛争
- 4 林業 ①造林 ②伐木 ③造材 ④運材 ⑤材種 ⑥木炭・椎茸等 ⑦御林守  
⑧その他特産物
- 5 水産業 ①漁業 ②漁船 ③入会 ④水産物 ⑤水産加工品 ⑥製塩  
⑦漁撈組織 (a 網元 b 網子)
- 6 畜産 ①牧畜 ②家畜 ③牛馬 ④牛馬役 (牛馬改帳) ⑤飼料
- 7 鉱業
- 8 工業 ①紙漉 ②織布・機械 ③製糖 ④大工 (a 家大工 b 船大工 c 細工物 等)  
⑤その他

## F 商業

- 1 一般 ①市場 ②商店 ③商品 ④商人 ⑤問屋 ⑥卸 ⑦小売 ⑧仲買 ⑨行商  
⑩組合 ⑪株仲間 ⑫商取引 ⑬売買 ⑭譲渡 ⑮手数料  
⑯商業帳簿 (a 金銭出入帳 b 大福帳 c 仕入帳) ⑰広告

## F 商業

- 2 金融 ①為替 ②両替 ③手形 ④無尽 ⑤講掛金 ⑥貨幣 ⑦借金証文 ⑧田地証文  
⑨質地証文 ⑩借入金明細書 ⑪貯蓄

## G 交通・通信

- 1 宿駅 ①街道 ②宿帳・問屋 ③宿役人 ④問屋・問屋場 ⑤継立人馬 ⑥帳簿 ⑦押借金  
⑧本陣 ⑨旅籠 ⑩加宿・地方
- 2 助郷 ①定助郷 ②加助郷 ③代助郷 ④帳簿類 ⑤助郷訴訟
- 3 通行 ①陸上・海上・河川・湊 ②渡し ③驚籠 ④馬背 ⑤賃銭 ⑥関所 ⑦通行手形  
⑧交通機関 (a 荷車 b 人力車 c 馬車 d 船 等)
- 4 通信 ①飛脚 ②宿継 ③廻状 ④業者

## H 水利・土木

- 1 水利 ①治水 ②河川・湖・池・溜池 ③灌漑 ④排水 ⑤樋 ⑥堰 ⑦組合 ⑧紛争
- 2 土木 ①普請 (a 道路 b 堤防 c 橋梁) ②家作 ③資材 ④労力 ⑤費用
- 3 河川 ①海兵 ②流木 ③難破船

## I 災害・救恤

- 1 災害 ①凶荒 ②飢饉 ③地震 ④火災 ⑤風水害 ⑥流行病
- 2 救恤 ①救米金 ②負担軽減 ③復旧助成 ④備荒貯蓄

## J 教育・文化

- 1 教育 ①学校・寺子屋 ②私塾 ③教師 ④生徒 ⑤教科書
- 2 学芸 ①諸学問 (a 儒 b 国 c 禅 d 心 e 医 f 兵 g 易 h 天文) ②俳諧・和歌  
③哲学 ④本草学
- 3 文化 ①筆筆 ②見聞録 ③旅行記 ④絵画・書 ⑤工芸 ⑥地方書 ⑦農書 ⑧音楽

## K 宗教・習俗・身分

- 1 宗教 ①仏教 ②寺院 ③神道 ④神社 ⑤切支丹 ⑥教会 ⑦僧侶 ⑧神宮 ⑨宣教師  
⑩山伏 ⑪檀家 ⑫氏子 ⑬祭礼 ⑭祈祷 ⑮勧進 ⑯寺社造営修復 ⑰由来
- 2 習俗 ①年中行事 ②冠婚葬祭 ③贈答 ④娯楽 ⑤言語 (a 方言 b 俗言 c 流言 d 落首)  
⑥風俗 ⑦口碑 ⑧伝説 ⑨民謡 ⑩迷信 ⑪講 ⑫官座 ⑬若者組 ⑭遊山  
⑮参詣 ⑯巡礼
- 3 身分 ①士農工商 ②郷士 ③浪人 ④無籍者 ⑤非人 ⑥一本証文 ⑦一般雇用人  
⑧年季奉公人 (a 証文 b 請人 c 給与)

## L 軍事

- ①海防 ②農兵 ③戦争

## M 地図

- ①村絵図 ②寺社絵図 ③河川・沼・港絵図 ④山絵図

## X 家

- ①家憲・遺訓 ②家譜 ③由緒 ④過去帳 ⑤家格 ⑥苗字符刀御免 ⑦本家  
⑧分家 ⑨相続 ⑩養子縁組 ⑪家業 ⑫家産 ⑬日記 ⑭書簡 (私信) ⑮姓  
⑯結婚 ⑰生死 ⑱衣食住

## Y 典籍

- ①和 ②漢 ③外

## Z 雑

- ①断簡 ②その他

# 岡埜谷家古文書目録の利用に当たって

## I 文書目録の見方について

### 1 文書の分類

本古文書の内容はほぼ江戸時代から明治・大正・昭和の時代にわたっています。江戸時代の文書（中世文書も含む）は「近世文書分類表」（明治5年迄）により、また明治・大正・昭和時代の文書は「近現代文書分類表」によって分類しています。例えば江戸時代の文書（含、中世）ならば、「近世文書分類表」のA項目から「A-1」・「A-2」・「A-3」、次のB項目は「B-1」・「B-2」……、また明治・大正・昭和時代のもの「I-1」・「I-2」……「II-1」・「II-2」……というふうに各項目ごと、年月日の早い物から順に配列する方式をとっています。年代の特定出来ない文書はそれぞれの分類項目の最後尾にまとめて配列しました。

特に分類F-1については、商業一般のものとお茶の販売のもので目録の掲載を分けました。一般の部分を先に、その後にお茶の販売の部分を載せました。

### 2 「通し番号」と「整理番号」について

- (1) 「通し番号」とは本文書目録の最左端上部から順に付した一連の番号数字で、分類別かつ年代順に古い事項から一連番号を付したものです。
- (2) 「整理番号」とは、「通し番号」の下に付した番号数字のことで、これは調査の際に文書挿入の封筒に付した番号です。この番号については、『川根町近世史料所在目録』（第6集）の「岡埜谷家文書」に掲載されてある分類符号にそのまま番号数字を記して『川根町近世史料所在目録』からでも原文書を特定できるようにしました。それから今回は未調査の文書があり、それも調査を行ない、追加分としました。追加分の文書は外1、外2・・・と「外」の字を付して一連番号としました。いずれにせよあとで説明してありますが、この「整理番号」が原文書を取り出す時の鍵数字となります。

### 3 「年号」欄、「標題」欄、「差出人・受取人」欄について

- (1) 時折り、「欠」とか「記載なし」とかの表示がありますが、「欠」とは、もと原文書に記入してあった筈の文字が、虫喰いと破損等で欠落していることを意味しています。また「記載なし」とは、原文書にもともと記入しなかったことを表しています。
- (2) 年号欄、標題欄等で、語句を（ ）で表記しているところがあります。これは原文書には何も記していない箇所ですが、内容から推測してその意味がくみ取れ

るよう仮の言葉で調査の際に新たに記載したものです。但し、西暦は常に（ ）内に示し例外です。

### 4 「摘要」欄・「備考」欄について

- (1) 摘要欄には原文書内容の要旨や特徴を記載し、いちいち原本に当たらなくてもおよその文章内容が把握出来るようになっていました。  
この「摘要」欄を「年号」・「差出・受取人」欄とを併合して見ることで「分野別年表」として活用できるようにしました。
- (2) 備考欄には本文内容以外の補足事項を必要に応じて記入しました。

### 5 「形態」欄と「数量」欄について

- (1) 形態欄に「状」・「縦」・「横」・「綴り」等の表示がありますが、「状」とは「一紙文書」のこと、「縦」とは縦振面のこと、「横」とは横振面のこと、「綴り」とは複数の文書又は振面を一括して一綴りにしているものを意味します。
- (2) 数量欄の数字は、一つの封筒の中に入れた文書の枚数のこと、振面ならば冊数になります。

### 6 「撮影」欄と「箱番号」欄について

- (1) 撮影欄には、岡埜谷家古文書調査の際にコピーして、そのコピー文書を当市史編さん室（博物館）が所持していることを意味しています。
- (2) 箱番号とは、当市史編さん室（博物館）にある「コピー文書」の保管箱の番号のことです。

## II 古文書原本の取り出し方

- 1 古文書収納箱の中には、封筒に入った古文書が分類「A-1」・「A-2」…「B-1」…「D-1」…「E-1」…の項目ごとにそれぞれ分割されて大きな袋（「同一分類による文書群の挿入袋」）に入っています。この分類袋と文書目録の「整理番号」から該当文書を取り出すことができます。
- 2 古文書の取り出し方について、一例をあげると次の通りです。  
例えば文書目録の「通し番号」9の文書を取り出すとします。この通し番号9の文書の「整理番号」は「A24」で、分類は「A-1」です。  
そこで、まず分類（A-1）の挿入袋（同一分類による文書群の挿入袋）を出します。そしてこの大きな封筒の中から整理番号「A24」の封筒を選び出せば該当

文書が得られます。以下、取り出す要領はすべて同じです。

- 3 分類F-1は商業一般と、お茶の販売で保管する箱が分かれています。お茶の販売の文書が入っている封筒の整理番号の頭にLの符号がついており、保管箱の表紙には「分類F-1 ㊦付き」と表示されています。分類F-1の文書を取り出す際には商業一般に関するものか、お茶の販売に関するものか気をつけて取り出してください。

また、『川根町近世史料所在目録』掲載分と追加分で保管する箱を変えてあります。追加分には保管箱に「第2次調査分」と記載してありますので、こちらも文書を取り出す際には気をつけてください。

### Ⅲ 文書の取扱いに付いてお願い

- 1 文書を取り出したならば、しまう時には必ず元の挿入箱に納めてください。  
これを取り違えると、次会引き出すとき行方不明となり、場合によってはすべての古文書に当たらなければならなくなります。
- 2 古文書がいつまでも傷まないように、時々乾燥剤や防虫剤を収納袋の中に入れ替えてください。
- 3 当古文書は戦国・江戸時代の上河内地区の動向を知る上で貴重な資料となるものです。それは岡莖谷家の宝物であると同時に当地域の貴重な財産でもあります。いつまでも大切に保存してください。



地区番号：15 地区名：川根身成：（上河内） 岡埜谷家文書

中世文書

No.1

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 写し:91
1 中1	中世	天文16年9月25日 (1547年)・丁未	篠間郷之内上河内村ひ なたわき御年貢の事	○瑞光院:道音(花押) ●上河内村:五郎衛門	上河内村一町歩より、五郎衛門前:3貫46文、また同所から綿30文目、 外に、二郎兵衛・二郎大夫・三郎大夫がそれぞれ600文ずつ、以上5貫1 26文、これから引くもの1貫684文、残り3貫433文、これが納入分である。 その外に、太郎大夫前の日かげ村の300文あり、以上の年貢、毎年 納入せよ、但し、山路からの公事として茶？がこれに加わる。	サイズ:37× 28cm、 市指定文書	原本	折紙	1	○	91
2 中2	中世	天文16年9月25日 (1547年)・丁未	篠間郷ひなた四郎衛門 抱之内 上かうち村五郎衛 門成加之事	○瑞光院:道音(花押)、 岩本助六郎信長(花押) ●なし(上河内村 五郎衛門)	・作五郎衛門にはひなたへの増分として1貫文、・村人中には、村人中の 増分として1貫文、・また作五郎衛門には神田方への増分として200文、 それと役免の増分として100文があり、結局、作五郎衛門と村人中で、計 1貫700文、これを毎年納入せよ、としている。	サイズ:26, 8 ×28cm 市指定文書	原本	状	1	○	91
3 中3	中世	天文16年12月12日 (1547年)・丁未	萬のおさまりもの事ひな た四郎衛門かかへ之内	○ひなたかた:池谷三郎右衛門満重 ●上河内:五郎衛門	①はなから屋ふさめ、つくり物、まくさまめ、こむき、あつき、こま、くす、山 お2そく、以上、328文(又は323文)、②わうはんせん、わた130文め、は うせん、以上1貫638文、この合計1貫966文、それから引物を引く、上 河内1貫77文、これは本成加、上河内五郎衛門、420文、これはくわてう (加徴)いたしておき候分、池谷三郎右衛門尉満重(差出人)とある。	サイズ:27, 5 ×37cm 市指定文書	原本	折紙	1	○	91
4 中4	中世	永禄2年12月23日 (1559年)	なし (寿桂尼朱印状)	○(寿桂尼)(文頭に「帰」の朱印あり、寿 桂尼と判断 ●をかのや五郎えもん尉	「駿河国志太郡笹間の郷ひなた村の脇の百姓職の事」という見出しで、 次のように言う。従来ひなたの四郎衛門の持場なるが、四郎衛門がこの数 年貢納入を無視、よって今後は岡埜谷五郎衛門にその権利を移す、と いうもの。つまり岡埜谷五郎衛門尉への百姓職安堵状である。 本状には後世の「写」がある。文字通り原本を写したものであるが、文中の 「文字」は原本の仮名文字を漢字に改めた箇所がみられる。	サイズ:45, 5 ×30cm 原本=市指 定文書	原本	折紙	2	○	91
5 中5	中世	永禄6年9月11日 (1563年)・癸亥	寿桂尼朱印状 (領所笹間郷上河内村に て1貫800文地付与)	○(寿桂尼一今川氏親の後室) ●峯叟院	上河内村にある1貫800文の地、ここにある古い小庵を龍雲寺の末寺とし て再興することと、この地を下付する。怠ることのないよう修理に励 むように。 なお差出人の記載はないが、これを寿桂尼とするのは、この朱印文が 「帰」となっており、これが寿桂尼の朱印状であるから。	サイズ:45, 5 ×30, 2cm 市指定文書	原本	折紙	1	○	91
6 中6	中世	永禄11年11月11日 (1568年)・戊辰	今川氏真 室朱印状領所笹 間郷上河内村の内にをひて峯 叟院領1貫500文地の事	○(今川氏真の室(北条氏) ●峯叟院	通し番号No.5の朱印状で認めている上河内村内の峯叟院領1貫800文 地、これは龍雲院末寺の再興という事で領掌を再認することとする。検地 増分の沙汰もなく、代官の干渉もないので、ずっと院務に励むようにせ よ、とある。 なお、今川氏真の室とは、北条氏康の娘=早川殿のこと。印文は不明で ある。	サイズ:32, 5 ×47cm 市指定文書	原本	状	1	○	91
7 中7	中世	記載なし	記載なし (包紙)	○記載なし ●記載なし	「峯叟院書物并=御朱印」との表書きがある。前記通し番号No.4、No.5、No. 6の文書が朱印状(No.4・5は寿桂尼、No.6は今川氏真の室)なので、以前 この3通を入れていた包紙であろう。		原本	包紙	1		
8 中8	中世	記載なし	(木箱)	○記載なし ●記載なし	表(蓋)に紙を貼り、その上に「往古之御書物取箱、上河内名主:松兵衛 扣之」とある。また箱の底(裏)には筆墨で、「今川様御朱印箱 駿洲志太 郡笹間村上河内:岡埜谷松兵衛」とある。この中に前記通し番号No.4・5・ 6の文書を入れて、大切に保存され現在に伝えられたのであろう。	サイズ:33× 8×3, 5(h) cm	箱	木箱	1		

地区番号：15 地区名：身成 岡莖谷家文書目録 その1

分類:A-1 支配一領知

No.2

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1 D81	A 1	寛永19年9月23日 (1642年)・壬午	忠兵衛死=申候付 而	○上川内村五左衛門等16名連印、(五郎太夫 外5名の奥書あり) ●後家殿・左次右衛門殿	水野監物様御内拝領の源左衛門殿御供内衆として仕えていたが、跡、 役家、子供ともに潰さぬように、地下の者共取立てよ、とした事が記載され ている。	(旧目録P77)	原 本	状	1	○	91
2 K161	A 1	元文元年5月28日 (1736年)・辰	覚(朱印證文の件、御 尋に付き回答)	○本多紀伊守御預り所駿州志太郡笹間下組上 河内:松兵衛 ●駿府町御奉行所	1、永禄2年12月23日の朱印・御證文写1通、これは今川家の由、申し伝 えあり、我が家代々所持して来た。この度役所よりのお尋ねに付き申し出 る、とある。	(旧目録P216)	原 本	状	1		
3 A68	A 1	元文元年5月29日 (1736年)・辰	覚(今川家の證文 提出の事)	○笹間村之内 上河内名主:松兵衛 ●田中寺社御奉行所	今川家の御證文2通、駿府の奉行所へ提出し帰宅、それから急病にな り、田中寺社奉行に證文のここと行き届かず、書状にて提出する、とある。	(旧目録P12)	原 本	状	1		
4 A15	A 1	天保10年 8月 (1839年)・亥	差上申御請書帳	○駿州志太郡笹間村百姓代:次郎右衛門、組 頭:菫三郎、名主:松兵衛 ●御普請御改掛御役人中	今般御普請仕来りの御礼しのためにお越しなされたお役人に、その場所 ご案内して調査が行われた。その際、明和8、文化2、文政5年の村差出 明細帳村扣を提示、調査の結果この書物の通りということだった。そして 今後外の証憑書物を提出しても採用し難いと仰せ渡された。本帳面はそ の請書である。	丁数:4枚 (旧目録P11)	原 本	縦 帳	1	○	91
5 A19	A 1	嘉永3年 3月 (1850年)・戌	鉄炮御改帳 写	○駿州志太郡笹間村下組:松兵衛 ●寺西直次郎様 嶋田御役所	鉄炮数量・玉目(勾)・持主の明細を記帳、合計19挺。外3挺は持主死 亡、これを譲りうけの希望差者なく、役金除外を申請するも許されず、村 負担となる。	丁数:7枚 (旧目録P13)	原 本	縦 帳	1	○	91
6 G1	A 1	安政元年12月 (1854年)・寅	願書下書嶋田御陣 屋付宿々村々	○A 願書:細嶋村・伊久美村・身成村・東光寺村・河原 町・金谷宿・嶋田宿の各村役人連名、組合宿々取締役 名主:桑原古作、 B 山内組合惣代:伊久美村:菫左 衛門、身成:作之右衛門 (願書写:上河内名主:松兵 衛)。 ●A:吉川幸七郎様御用人中様、B:なし(Aと同じ)	A:願書決済を仰ぐ役所が、現在嶋田役所と駿府役所であるが、重要な 事柄は駿府役所に直接申出する必要あり、それで決済が滞るので嶋田役 所一本にお願いしたい。B:Aとおなじ主旨、但し、嶋田陣屋は修復に よって一間余分の部屋が出来た。従来役人1人で大変であったが、これ から2人にし、嶋田役所からの決済で済むようにして頂きたい、とするお 願書。	丁数10枚、左端メ リ御が全て破損・欠 字あり (旧目録P189)	原 本	縦 帳	1	○	91
7 A20	A 1	文久元年11月 (1861年)・辛酉	御請書(諸事御尋 ねに付き取調書)	○笹間両組 百姓代:孫太夫・次郎右衛門、組頭: 菫三郎・次右衛門、名主:松兵衛・八左衛門 ●嶋田御役所	御料所定免高:670石3斗5合(明より未までの5ヶ年平均)、御物成、米8 斗7升4合4勺、籾287貫73文4分(笹間村)、以下22ヶ条にわたり取調事 項が記され、それに付き回答が記されている。家数220軒、人数1440人 (男740人、女700人、馬10疋、丑なし)などを記載する。	丁数9枚 若干のシ ミあり。分類:D-1 に相当 (旧目録P11)	原 本	縦 帳	1		
8 D193	A 1	(明治初年)	御廻状写 (包み紙入り)	○笹間村上組(静岡郡政役所よりの廻状) ●笹間村下組名主へ	今後は、年貢上納・公事訴訟・諸類届け等、全て静岡郡政役所に申立 てる事、との廻状。別紙で添書あり、この廻状の順序は次の通りとある。笹間 村上組→下組→三井組→高日向組→日向組→桑ノ山組。	(旧目録P16)	原 本	状	1		
9 A24	A 1	(なし) 9月11日 ・卯	御改革地所改其外 御元縮向彼御渡御 書	○嶋田宿名主:古作、組頭:次郎右衛門、百姓 代:伝三郎、東光村へ下泉村まで16ヶ村 ●嶋田御役所	今度新政府が御検分のため役人派遣するといふ、従来の旧弊改める為、 村々所持の検地帳・名寄帳、年貢取立帳等を取上げ取調べとのこと、 今後、不正の慶なきように公儀のお触れを守り、実際を報告せよとのお達 し、一同これを引き受けると誓う。	丁数5枚 (旧目録P6)	原 本	縦 帳	1		
10 A25	A 1	なし 8月 ・申	乍恐以書付奉願上 候	○嶋田宿名主:古作、外間宿宿外5ヶ村(含:笹間 村)名主:松兵衛 ●羽倉外記様御役所	当御陣屋付きの半番人の給米は、以前より1日に付き米5合で賄って きた。ところが12月中の廻状では遺方の山村もこれに従えとのこと、迷惑 しております。この給米を取りやめて、1ヶ年給金2両の割賦にして下さ るようお願い上げる。	丁数2枚 (旧目録P13)	原 本	縦 帳	1	○	91
11 J87	A 1	なし 6月	改刻 本朝御改正 略記	○和来堂可旭板(出版社) ●記載なし	・「御勅使御鎮撫使面々」、・「御親征総督府有栖川御宮、海軍總督、 聖護院御官」、・「諸道先鋒兼鎮撫使總督面々」、と公卿等が連名。「諸街 道御警衛御大名方」として、東海道・甲州道・中山道・信州・北国加州筋・ 奥羽筋の、諸大名の名前が連記される。	(旧目録P321)	原 本	状	1		
12 X38	A 1	なし	書状(陣屋瀬戸様 交代について)	○紋十郎 ●記載なし	御陣屋瀬戸様が急に交代を申し渡され御出府される。暇乞いにあなたも 出張ください。あとの方は近藤様一人か、又は誰になるかは不明、先ずは 出張お願いまで、委細は貴面にて申上げる。	(旧目録P309)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
13 K65	A 2	寛文5年 3月 (1665年)・巳	吉利支丹宗門つよく御 せんさく付江戸方御印 被下候条々(下書)	○何村庄屋たれ ●記載なし	キリシタン禁制について、村内に隠し置くことがないよう3ヶ条にわたって公儀より厳しい申渡しがあつた。寛文4年11月のことである。本状はこれを受けて、各村がそれを厳守することを公儀に誓った誓約状である。	(旧目録P5)	原 本	状	1	○	91
14 D83	A 2	貞享5年 3月 (1688年)・戊辰	一札手形之事	○長右衛門 外10名 ●庄屋太兵衛殿・三郎左衛門殿	年貢停止の事、田地永代売買の事、田地質物の事、田地質物請け返しの事、自然永代売・年季無しの田地の事、自今以後田地質物の事、百姓の分地ご度の事、川除普請の事、手代への音物ご法度の事、田地救金の事、以上10ヶ条のご法度について記載する。	(旧目録P10)	原 本	状	1	○	91
15 A2	A 2	享保9年 2月 (1724年)・辰	五人組状并高附 持主:岡登谷松兵衛	○記載なし ●記載なし	①五人組帳と、②各戸別の高付に分かれる。①公儀への年貢諸役を大切に勤め、親孝行・夫婦兄弟親類睦まじく、下人等も憐れむように。キリシタンの事は毎年身元を改める。五人組は往還御伝馬役を勤め、百姓は耕作に精を出すこと。印形は常に大切に、人に預けたりはしない、年貢金皆済は7月10日以前に、その外は12月10日以前に皆済の事、糞沢禁止。川筋の村は常に堤切をしないよう誓など取り取ってはいけない、等、48項目、細部に亘り記載される。②各戸別に永高を示し、最後にその合計136貫926文とある。	丁数44枚、汚れ変色あり。 (旧目録P14)	原 本	縦帳	1	○	91
16 A1	A 2	寛延4年 4月 (1751年)	条々 裏表紙に「諸国御料百 姓御仕置之次第」とあり	○駿州志太郡笹間村之内、岡登谷氏 ●御代官所	手代役人等非道の事を申しかけて村が迷惑することあればその子細を代官に訴える事、御料所内の百姓が公事訴訟事あれば御役人まで申入れる事、など御条目が公儀から出された。この御条目を村では写し取り、これを厳守することを公儀に誓ったもの。	裏打ち後の虫食い 著しい文字不明な 箇所目立つ。 丁数20枚 (旧目録P5)	原 本	縦帳	1		
17 A28	A 2	寛政4年正月 (1792年)・子	御廻(状)後欠	○嶋田御役所 ●各村々(略)	寛・廻状類10点余を収録、それは貯夫食書付素文、去亥年の年貢納入通知、村々人数書上覧(数点難形)、養祖父・養母に手傷を負わせ逃亡した玄正、養子玄味の人相書、粟種書上等あり。	寛、丁数13枚 (旧目録P7)	原 本	横帳	1	○	91
18 A29	A 2	寛政9年正月 (1797年)・巳	御廻状写	○嶋田御役所 ●(各村々) (鶴岡村より始め→笹間下組)	宗門人別・五人組帳・鉄炮證文・牛馬手付帳・村入用帳 共、3月10日までに提出のこと、お尋ね者の風体の明細とか、又当年の年貢、期限までに上納する事などの条々、嶋田役所からの廻状がある。	紙変質、虫食い、丁 数12枚 (旧目録P7)	原 本	横帳	1	○	91
19 D4	A 2	享和元年12月5日 (1801年)・酉	御触書写 笹間下組	○紺屋町御役所 ●(笹間村各組)	1、百姓・町人は首字帯刀は領主・地頭の許可したもの以外は厳禁、2、博打賭けの勝負事は天明8年のお触れ以来禁止。この1、2の事柄は近年乱れている。今後厳重に処罰する。このお触れを受取った笹間村は各組(笹間村下組、大森組、西向組、大平組、三並組、高日向組、日向組、桑ノ山組)の各村方三役が連印して厳守することを誓ったもの。	丁数7枚 (旧目録P6)	原 本	縦帳	1	○	91
20 A7	A 2	文化4年 3月 (1807年)・卯	五人組帳 此主:岡登谷市治郎	○記載なし ●記載なし	年貢納入のことから着衣の制限まで細々と56ヶ条にわたり書き記している。そしてこれを五人組末々迄読み聞かせ遣背のないようにせよ、とある	紙変色、丁数32枚 (旧目録P14)	原 本	縦帳	1		
21 A32	A 2	文化5年正月 (1808年)・辰	御廻状写	○紺屋町御役所・嶋田御役所 ●村々	宗門人別帳の提出日3月10日、当辰年定免年季明けの切替の事、朝鮮通信使巳年(文化6)対馬まで来聘に付き、村高100石に付き金1両の困役、嶋田宿助成金の内、村々拝借金例年通り11月19日元利共取立、等のお触れ。	紙変色、丁数8枚 (旧目録P7)	原 本	横帳	1	○	91
22 A8	A 2	文化11年3月 (1814年)・戊	御請書 申渡 駿州志太郡笹間村下組	○笹間村下組百姓伊左衛門等87名連印、奥書: 名主:松兵衛、与頭:甚三郎、百姓代:治郎右衛門 ●駿府紺屋町山田茂左衛門様御役所	申渡:前々申渡の触書、五人組心得触書、すなわち年貢金上納の事、米納職入の事、荒地畑返返の事、衣食住の質素の事、博打賭事禁止の事、これら百姓一人ひとりに読み聞かすべき事、とする公儀の申渡しを村は急度厳守する事を誓ったもの。	丁数13枚 (旧目録P10)	原 本	縦帳	1	○	91
23 A33	A 2	文政4年正月 (1821年)・巳	御廻状之写	○紺屋町御役所 ●有渡郡・安部郡・志太郡・益津郡 御料・私料・寺 社料村々名主	代官所より各村惣代に申渡した事をよく承知し、この廻状に請印して順達することとし、その内容に次のものを挙げています。春農隙の間に荒地返返の事、悪水路通水に障りの竹木伐採の事、駿州盛濟寺諸堂大破のための勧化の事、富士浅間神社修復のための勧化の事、等を挙げています。	丁数14枚 (旧目録P7)	原 本	横帳	1	○	91

通し番号 整理番号	分 類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
24 A34	A 2	文政5年正月 (1822年)・午	御廻状之写 笹間村下組	○紺屋町御役所・嶋田御役所 ●村々	記載事項は次のものがある。春農業が手隙の折に路木など障りなく竹木を伐採しておく事、宗門人別を改める事、年貢残金3月10日迄に上納の事、川越入足が余分に酒手をねだると聞いているが、敵に憤む事、寝屋も同様の事、鞘子徳願寺で殺人あり、その犯人の手配書、山住神社・熊野神社大被、7ヶ国5ヶ年勅化、寺社奉行連印の勅化状、当午5月より亥4月までに持参の事、などあり。	虫食い、変色あり、 丁数:21枚 (旧目録P8)	原 本	横 帳	1	○	91
25 A35	A 2	文政9年正月 (1826年)・丙戌	御廻状写 駿州志太郡笹間村下組	○紺屋町御役所・嶋田御役所 ●記載なし	・宗門改帳・五人組帳・鉄炮證文帳・夫錢帳、3月25日迄提出の事、・戊年貯穀出穀返納小前帳、12月晦日迄提出の事、・起返の免直し、畑田成場所の新規高入等、小前帳仕立ての期限、・甘藷作り取り調べの件、など、文政9～11年に至る御用留。	丁数16枚 紙変色 (旧目録P8)	原 本	横 帳	1	○	91
26 A37	A 2	文政12年正月 (1829年)・乙丑	御廻状写 駿州志太郡笹間村下組	○紺屋町御役所 ●(岡部宿より水川村まで)	当丑年の宗門人別帳、五人組帳、鉄炮證文帳、夫錢帳、これを3月15日迄に提出の事など、諸事について記されている。その外、年貢納入、野焼、博奕、古金銭、手配書、普請、陣屋修復等、五人組御仕置帳に記載される内容が多い。古銭・新銭関係の引替え事項が目立つ。	丁数14枚 (旧目録P8)	原 本	横 帳	1	○	91
27 A12	A 2	文政13年正月 (1830年)・庚寅	差上申五人組手形 之事	○駿勝志太郡上河内:岡登谷松助 ●羽倉外記 様御役所	先ず最初に、年貢諸役大切に、親孝行、夫婦兄弟諸親類に親しく、下人を憐れみ、諸事村人が心を合わせる事、から強訴・徒党・逃散禁止に至るまで、全部で54ヶ条で百姓が守るべき事柄を示している。これは公儀が発布したお触れであるが、これを受けて村が守るべく、五人組手形を提出したものである。外に、「宗旨御改人別帳前書」掲載がある。	文政13年6月、岡登谷松助がこれを写し取ったとある。 (旧目録P14)	原 本	縦 帳	1	○	91
28 A102	A 2	文政13年 9月 (1830年)・寅	御定多年聞書	○何村庄屋たれ ●記載なし	享保2年より延享2年迄の間、罪の軽重を問わず、多方面にあらゆる罪状を掲げ、それに対する量計を細目に互り記載する。いわば犯罪量刑の手引書。一例を挙げれば、煩いの疥人、療治も加えず、其の上宿外へ送り出すなどした場合は「その旅籠屋所払い」とする、など。	文政13年9月とは、岡登谷氏がこれを写し取った年月である。 (旧目録P6)	原 本	縦 帳	1	○	91
29 A39	A 2	天保3年正月 (1832年)・壬辰	御廻状之写 駿州志太郡笹間村下組	○紺屋町御役所・嶋田御役所 ●記載なし	内容は「五人組仕置」とほぼ同様の事項、特に山間地故に野焼き(焼畑)の火の扱い、山崩れによる農地荒廃、大雨による災害等に留意する旨の記事が目立つ。博奕等も厳しく禁止している。古金銀引替えのことも記載される。	紙変色、丁数18枚 (旧目録P8)	原 本	横 帳	1	○	91
30 A62	A 2	天保4年 (1833年)・巳	(御廻状写) (表紙なし)	○紺屋町御役所・嶋田御役所 ●記載なし	お触れの一部を紹介すると次のようなものがある。・当巳年起返しの場所を取調べ小前帳を提出の事、・御林のある村々は裏に野焼きはしない、・道橋用墨水路等、手隙の節手入れする事、・京都の銀筋職人や銀筋打立の商売の者が来ても売買してはならない、・中嶋陣屋、駿府牢屋修復の分担金25日迄に納入の事、など	紙変色、丁数13枚 (旧目録P8)	原 本	横 帳	1	○	91
31 A40	A 2	天保5年正月 (1834年)・甲午	御廻状之写 笹間村下組	○紺屋町御役所・嶋田御役所 ●(笹間村下組内村々)	廻状お触れを一部紹介すると、次のようなものである。正月7日:御林・往還道、川除等の管理に関する書付け提出の事、2月4日:製糖の有無を提出、3月3日:水野出羽守卒去に付き鳴り物停止、普請は可。5月晦日:近年連作に付き酒造量の制限、外、12月19日:嶋田陣屋・駿府牢屋修復入用の割当金など。	丁数15枚 (旧目録P8)	原 本	横 帳	1	○	91
32 A41	A 2	天保6年正月 (1835年)・未	(御廻状之写)	○紺屋町御役所・嶋田御役所 ●記載なし	一部内容を紹介しますと次の通り。・当未宗門帳・人別帳・鉄炮證文帳提出の事、・当未年貯穀返納小前帳の提出の事、・御林廻り・往還道添木境目の事、嶋田陣屋・駿府牢屋入用金の事 等。	丁数15枚 (旧目録P8)	原 本	横 帳	1	○	91
33 A42	A 2	天保7年正月 (1836年)・申	御廻状写控 笹間村下	○紺屋町御役所 ●記載なし	内容は次の通り(一部紹介)。当申宗門帳、人別帳、鉄炮證文帳提出の事、・御巢鷹山の事、鷹の巢の有無について、・諸祈の事、これを隠さず改めうける事、・諸国酒造は3分の1減とすることを守る事、などあり。	紙変色、丁数15枚 (旧目録P8)	原 本	横 帳	1	○	91
34 A43	A 2	天保8年正月 (1837年)・丁酉	御廻状写控 笹間村下組	○紺屋町御役所・嶋田御役所 ●(各村々)	内容は次の通り(一部紹介)。古金銀の引替えについての詳細な内容を記載、小判改鑄により世間に通用する金貨が増加したが、両替は是まで通り滞り無く通用される、など引替えの日時と人名が記載されている。また疫病流行時の投棄方法や、大塩平八郎の乱の記載、手配書もある。	虫食い、変色あり、 丁数:29枚 (旧目録P8)	原 本	横 帳	1	○	91

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
35 A13	A 2	天保8年11月 (1837年)・酉	御代官岸本十輔様被 仰渡事 志太郡笹間村下組	○笹間村下組三井組名主:伊左衛門、高日向組: 新太夫、日向組:利兵衛、栗の山組:太郎右衛門、 甚左衛門、上河内組:松兵衛、大森組:作左 衛門、西向組:権右衛門、大平組:治郎兵衛 ●帳元:松兵衛	嶋田役所より出役惣代身成村名主・伊久美村名主宛で、「近年凶作続き で村人皆難儀したが、今年は順調な気候に恵まれ豊年の予想、米穀収納 を早く行うように」と、との催促やその他村人が留意すべきことを書いたお触 れが出され、これを承り、笹間下組の村役人が枝郷の百姓に必ず読み聞 かせると誓って、これを帳元宛てに送ったものである。	丁数8枚 (旧目録P6)	原本	縦 帳	1	○	91
36 A45	A 2	天保11年正月 (1840年)・庚子	御廻状写控 志太郡笹間村	○駿府紺屋町御役所・嶋田御役所 ●(各村々)	・去る戊午皆済目録渡し、1月30日出頭の事、・当子宗門人別帳、人数増 減帳、村入用帳等の提出の事、・小物成諸運上の類、新規の稼ぎを願う者 は2月15日迄に申出る、・御朱印除地をもって社寺や門前百姓家数人 別、これらを去る午年と比較して、4月10日までに提出の事。	紙変色、丁数52枚 (旧目録P8)	原本	横 帳	1	○	91
37 A46	A 2	天保12年正月 (1841年)・辛丑	御廻状写扣 笹間村下組帳元松兵衛	○嶋田御役所 ●記載なし	・大御所様逝去、普請と鳴物は停止の事、・無宿者は、捕らえ置き報告す る事、・天保の改革内容記事:質素儉約・農業励む事・砂糖製作制限、・金 銀引替えについて、・人相書手配、などの記載あり。	紙変色 丁数25枚 (旧目録P8)	原本	横 帳	1	○	91
38 A17	A 2	天保12・13・14年 丑・寅・卯	(前欠) 御政事御廻状	○駿州志太郡笹間村下組上河内 帳元:松兵衛 ●記載なし	嶋田御役所からの廻状綴り:取締通達文、天保12年丑6月から同卯年3月 までの触書・廻状を書き写したもので、「御用留」である。	丁数73枚 (旧目録P9)	原本	縦 帳	1	○	91
39 A47	A 2	天保13年正月 (1842年)・壬寅	御廻状写扣 笹間村下組帳元:松兵衛	○嶋田御役所 ●記載なし	飢饉に備えて貯蔵の事、無宿坊主(25歳)の人相書、嶋田御役所障屋修 復の事、株仲間解散のこと等、来る辰年(天保15)より採用することとなる。	丁数31枚 (旧目録P9)	原本	横 帳	1	○	91
40 A48	A 2	天保13年10月 (1842年)・寅	(袋)御停止老朱銀小 前帳入 笹間下組	○記載なし ●記載なし	袋の中に次の3点の文書が在中、①御改正に付き村々奉書上候一身成 村、笹間渡村、笹間下組、上組、地名村、下和泉村、鶴岡村の村々が保 持する老朱銀書上げ(状)、②御停止に付き老朱銀取集帳(横帳)、③老 朱銀御停止に付き諸入ヶ割合帳(横帳)。	袋の中に①②③が 在中 (旧目録P11)	原本	状・ 横	3	○	91
41 A49	A 2	天保14年正月 (1843年)・癸卯	御廻状写扣 笹間村下組帳元:松兵衛	○嶋田御役所(池内岩之丞) ●記載なし	・年貢米金滞滞なく上納すべき事、田畑・懸水樋、道橋大破に至らぬよう に常々心掛ける事、・鉄砲證文の事、・酒造3分1に付き證文提出の事、 (以上横帳)、外にお触書扣、外に、諸田人別改め方に付いての心得あり (綴り6枚)。	丁数33+6枚 (旧目録P9)	原本	横・ 綴	2	○	91
42 A50	A 2	天保15年正月 (1844年)・甲辰	御廻状写扣 笹間村下組帳元:松兵衛	○嶋田御役所 ●記載なし	天保15年のお触書の写し、帳面の前半は百姓の心得等を記し、半ばに 8ヶ村の年貢金納割付を記し、後半に当年12月13日に弘化と改元する、 と記載される。	丁数26枚 (旧目録P9)	原本	横 帳	1	○	91
43 A18	A 2	天保15年12月 (1844年)・辰	請印帳 笹間村下組	○笹間村下組 大森組名主:作左衛門、西向組名主:権 右衛門、大平組名主:次郎兵衛、三井組名主:伊左衛 門、高日向組名主:新太夫、日向組名主:利兵衛、栗野 山組名主:多郎右衛門、同断名主:甚左衛門、上河内組 組頭:甚三郎 ●帳元:松兵衛	博奕の事は前々から公儀より堅くご法度となっていて、全て賭けの請勝負 事、その宿にしない事、などこの度帳元松兵衛殿から厳しく申し渡された。 1銭の賭け事たりとさせない、この禁止事項、吾等名主は引き受ける、と ある。	丁数4枚 (旧目録P11)	原本	縦 帳	1	○	91
44 D52	A 2	弘化2年正月28日 (1845年)・巳	御廻状之写 笹間村下組帳元:松兵衛	○池田岩之丞御役所 ●(大森・西向・大平・三井・高日向・栗野山の各 名主)	近來御改革の触書、百姓家作・衣食のこと、年貢米の納方、質素儉約のこ と、荒地起返のこと、貯夫食、宗門人別帳 等々に付き、遵守するようにと のお触れ。	包紙あり、丁数5枚 (旧目録P9)	原本	横 帳	1	○	91
45 A51	A 2	弘化2年正月 (1845年)・乙巳	御廻状写扣 笹間村下組帳元:松兵衛	○嶋田御役所(池田岩之丞御役所) ●記載なし	前々より触れだしているご法度・近來改革のお触れ、堅く守る事、貯蔵困 増しに付き最寄4~5ヶ村で郷蔵を取立て置く事、夫食手当てに対処の作 物を心がける事、尾張大納言逝去、鳴物は7日間停止の事、紀伊大納言 御蔵中逝去に付き鳴物停止の事、年貢初納・2納滞滞なきようにする事。	紙変色、丁数25枚 (旧目録P9)	原本	横 帳	1	○	91
46 A52	A 2	弘化3年正月 (1846年)・丙午	御廻状写扣 笹間村下組帳元:松兵衛	○嶋田御役所 ●記載なし	触書の扣帳、始めに百姓の義務・心得を記し、中ごろに、仁孝天皇の崩 御、統いて紀伊大納言逝去に付き、鳴り物禁止、国役金のこと、新旧金銀 引替えの事などがある。	全ページ下部中央 部分虫食い、 丁数25枚 (旧目録P9)	原本	横 帳	1	○	91

通し番号 整理番号	分 類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
47 A53	A 2	嘉永2年正月 (1849年)・酉	御廻状写扣 笹間村下組帳元:松兵衛 扣	○駿府紺屋町御役所・嶋田御役所 ●記載なし	前々よりのご法度堅く守る事、藤枝宿補助郷に付き役人惣代出頭事、紀伊大納言逝去に付き、鳴り物・普請停止の事、尾張中納言逝去に付き鳴り物・普請停止の事、年貢初納・2納遅滞なく上納の事、外、諸廻状の扣を記録する。	紙変色、丁数19枚 (旧目録P9)	原 本	横 帳	1	○	91
48 A54	A 2	嘉永3年正月 (1850年)・庚戌	御廻状写扣 歌州志太郎笹間村下組 松兵衛扣	○嶋田御役所 ●記載なし	五人組仕置の内容(年貢米・用水・普請・起返等)を列記、嶋田陣屋修復金を25日までに納入の事、伊豆・駿河の秤改めの事、尾張内納言13日逝去に付き鳴り物停止の事、笹間上・下組の年貢納入期日の事、郷蔵への貯蔵の事、金銀引替の事、などを記録する。	紙変色 丁数19枚 (旧目録P9)	原 本	横 帳	1	○	91
49 A55	A 2	嘉永5年正月 (1852年)・壬子	御廻状留 笹間村下組	○嶋田御役所 ●記載なし	五人組仕置の内容(年貢米・普請・起返・宗門人別の事等)を列記、嶋田陣屋修復金を25日までに納入の事、問屋組合停止の事、問屋組合再興の事、殺人犯人手配書(人相書)、年貢金納入の事(上組27両、下組20両)、など記録。	紙変色 丁数28枚 (旧目録P9)	原 本	横 帳	1	○	91
50 A56	A 2	嘉永6年 (1853年)・癸丑	御廻状留 笹間村下組	○嶋田御役所 ●(村継渡し)	・文政金銀草字2分判2朱銀、1朱銀通用停止、当子午11月迄に引替の事、当丑宗門人別帳、五人組帳は例年通り3月10日迄に提出の事、紀伊一位殿去る月20日逝去、普請、鳴り物7日間停止の事、嶋田陣屋修復郡中入用は書面通り29日までに納入の事、とある。	紙変色、上部虫食 い 丁数22枚 (旧目録P9)	原 本	横 帳	1	○	91
51 D138	A 2	嘉永7年正月22日 (1854年)・寅	御触写(廻状) 大森 始〜栗野山 迄	○笹間下組帳元:松兵衛 ●大森組一西向組一太平組一三井組一高日向組一日向組一栗野山組、右組々御役人中	「村々前々より仰せ出され候御法度の趣、いよいよ堅く相守るべし」との前文から始まり、16ヶ条の順守・禁制事項を列挙し、文末に異国船来航による注意事項を挙げている。順守事項は次のものがある、邪宗門の事、御林竹木伐採の事、田畑・額納売買禁止の事、借知店借の事、年貢納入の事、旅人・乞食・非人扱の事、火の用心の事、神事祭礼の事。	丁数7枚 (旧目録P10)	原 本	縦 帳	1	○	91
52 A57	A 2	安政4年正月 (1857年)・丁巳	御触状写 笹間村下組	○嶋田御役所 ●記載なし	最初に御法度の条文を書き連ね、それから次のような条項が列挙される。遠州光明山勧化寄附金の事、三島宮、諸大破に付き勧化の事、箱館において「箱館通宝」鑄造に付き、箱館・蝦夷・松前の外は通用禁止の事、駿府御城内普請用材の事、年貢皆済の事。	紙変色 丁数20枚 (旧目録P9)	原 本	横 帳	1	○	91
53 A58	A 2	安政5年正月 (1858年)・午	御触状写 笹間村下組	○嶋田御役所 ●記載なし	前々よりの御法度堅く相守る事、神事祭礼、仏事分相応にする事、御廻米は米性を遣ひ俵入り入念に仕立てる事、宗門人別・五人組帳は3月10日迄に提出の事、三島宮諸堂大破修復のため寄進すべきの事、等を触れ出す。	紙変色、丁数20枚 (旧目録P9)	原 本	横 帳	1	○	91
54 A59	A 2	万延2年正月 (1861年)・酉	御触状写(廻状) 志太郎笹間村下組	○(嶋田御役所) ●記載なし	嶋田陣屋修復入用納入の事、当御代官が検見并荒地起返の検分のため巡村するので、仕訳取調帳を提出の事、外、廻状を順達の上、留村より役所へ返すこと、と締めくくる。	丁数30枚 (旧目録P9)	原 本	横 帳	1	○	91
55 A60	A 2	文久2年正月 (1862年)・戊	御触状 写 志太郎笹間村下組	○嶋田御役所 ●(村々)	・前々からの五人組帳前書、堅く守る事、笹間村上組、栗野山組の鉄炮拝借は持主、名前、玉目を調査の上、届け出る事、伊久美村名主甚左衛門より酒造株を譲りうけたい、との願ひ出あり。	紙変色 丁数13枚 (旧目録P10)	原 本	横 帳	1	○	91
56 A22	A 2	明治2年10月20日 (1869年)・巳	御廻状写	○静岡郡政御役所一これを受けて一 上組名主 ●下組名主中	①開港後、偽の要糸、生糸類が出回り貿易する者あり、これは皇国を汚すことになる。外国人との取引に不正なきように、紙・生糸の税則を示す。②社寺領収納の件に付き通達。	丁数6枚 (旧目録P10)	原 本	縦 帳	1	○	91
57 A23	A 2	明治5年4月10日 (1872年)・壬申	寺院取調へ書式	○志太郎笹間村峯双院・光福寺、身成村阿主南寺、村々役人 ●静岡県庁	各寺院の本寺・末寺・寺号・住職等を、書式に従い調査し、県庁に提出するよう各村に順達させる。7月18日までの9日間に調査せよ、とするもの。	丁数3枚 (旧目録P203)	原 本	縦 帳	1		
58 近D512	A 2	明治5年 9月 (1872年)・申	御達御廻状写 副長:岡野屋奏兵衛	○静岡県庁 ●記載なし	身分制の廃止、人相書(4名)、給金屋料、地券発行、紙幣発行(新貨条例)、風俗改正令、過拜式等、明治新政府からの新法令布告の写し、明治5~6年の写し。明治2年の改名御改帳、鉄炮書上帳、第7番御達写も綴られている。	(旧目録P15)	原 本	縦 帳	1	○	91

分類:A-2 支配-法令

通し番号 整理番号	分 類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
59 近D506	A 2	明治5年9月 (1872年)・壬申	御達御廻状写 上河内:岡野屋松兵衛	○記載なし ●記載なし	貨幣制度、税制度、戸籍、地券発行と地租改正、年貢納入、身分制度 藩制の改・時刻、などに触れる。江戸末期の藩制度が明治に入り近代化されていく、その移り変わりが分る。	丁数79枚 (旧目録P15)	原本	縦 帳	1	○	91
60 C548	A 2	欠	断簡(下書き)	○欠 ●欠	この度御料所御改革の儀仰せ渡され、御用方検見は勿論定免村々……以下後欠と続く。	(旧目録P65)	原本	状	1		
61 D167	A 2	欠	なし (禁令のお触れ)	○欠 ●欠	無職跡の者、怪しいと判断したならば差し押さえ注進すべし、ご法度の賭け諸勝負、宿賃し等は一切しない、以上厳重に取り締まる、とある。	(旧目録P12)	原本	状	1		
62 A108	A 2	8月 ・卯	御触書 廻状	○池 岩之丞 ●(村役人)	御料所改革による触書、近来百姓共奢侈の有様を戒め、古来の風俗に立ち戻ることを促す、百姓は国の本であることを論じている。	(旧目録P6)	原本	状	1		
63 A107	A 2	正月15日 ・亥	廻状 大森始ノ栗野山迄 下組帳元	○寺西直次郎御役所 下組帳元:松兵衛 ●笹間村下組名主:市兵衛組々 役人中	五人組御仕置帳の廻状、11ヶ条から成る。年貢納入の連帯責任、宗門人別帳は例年通り2月1日までに提出の事、などあり。	丁数8枚枚 (旧目録P10)	原本	縦 帳	1	○	91
64 A117	A 2	3月18日	書状	○身成村:五郎右衛門 ●下組御名主	今度巡検使が嶋田宿から笹間・伊久美・鞆の3ヶ村を巡検するという、18日に江戸表を発するので、村絵図面を用意するようにと駿府御支配所より内意があった。このこと連絡したもの。	(旧目録P90)	原本	状	1	○	91
65 A112	A 2	記載なし	(触書写)	○記載なし ●記載なし	近年村入用が嵩み、上納が減っている。これは村役人が寄合い酒食等の奢りから来るもので不届きである。向後 寄合は弁当持参で贅沢はないようにすること。百姓の身分で小売等をしてはならない、などの戒め。(下書きか)	(旧目録P93)	原本	状	1		
66 A113	A 2	記載なし	御触(浪人取締) (包紙入り)	○要右衛門 ●記載なし	近年、浪人等が百姓家へ合力銭を強請り、また一夜を乞うて4~5日間も逗留するなど、難題を申しかけるなどが自立つ。このような者あれば、伊豆、甲斐国のご領所は代官へ、私領は領主・地頭へ申出る事、とある。	(旧目録P7)	原本	状	1		
67 A98	A 2	記載なし	水戸殿掟書 (九条の掟書)	○記載なし ●記載なし	1、若は業の種、2、主と親とは理なき者と思え、3、掟におちよ、火におちよ、悪を忘るる事なかれ、4、欲・色・酒は敵と思え、5、子程に親を思え、6、小なるものは分別せよ、大なる事に驚くな、7、朝寝をするな、長話をするな、8、9分をたらずと思ふな、十分は多いと思え、9、分別は堪忍にあると知るべし、右の9条を守るべし、とある。	(旧目録P15)	原本	状	1	○	91

分類:A-3 支配-治安

68 A63	A 3	寛永21年3月20日 (1644年)・申	乍恐申上候	○上河内村:忠兵衛はは(母)、小川村:左次右衛門 ●長谷川藤兵衛	上河内村の庄屋忠兵衛の母が、3年前の7月、忠兵衛の所有する鉄炮で自害した。その経緯について報告したもの。すなわち、忠兵衛は以前より古作の山地に藪刈に出ていたが、姉婿の五左衛門が出頭しこれを拒否して刈らせなかったので忠兵衛は彼を打撃した。このようなことは村の百姓にも世間体もよくない、として自害して果てたもの。	(旧目録P12)	原本	状	1	○	91
69 D82	A 3	延宝3年 (1675年)・卯	乍恐書付を以御訴訟 申上候	○記載なし ●記載なし	栗ノ山村の彦次右衛門が大きな借金をして、両親・妻子も置き去りにして欠落ちし、行方不明となる。親は老体、夫食もなく、ついに渴死した。このような始末だから彦次右衛門がもし立ち帰ることがあっても決して村中には置かないこととする、という一札を提出、案文か?	紙劣化、 (旧目録P78)	原本	状	1		
70 A64	A 3	延宝5年 (1675年)・巳	鉄炮御改ニ付差上ヶ 申帳面之覚	○駿州篠間村庄屋・組頭 ●山村又右衛門・酒井弥市郎	1、「何挺、1、老挺、……合計何十挺」というように、村ごとに調べて明細書を提出せよ、としている。その提出書面の雛形を示したもの。	(旧目録P13)	原本	状	1		
71 A131	A 3	元禄2年 3月 (1689年)・己巳	(鉄炮證文案文)	○駿州何村何院何寺 ●長谷川藤兵衛	鉄炮を所持している者は申出よ、との公儀の指示があった。本寺は鉄炮1挺も所持せず、預かり鉄炮もありません。もし隠匿して外より知れた場合はどんなお仕置さも覚悟している、このこと後日のために庄屋加判して誓う、とする。	前欠文書 (旧目録P13)	原本	状	1	○	91

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
72 A3	A 3	享保15年正月21日 (1730年)・戌	乍恐書付を以御訴訟 奉御願上候	○駿州志太郡高田村名主:岡村仁太夫 ●記載なし	近年諸国下々の士民が困窮している。このことで我々村々がお願いしたい 事があります、として一つ書き第5条まで列挙する。そして最後に天下国家 のため一命を捨てて愚案の一書をお箱に上納する、このこと他人・縁者誰 にも一切他言していない、とし、取り上げて下さるならば天下泰平、国土安 全、万民豊樂、御繁昌仰せ奉り候、と結んでいる。いわゆる「目安箱」への 投書である。その内容は、公儀は年貢減免を発しているに保わず、ご支 配代官、ご地頭様は一切拘りなく旧例の定めを通り年貢納入を命じる。ま た諸国神社仏閣の建替え奉加が進み美しく出来上がるが、これにより庶民 は苦しんでいる、また富士山噴火・宝永山が出来、大損になったことなどを 挙げている。	虫食い欠字あり、 紙変質、丁数12枚 (旧目録P12)	原 本	豎 帳	1	○	91
73 A65	A 3	享保16年12月 (1731年)・亥	差上ヶ申一札之事	○笹間村名主・組頭・惣百姓 ●田中御預御役所	川除御普請御檢奉行 林又七郎様が当村を通った時、笹間村の小百姓 (差出人)の訴状が提出されたという。このことで今度詮議があった。村の 者としては全く覚えがないので、惣百姓が連判證文を提出して身の潔白を 図った。	虫食い欠字あり、 紙変質 (旧目録P12)	原 本	状	1	○	91
74 A4	A 3	延享3年 9月 (1746年)・寅	A:奉願上帳 B:乍恐以書付奉願 上候事	○遠州豊田郡向笠中村:花房三十郎知行所願 主:三右衛門・喜八、江戸鉄炮側舟松下2丁目家 主:沢兵衛 ●御奉行所	日本左衛門という盗賊が大勢の手下を連れて押込み、金銭衣類を盗み、 焼討ちなど勝手気ままの振る舞いをして、地頭へ訴えても詮議もなく 手が付けられない。ところが一方では一味の派手な金銭使いを書ぶものあり、 探索に非協力的である。結局は延享4年京都奉行所に自首し、3月11 日江戸伝馬町で斬首、手下も打首、遠島となる。	旧目録P12 汚損・欠損著しい、 ABは共通、コピー はAのみ。丁数:A 12枚、B9枚	原 本	豎 帳	2	○	91
75 D86	A 3	宝暦7年 9月5日 (1757年)・丑	指上ヶ申一札之衷	○勝右衛門内組頭:三郎右衛門・同組中:次郎右 衛門・三郎助 ●上河内名主:万太郎	この度勝右衛門の女子ちよが欠落、その上勝右衛門はその事を内緒にし ていたので貴方(名主)はご立腹、尤もなことである。私(三郎右衛門)の組 内、何とも難儀している。それで峯雙院・栗野山の太郎右衛門、一色助右 衛門殿を仲介にお願いし詫言を入れ、やっと許してもら。そのため一札 書上げ。	(旧目録P78)	原 本	状	1	○	91
76 A6	A 3	安永7年 3月 (1778年)・戌	鉄炮御改帳	○駿州志太郡笹間村下組名主:伊左衛門・松兵 衛、組頭:権右衛門、百姓代:三右衛門 ●岩松五右衛門御役所	笹間村は山方に付き猪鹿多く、作毛を荒らすので、前々より鉄炮の所持は 許可されている。その所持者個々人の名前を書上げ届け出たもの。下組1 9挺、上組20挺、上下39挺とある。	丁数7枚、所所に シミや破損あり。 (旧目録P13)	原 本	豎 帳	1	○	91
77 A69	A 3	天明6年 (1786年)・丙午	記載なし(田沼戸主 殿頭罪状十五条書 上)	○記載なし ●記載なし	田沼主殿頭の罪状とは、1、豊国より金子を集め、6割5分の利子で貸付け ること、又贖金を拵えていること、2、仲の山城守は若年寄を拝命し、合力 米5000俵を替米にて下野や重右衛門より受取っていること、3、凶年にて 庶民困窮、明和9年江戸大火、庶民難済の際、女遊びに耽っていたこと、 4、自分の屋敷に妾を置いて謀事を企て芸者・頑童を相手に乱闘をなさん とする事、5、自家加増の時は大名旗本の良い土地を取上げ、引き換える こと、などを挙げている。	(旧目録P12)	原 本	状	1		
78 A70	A 3	寛政10年正月 (1798年)・戌午	乍恐書付を以奉申上 候	○名主:松兵衛、与頭:甚三郎、百姓代:次郎右衛 門・惣百姓 ●嶋田御役所	忠右衛門の倅、政次郎の不行状を改心させるため、5ヶ条の悪事等を挙 げ、今後改心して農業に励むよう、嶋田役所に訴えた文書である。	通しNo.79と同じ内 容 (旧目録P128)	原 本	状	1	○	91
79 A101	A 3	寛政10年正月 (1798年)・午	乍恐書付を以奉申上 候	○名主:松兵衛、与頭:甚三郎、百姓代:次郎右衛 門・惣百姓 ●嶋田御役所	五人組頭忠右衛門倅政次郎は親不孝で名主・組頭の意見もきかず、我侘 である。彼が家出したので、弟の辰五郎に跡式を譲り家相続も村人に相談 したが、その時政次郎は立ち構り親に難癖の数々、それで惣領があるが故 に家督を譲れば、親を捨て、村方とも交わらず、鉄炮を所持し、山畑など へ行っても悪口雑言の始末、手に負えないので何卒出頭させて吟味願 いたい、というもの。	通しNo.78と同じもの (旧目録P13)	原 本	状	1	○	91
80 D145	A 3	(享和2年)12月 (1802年)・戌	乍恐書付を以御訴訟 奉申上候	○駿州志太郡笹間村下組名主:松兵衛、与 頭:甚三郎、百姓代:治郎右衛門 ●紺屋町御役所	笹間村下組の内、三井組は名主・組頭・百姓代が不埒な仕業あり、他組 (村)が難儀しているので、この名主・組頭・百姓代を出頭させて彼等の吟 味を願う、として次の不法を挙げている。本年に限ったことではないが、年 貢上納近・初納不足のこと、帳元名主に無断で鍛冶町御宿清左衛門方に 赴き、帳元をたばかり御役所から金子拝借、その元金の15両が滞る。上納 金不足分を帳元名主に借り受けるも未返納、などを挙げている。	(旧目録P89)	原 本	状	1	○	91



分類:A-3 支配-治安

No.9

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
81 A30	A 3	文化3年正月 (1806年)・寅	御廻状写 笹間村下組	○紺屋町御役所 嶋田御役所 ●記載なし	次のような帳出しが収録されている。1、当年度の宗門人別帳、3月中に提出の事、2、当年度は定免の年季替えの年、3、摂州天王寺焼失に付き再建のための助成金集めの事、4、丑年10月28日、江戸神田医師を傷負わせ逃亡中の石使小八の人相書、当4月29日夜、養母さよ、女房のえに手傷を負わせ逃亡中の相州高座郡打戻村百姓重兵衛弟百姓三郎右衛門の人相書、などを載せる。	丁数14枚 (旧目録P7)	原 本	横 帳	1	○	91
82 L24	A 3	文政8年6月 (1825年)・酉	乍恐以書付奉願上 候	○訴訟人:駿州安部郡奈良間村名主:九郎右衛門、遠州藤原郡上野平村名主:喜太夫、同郡家山村名主孫右衛門外6人、惣代家山村百姓六郎右衛門、(相手:駿州志太郡伊久美村百姓代:平四郎外15人、惣代:下泉村与頭:利兵衛) ●御奉行所様	茶一件の吟味中のこと、去る文化10年以来、茶1本に付き、積金と名付け、銀1匁づつ、その外6匁づつは放なく江戸間屋方にて引落とし、更に年毎に茶の値段が下がり、その上茶1本8貫400目入りのところ、實目切りで仕切りする等あり、よって生元は疑いを以て訴訟に及んでいる。どうか江戸結めにある百姓の考えも聞き入れて、公儀からの吟味を願いたい、というもの。	茶一件 (旧目録P220)	原 本	状	1	○	91
83 L190	A 3	(文政8年)6月4日 (1825年)・酉	廻状 (茶一件運上の件)	○地名村:庄兵衛 外2名 ●笹間渡・身成・鶴網・伊久美・笹間下組・同上組・一丁河内・文沢 御名主中	茶一件御運上の請願書、村々調印の上、差出すよう、江戸表に詰めている惣代の者から申して来た。それで安部・葦科両川通り印形取り揃え、去る3日地名村の庄兵衛宅まで罷り越した。それで六日、村々は印形三判宛持参し庄兵衛宅までお出で願う。それから入用金は、当5月より12月まで8ヶ月分、高1石に付き月々銀10匁づつの割合で取集める、と先達で嶋田宿出会の時取決めた。これも上の日に持参願う。且つ又、是まで割合入用金不足の村々はご持参願う。	茶一件 (旧目録P221)	原 本	状	1	○	91
84 L142	A 3	(文政8年)6月19日 (1825年)・酉	記載なし (茶一件入用金の事)	○甚左衛門 ●岡野谷氏	①茶一件入用金のこと、12月迄の分、急に借金されたし、との報せであるが、今小前達難儀に付き、これは困難。5~6月迄の分は何とかできるが12月迄の分は難しい、と報せに回答する。②あと1通は、12月迄の金子出金する事とある。そして6月~12月迄の8ヶ月分の村内割当て金額を切り紙に記載している。	書状2、追伸書1、割当詳細書上げ状2、コピーはその1部のみ。茶一件 (旧目録P226)	原 本	状	5	○	91
85 L202	A 3	(文政9年)8月7日 (1826年)・戌	書状(包紙入り) (茶一件入用割合書)	○庄兵衛 ●笹間下組御名主様	戌6月より12月迄、7月分、金1兩2分、茶一件日用として当10日から12日の間に納入された、とある。	茶一件 (旧目録P225)	原 本	状	1	○	91
86 A79	A 3	文政9年8月 (1826年)・戌	御請證文之事	○駿州志太郡笹間村下組松兵衛(外:三役略)、大森組名主:作左衛門 外:組頭略、西向味美名主:権左衛門 外:三役略、大平組名主:治郎兵衛 外:三役略、三井組名主:伊左衛門、外:三役略、高日向組名主:新太夫 外:三役略、日向組名主:利兵衛、栗野山組名主:太郎右衛門・同甚左衛門 外:三役略。 ●下組御帳元	博奕賭けの勝負ごとご法度の件、前々から禁止厳しく沙汰されているが、今日また厳守を命ぜられた。仰せの通り、本文を百姓に読み聞かせて、必ず守るように誓わせたことを報告したものを。	(旧目録P11)	原 本	状	1	○	91
87 A36	A 3	文政11年正月 (1827年)・戊子	御廻状写 駿州志太郡笹間村下組	○紺屋町御役所 ●(岡宿宿より水川村御役人中)	宗門人別帳、五人組帳、鉄炮燈文帳、夫錢帳を3月1迄に提出すること等、以下の諸事が記載される。野焼き、博奕、手配書、年貢、古金銀、貸付金、陣屋修復、酒造、また文政茶一件直後の金銭に係わる文言が記載されている。	丁数:19枚 (旧目録P8)	原 本	横 帳	1	○	91
88 D103	A 3	天保6年5月11日 (1835年)・未	惣百姓寄合之上取 極置書付之事	○上河内村:松兵衛、等25名連名 ●記載なし	5月10日晩、松兵衛方土蔵に合鍵をもって入り、俵物を盗む者あり、よって11日早朝、村方集まり、家毎に家捜しの相談したが、被害者松兵衛の取り計らいで厳しい吟味は延期し、その間少しの物でも盗み取った者を見聞きしたならば、急度吟味し役所へ届け出る。取り合えずこのような処置をする。	通し番号89と同じ内容。 (旧目録P14)	原 本	状	1	○	91
89 D104	A 3	天保6年5月11日 (1835年)・未	取極置議定書之事	○上河内村:松兵衛、等25名連名 ●記載なし	当5月10日晩、松兵衛の土蔵に合鍵をもって切り入り、中の俵物を盗み出した者がいる。村中惣百姓が立会い詮議し、各家毎に取り調べようとしたが、松兵衛は隠居の身なので大きめにしたくないと言う。そこで村としては吟味は先延ばしして、以後判明すればその者は急度所払いとする、ということ取り合えず落着する。	通し番号88と同じ内容。 (旧目録P14)	原 本	状	1	○	91

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
90 D108	A 3	天保6年12月 (1835年)・未	差出申口上書之事	○願主:次郎右衛門、組頭:甚三郎、同利兵衛、 同忠右衛門 ●板元御名主:松兵衛	当未成年春、伊久美郷中にて出入りが起こる。公訴になり吟味中であるが、 殿付御宿の浅田屋清右衛門の発言で組合8ヶ村の名主中に、内済扱いと したらどうかと提案あり。出府したもの双方納得せず、費用も高む。この 費用、百姓の割合分担とさせる筋のものでもない。これまで通り、内済で落着 きたいのでこのことお願いする、というもの。	(旧目録P94)	原 本	状	1	○	91
91 A84	A 3	天保13年正月 (1842年)・寅	差出申一札之事	○上河内村:本人 利兵衛 ●村方御役元	この度心得違ひにて賭けの勝負事に宿を貸したこと、厳しく吟味を仰せつ かった。村方の組頭衆中等にもお願いして内済となった。今後は決して慎 むことを約した、その詫び状である。	(旧目録P11)	原 本	状	1	○	91
92 D23	A 3	弘化2年正月 (1845年)・巳	請印帳 笹間村下組上河内組	○笹間村下組上河内組六人組頭:利兵衛、八人 組頭:忠右衛門、百姓代:次郎右衛門、上河内組 百姓16名の奥書連印あり ●組頭:甚三郎	博奕諸勝負厳禁のこと、今般名主松兵衛より組頭甚三郎に申渡しあり、これ を受けてその甚三郎から六人組、八人組頭、百姓代に申渡し、賭け事 は一銭たりともいけないうこと、委細承知した、というもの。	丁数:4枚 (旧目録P11)	原 本	縦 帳	1	○	91
93 A87	A 3	弘化4年正月10日 (1847年)	為取替一札之事	○坂下:安兵衛、七郎左衛門 ●八百八、五平、久蔵、直吉	八百八等四人の者が秋葉山参詣、その下山の時、坂下2丁目で30歳頃 の者に絡まれて難儀し、宿の安兵衛方へ報せた。この30歳位の男に厳しく 尋ねてみたところ、酒酔者で申訳なく内済扱いを願ひ詫びている。酒酔 者を相手にしても詮なき事として、内済扱いとし、この男を村境まで追払 い、以後立ち入りを禁じた。	(旧目録P13)	原 本	状	1	○	91
94 D126	A 3	嘉永3年8月 (1850年)・戌	済口一札之支	○上河内村:五左衛門 ●同村:忠右衛門	この度、吾等の仲が貴殿の娘あさと心得違ひをしたことで問題となった。 各々方をお頼みし話し合い、双方塚明けした上は、この後この様な事がな いよう我が仲を夜中に無提灯で貴殿屋敷の内へ立ち入らせないようにす る。貴殿の娘も同様に吾等の家敷に立入らないようする。このような済口 の議定一札が取り交わされた。	同じものが3通あ り、その内2通は扣 文書か? (旧目録P86)	原 本	状	3	○	91
95 D200	A 3	(嘉永3年)8月 (1850年)・戌	一札之支	○記載なし ●記載なし	通し番号94号の案文	(旧目録P97)	原 本	状	1	○	91
96 L35	A 3	嘉永6年3月 (1853年)・丑	茶一件廻状 写	○郡中惣代羽鳥村名主:久左衛門、茶一件惣代 新聞村名主:七郎兵衛 ●梅地村、谷畑村、栗野山村、坂京組、畑住組、 小郷郷、上藤川村、岸村、田代村、青部村、堀之 内村、田之口村、文沢村、老丁河内村、笹間両 組、笹間渡村、伊久美村、身成村、地名村、久野 脇村、下泉村、鶴網村、右村々御役人御衆中	駿府町人が新規に茶問屋の結成を公儀に願出、奉行所より許可された。 その茶問屋は14軒と定め、安部、薬科、志太の茶荷物を取り仕切り、口 銭、蔵敷もとり、焼津、清水の両邊を取締り、支配身勝手にも自法を定め、 問屋名目の掛札を規定、こうなる山中の茶相場は下落し、小前末々まで 難渋困窮に至るは必定、吾等は奉行所に断えたが返事なし、よって江戸 勘定奉行に直に訴えた。つまり新茶荷物は駿府問屋には出さず、村々より 直接江戸に積出しできるようにする。皆様村々も一緒に江戸勘定奉行に 訴え出ていただきたい。一斉に訴えれば効果ある、と勧めた廻状。	茶一件 (旧目録P221)	原 本	状	1	○	91
97 A103	A 3	安政6年3月 (1859年)・未	差上申御請書之事	○笹間村下組大森名主:作左衛門、西向名主:藤 太夫、大平名主:次郎兵衛、三井名主:伊左衛 門、高日向名主:新太夫、日向名主:利兵衛、栗 野山名主:多郎右衛門・甚左衛門、上河内組頭: 甚三郎、(組頭名前は省略)、 ●当村御板元	博奕諸勝負厳禁のこと全て賭け事は厳しく禁止されている。今回またこの お触れあり、小前末々まで吟味し、一切させない事を村役人連名の上誓つ たもの。	(旧目録P11)	原 本	状	1	○	91
98 A88	A 3	安政6年6月 (1859年)・未	乍恐以書付御請奉 申上候	○笹間下組の内、大平組左衛門、高日向組定 吉・茂七、日向組善五郎・金作・利助、栗野山組龜 太郎・久治良 ●笹間村下組板元名主:松兵衛	左の差出人の8名の者、ご法度の博奕賭けの勝負事をやり発見された。それ で板元等が呼び出された。今夏は格別のご慈悲により内済とされた。今 後は1銭の賭け事もしない事を約す、というもの。これには次の者の奥書が ある。大平組名主:治郎兵衛、高日向組名主:新太夫、日向組名主:利兵 衛、栗野山組名主:太郎右衛門、同名主:甚左衛門。	(旧目録P13)	原 本	状	1	○	91
99 A133	A 3	元治元年7月21日 (1864年)・甲子	差上申御請書之事	○金谷宿惣右衛門外12名 ●伊奈半左衛門榎嶋田御役所	長州の浪人者が関所・川々で取締厳しく、甲州路や渡海する者も出ている ので、一層取締を厳しくするように公儀より指示される。吾等村々は組合を 造っており、胡乱者の徘徊があれば早速注進するように村人に申渡した。 取締徹底の請書である。	(旧目録P11)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
100 D271	A 3	元治元年7月 (1864年)・子	議定書之事	○駿州志太郡網網村名主:新右衛門、伊久美村 組頭:家左衛門、身成村(2人)、笹間渡村名主: 市左衛門(以上4ヶ村の組合・百姓等省略) ●記載なし	長州附属の浪人共が散在し、東海道筋の開所や川の取締を厳重にしている。それで彼等浪人は甲州筋に立ち入ることもあり、伊久美・身成・下泉村等の名主が取締を仰せつかった。もし疑わしい徘徊の輩を見たら、直ちに取締役に報告する、というものである。	下方部分は紙前 面的に破損。字欠。 (旧目録P86)	原 本	状	1		
101 A21	A 3	元治元年8月 (1864年)・子	御請書 (浪人乱妨に付き 取締之事)	○笹間村下組(扣) ●当御代官所駿州志太郡嶋田宿名主取締役	頃は幕末、長州藩附属の浪人が近隣の土地に立ち入った時は捕り抑える事、異変の事態が生じた時は不覚にならないように処置すること、等、12ヶ条にわたり、村々の守るべきことがあり、公儀から触れ出したこの箇条を守 ることを村が約した文書である。	丁数11枚 (旧目録P11)	原 本	縦 帳	1	○	91
102 D233	A 3	(明治3年)7月5日 (1870年)・午	乍恐以書付奉申上 候(包み紙入り)	○志太郡笹間村上組名主・儀重郎、下組名主:新 太郎 ●郡政御役所	当村内へ茂右衛門という者の探索を仰せつかった。このような者は当村に はいない。このことを申告する。あと1通、上組帳元から下組帳元への書状 がある。	(旧目録P88)	原 本	状	1		
103 近D508	A 3	明治5年8月13日 (1872年)・壬申	第六十区笹間村字高日 向組知内笹間河原往還 際二男老行倒有之ニ付御 届申上候書付	○第六十区副戸長:岡野松平、戸長:勝山吉太郎 ●記載なし	当8月8日、笹間村地内高日向河原に男1人が行倒れ、和田徳太郎が発 見し、村役人に届け出た。私方へも届出があったので検分した結果、30 歳ほどの男で手当てしたが死亡した。死体は最寄の寺院で仮り埋めし、3 日間立札して置く。船井七郎平の「御身分手続書」が添えられている。	丁数6枚 (旧目録P98)	原 本	縦 帳	1	○	91
104 A124	A 3	11月 2日 ・卯	記載なし (犯罪人相書)	○島田御役所 ●村々名主・与頭	当4月12日、雑母を殺害し逃亡の男あり、その人相書。生国は羽州由理 郡新庄村の百姓権右衛門の伴、重四郎、年齢24才、その他 面鉢・着衣 等 細々と記載している。	(旧目録P6)	原 本	状	1	○	91
105 D140	A 3	11月11日 ・卯	記載なし (江戸表地震・出火・諸色 直段高騰を防ぐお触れ: 廻状)	○島田御役所 ●記載なし	この度江戸表にて地震あり出火、そのため商人が地方に材木・諸色を注 文、このことで忠告する。「直段は下値に、又運賃も決して引き上げてはな らぬ。もし違反すれば曲事とする。」このようなお触れの廻状である。	下方紙破損 (旧目録P10)	原 本	状	1	○	91
106 D232	A 3	1月26日 ・巳	記載なし (村人出奔の件)	○高日向:新右衛門、同助大夫 ●上河内:松兵衛	当村新兵衛が12月の押し迫った末に無断で村を出て行った。年明けにも 捕村せず。正月2日に松兵衛殿方で年越ししたとのこと、女房・子供もいる 者が、村を離れて貴方の家ですとは、その訳を知りたい。ご返事を願う。	(旧目録P88)	原 本	状	1		
107 A89	A 3	6月24日 ・午	乍恐書付ヲ以奉願上 候	○伊久美村組々 惣小前不殘名前印(扣) ●増田勝八郎・佐藤兼輔	伊久美の組々小前の者、今月18日滝沢村の穀物商売百姓宇八方へ、多 人数で赴いたこと付き、出頭してその訳を説明するようにと命ぜられた。 これに対する小前全ての釈明である。すなわち、去る巳年より米穀格別高 値、ところが今月16・17日石代引下げの風聞立ち、宇八方へ赴いた。宇 八はあいにく留守、その内、徐々に人が集り、大勢になった次第、決して 騒動を起こす積もりはなかった。「この事相違なし」とする伊久美村役人の 奥印がある。	紙破損部分あり (旧目録P88)	原 本	状	1	○	91
108 X31	A 3	1月15日 ・未	書状 (御支配様不時見回り)	○嶋田宿:鍋屋紋十郎 ●なし	内緒でお知らせしたいことがある。それは御支配様が村取締りのために博 奕賭勝負等を厳しく見回るとのこと。いつ来られるのか分らないが、念のた めそのつもりでいてください。詳細は面談の折に。	(旧目録P301)	原 本	状	1		
109 A118	A 3	6月22日 ・未	書状 (信州善光寺別当大勧進 円覚院権僧正及人相書)	○紺屋町御役所 ●記載なし	・善光寺の大堂修理のため「如来」と「印文」を日本各地に開帳したい。そ のための巡業願い。・殺人者并與兵衛の人相書がある。	(旧目録P6)	原 本	綴 り	1	○	91
110 L219	A 3	6月21日 ・酉	書状 (集会不参加の事)	○伊久美村・笹間上組名主 ●笹間下組御名主中	一昨日笹間度村へへ出会通知を出したが、あなたの村のみ欠席、用件は運 上直上の押印のこと、皆請印を済ましてもらった、という書状。この外に棄 の村左衛門からの同じ内容の書状がある。	包み紙入り・茶一 件 (旧目録P221)	原 本	状	2	○	91
111 A135	A 3	4月5日 ・戌	急御用状 (鉄炮所持者取調べ)	○下組:松兵衛 ●柴野山御役人中	笹間上組出本村にて鉄炮7挺、柴野山組にて2挺の鉄炮をもっているが、 その所持者の名前とその玉目を調べ、心得の村役人は早々に出頭届け出 よ、との廻状が、嶋田御役所より笹間村上組下組役人に来たので、取り急 ぎ通知する、とある。	(旧目録P14)	原 本	状	1	○	91

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
112 L61	A 3	9月27日 ・戌	江戸馬喰町1丁目 京屋弥助殿廻文写	○馬喰町1丁目京屋弥助 ●松兵衛	町奉行御原主計頭様よりお尋ねの事があるので、例え病気であっても駕籠で出頭するようにと、いう差し紙が私方に届いている。この事飛脚でお届けする次第。それで差出人共に私宅に同道して欲しい。請書は飛脚にて送って貰いたい。飛脚賃は1里に付き100文を出府の折に渡す。持廻りは1村100文づつ渡して欲しい、始めの村から次の村までの里数を記して私宅まで送って欲しい。	茶一件 (旧目録P222)	原本	状	1	○	91
113 A136	A 3	1月15日 ・未	書状 (櫛・笄の小道具所持制限)	○笹間渡村名主:次郎左衛門 ●身成村名主:五郎左衛門	この度、櫛・笄その他小道具類の所持に付き、厳しく吟味するようにと私共へ通知ですが、それで直ちに村人へ尋ねてみたけれど、村の若で金銀の小道具を使用する者は一人もいない、このこと報告します。	(旧目録P7)	原本	状	1		
114 L62	A 3	12月5日 ・戌	乍恐以書付奉申上 候	○笹間村名主:松兵衛、下泉村名主:四郎右衛門、氷川村百姓代:平兵衛 ●御奉行	志太郡堀ノ内村名主孫四郎頼いに付き、その代兼として吾等3名により申上げる。吟味中の茶一件のことであるが、当地の間屋共の帳面確認について、私共4人分が手本になるなど迷惑である。私共は仲買人で、買受け荷物は正規の手續きにより間屋へ送り、間屋はこれを所々へ売り払っている。113ヶ村の内仲買荷物も残らず改めるといふのなら私共4人の荷物の仕切り受取り方も改めうけます。私共4人のみで済ますといふのは何とも難儀至極、このことどうかお聞き済みを願いたい、という願い状である。	茶一件 (旧目録P222)	原本	状	1	○	91
115 A123	A 3	正月5日	(不届き詮議に 付き、呼出状)	○紺屋町御役所 ●志太郡下泉村名主・与頭・百姓代	一昨年亥4月朔日、下泉村名主四郎左衛門、久太夫は川崎宿を通る際、無賃人足を雇い、その不届きの糾明を致す、出頭せよとの差紙。	(旧目録P6)	原本	状	1		
116 L627	A 3	正月22日	書状 (包み紙入り)	○下泉村:勝山四郎左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	別紙(不明)の差紙到来、その写しをお見せする。私にとっても思いも寄らぬ事、駄賃帳は水川村藤五郎殿が所持しているのですぐさま人をやり掛け合った。しかしその駄賃帳は旧冬まではあったがどこへ取り込んだのか分らないという。よって証拠の書付もないが品物から江尻宿まで宿人馬を雇ったことは間違いないこと、役所へもこの旨お知らせしたので一寸ご案内申上げる、という内容。	茶一件 (旧目録P287)	原本	状	1	○	91
117 L67	A 3	2月12日	当十二日御吟味之 次第	○江戸結合惣代 ●日向村:佐藤五兵衛、俵沢:大村喜兵衛、外御惣代中	茶商人8貫目送りの場合、6貫600~700目の仕切り、1貫目は間屋方の役引き、300~400目は船荷目切とするは川根通りも同様である。遠州森町村辺は8貫目400目にて差し出し、1貫500~600目は目切りにしている。これに対する吟味、8貫400目入りを定法、駄賃、蔵敷き等、少々余計に入れるのは商人の通例で観望化しては無い、このように返答する。	茶一件 (旧目録P222)	原本	状	1	○	91
118 L110	A 3	6月22日	書状 (茶一件に関して)	○坂本藤吉・岡の谷松兵衛・西の平四郎・西の平蔵 ●石神基左衛門	茶一件の事、この節大変の様子で、そのためこの人等の交代として出府せねばならぬことになった。この人のこと川根奥の方まで通達して選ぶには手間を取るので已む無くこの近辺の内より人を当て出立し交代したい。出府するものは我々の中より1人、それから市次郎様をご同道としたので、そのように心得てもらいたい、との通知。	茶一件 (旧目録P223)	原本	状	1		
119 D152	A 3	6月	なし (米穀無心の呼掛け 廻状)	○川根村々役人 ●笹間村御役人衆中、乗の山村、日向村、高日向村	米穀高値に付き末々まで難儀している。今回は従来の助命願いをやめて米のある所に赴き無心することにした。その御村々でもこれに賛同ならば本状を拝見次第直ぐに出てもらいたい。先ずは米の多くある藤枝へつめる積もりである。	(旧目録P91)	原本	状	1	○	91
120 L657	A 3	7月	書状 (茶問屋符帳調べ)	○西野平蔵、又平善兵衛 ●坂本 始め、太田留まり、23人様銘々	吾等は先月晦日当地到着、去る7日御呼出を受ける、茶問屋方帳面調べになる。帳面白州一杯に取り出し吟味すれども一向に分らない。それから間屋方の荷物の吟味に入る。先ず大和屋三郎右衛門栄介がその荷物を尋ねられた。茶一件白州に置ける吟味の様子を報せた書状である。	茶一件 (旧目録P290)	原本	状	1	○	91
121 X34	A 3	9月 9日	書状 (盗賊の件) (包紙入り)	○嶋田宿:八兵衛 ●上郷内御尊公	盗賊一条のことに付き、諸入用代金1両の外に、駿府までの路用金2分、ありがたく頂戴する。参上してお礼申上げるべきところ多忙にて素筆ももってお礼申上げます、とする礼状。	(旧目録P307)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
122 A114	A 3	9月24日	行政官廻状 (酒造3分1造の件)	○橋田御役所 ●記載なし	酒造は従来の3分の1にすること。このことに付いては村役人においても取締り、間違いないようにすること、とする廻状。	(旧目録P10)	原本	状	1		
123 L135	A 3	10月 1日	十月朔日地名村 庄兵衛殿書状写	○地名村世話人:庄兵衛 ●笹間渡・身成村・笹間下組・伊久美・鶴岡村 御 名主中	江戸に詰めている者から飛脚で書状が届いた。それによると、茶一件の事、殊の外やっかいなことになって来た。惣代名前の者は言うまでも無く、村一村毎に呼び出されることも考えねばならない、このこと村々へ報告しておく。また雑用金のこと、先達で申した通り当年分の割合金全て取集めて、この飛脚に持たせて欲しい、という書状。	茶一件 (旧目録P223)	原本	状	1	○	91
124 A109	A 3	10月 日	(無宿者に付き注進 の事)	○記載なし ●記載なし	近年無宿者が横行し百姓家へ押し入り滞留する者もあると聞く。そのような怪しい者を見たならば早々注進すべし。博奕などの諸勝負事は一切してはならない。これに背く者は厳罰に処する。	(旧目録P7)	原本	状	1	○	91
125 L136	A 3	10月3日	口上(廻状) (茶一件六ヶ敷事)	○身成村:五郎右衛門 ●中河内・一色御役人中	茶一件の事、この節難しくなり、よって村限りにも呼出しになるかも知れない、と、地名村より報せである。また入用も12月迄の分を取集め送ってもらいたい。そのため飛脚が行くのでその積もりでお願いしたい、との連絡。	茶一件 (旧目録P226)	原本	状	1	○	91
126 L675	A 3	11月20日	書状 (包み紙入り)	○下泉:勝山四郎左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	茶一件のことで紺屋町役所から差紙(出頭命令)が到来、生元惣代とよく話し合うようにとの仰せ付けである。ところでこの件で雑用出金が必要とするが、これをどのように取り計らうかお伺いしたい、との書状。	茶一件 サイズ:111cm (旧目録P223)	原本	状	1	○	91
127 A26	A 3	記載なし (幕末)	天保年間御改革御 触並聞書雑綴 寛裕堂	○記載なし ●記載なし	一般に、天保以降に於ける世情、風紀の乱れを書き留める、そんな記事が多い。かと思うと、歌舞伎役者団十郎の父母への幸行を称揚し褒美・金子を取らせる文もある。	紙にシミ (旧目録P7)	原本	縦帳	1		
128 A91	A 3	欠	鉄炮御改之事	○欠(駿州志太郡笹間村下組) ●欠	鉄炮挺数、玉目、持主名前を記載する。全部で11名、その内、玉目2匁8分が5人、玉目3匁5分の者が6名の計11名である。全員笹間村下組の者である。	(旧目録P14)	原本	状	7		
129 A92	A 3	記載なし	差上申御請証文之 事	○記載なし ●記載なし	櫛・笄など小道具類で金銀物を用いる事は禁止されているが、近年これを所持する者が多く不埒である。よってこの度公儀が買上げることになった。随さず提出せよとの仰せ、これ村方承知した。惣代の持ち場ごとにこれを取り集め、当月晦日までに上納することを約したもの。	(旧目録P12)	原本	状	1		
130 A93	A 3	記載なし	前欠(下書き) (鉄炮改めの事)	○記載なし ●記載なし	当村は山方にて猪・鹿が多出し作毛を荒らす、これを減すため以前から許可されて鉄炮を所持している。目的外には決して使用しないことを、名主・組頭・五人組を含めて誓約したもの。	(旧目録P14)	原本	状	1		
131 A27	A 3	記載なし	前・後欠 (賭勝負禁止の請書)	○五人組頭丹後、以下(高日向組4名、日向組1 名、栗野山4名)村役人 ●記載なし	賭勝負については小前百姓まで離かに禁止するように、他村へ出て賭け勝負することも禁止、もし勝負を見聞きた時は村役人へ届け出ること。このこと村の責任で守ることを誓う。	丁数3 紙にシミ・ 破れあり。 (旧目録P12)	原本	縦帳	1	○	91
132 A110	A 3	記載なし	被仰渡候事	○記載なし ●記載なし	近年小前に至るまで、百姓が華麗な風俗を好み、家屋も立派なものを建て、又、酒肴も贅沢で農業を怠り、衣類も結帯なものを着ている。百姓は昔より髪を薬で結ぶなど質素にすることが常である。これまでの事は許すとして以後心得違いないようにせよ、との公儀からのお達しである。	(旧目録P7)	原本	状	1		
133 A111	A 3	記載なし	覚 (願書一通)	○記載なし ●記載なし	願書一通、これは当村伝兵衛が初五郎を相手取り御役所へ訴え出たもの。このことで来る23日に双方共出頭するよう指示され、これ承知した。願書は確かに預かった、とある。	(旧目録P93)	原本	状	1	○	91
134 E49	A 3	記載なし	乍恐以書付を返答申 上候御事	○記載なし ●記載なし	猪・鹿の狩をした12月11日のことだった。岸より猪・鹿を追い出し、六郎左衛門が一矢を放った。続いて村人が銃を打ち込んだ。かくして鹿を追い出していたところ、大平村の又兵衛がやって来て、鹿への初矢は自分が射たもので鹿は自分のものと主張する。両者主張をまげず断え出て、回答したものか。	2通あり、何れも下 書き (旧目録P95)	原本	状	2		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
135 X48	A 3	記載なし	乍恐以書面御答奉申上候	○笹間村下組 相手方願人:伝兵衛・初五郎 ●記載なし	山林買出しについて、相手方と代金を押領、訴訟となり、その答弁書の下書き。	(旧目録P97)	原 本	状	1		
136 L155	A 3	欠	(茶一件訴状下書) 断簡	○欠 ●欠	・江戸茶問屋20軒が定まったことは文化8年に茶問屋より荷主へ報せがあったことだ。・茶値段は以前より半減されたのに、実際は2〜3割も金高に売り捌いている、などを書き留める。	茶一件 (旧目録P224)	原 本	状	1	○	91
137 L143	A 3	記載なし	乍恐書付を以奉願上候事	○記載なし ●記載なし	駿遠権原郡川根村は大変な山中で作物が育たない。その少しばかりの作物も猪・鹿・狼などに食荒らされ小前一同大変困難している。唯一茶の栽培に依存し、出来た新茶は荷主が江戸に送り、荷主勝手に売買して来た。江戸表において茶問屋20軒はこの20軒の外に荷物の積み送りはいけないなど申合わせ、茶値段を下値に仕切り、生産者村々は困っている。古来の通り自由に茶荷物積み送り売買できるように、公儀のご威光をもつお願いしたい。	茶一件 (旧目録P224)	原 本	状	1	○	91
138 L144	A 3	記載なし	乍恐以書付奉願上候	○笹間村下組外、水川、下泉、堀之内、伊久美の地元茶商の代表者(略) ●御奉行所	駿州遠州両国の茶一件で地元の茶本商人の有力者(5名)も呼び出され、吟味内容に付き告げられた。当然出府の際には雑用費もかかる。まあ地元茶商としても不正な取引が続けば生計難しく、地元生産者も困惑している。全くな茶取引が出来る御奉行所に嘆願している。是非共吾等の願いを聞き入れて欲しい。これを生元百姓も勿論願っている。本訴訟前の地元茶商の嘆願書。	茶一件 (旧目録P224)	原 本	状	1	○	91
139 L145	A 3	記載なし	書簡(茶一件に付き村々見分のこと)	○小林九郎右衛門・小沢佐次右衛門 ●地名村:美作庄兵衛、外御村々御役人	茶一件については公儀においても難しい筋合い、このことで2月10日より色々評議あり、これに付き隠密が見回ることあるので、村々勝手心得、落度のないように村役人は朝夕見回りされたし。	茶一件 (旧目録P224)	原 本	状	1	○	91

140 B1	B 1	慶長9年閏8月17日 (1604年)・辰	駿州志駄郡笹間 (以下欠)	○(志太郡笹間村) ●記載なし	笹間村下組の検地帳と思われる。場所に高日向の地名が見える。虫食い欠字あり、総延べ人数は確認できないが、97人以上は確実である。等級は上・中・下と居屋敷であるが、48文、93文とか、田地面積でなく銭で表示されている。分付主・分付百姓も多くはないが存在する。	(旧目録P16)	原 本	縦帳	1	○	91
141 B2	B 1	寛永14年 閏3月21日 (1637年)・丑	右之寄 高反別覧	○奥田平左衛門・毛呂助之丞 ●記載なし	三井分:残高20石9斗3升、本銭7貫525文、高日向分:残高13石1斗2升6合、本銭4貫857文、日向分:残高14石9斗3升8合、本銭5貫217文、栗野山分:残高13石1斗5升9合、本銭4貫605文、上川内分:残高29石3斗9升7合、本銭10貫583文、大森分:残高20石4斗8升5合、本銭7貫374文、西向分:残高15石1斗8合、本銭5貫440文、大平分:残高6石4斗、本銭2貫24文	(旧目録P21)	原 本	縦帳	1		
142 B71	B 1	寛永14年3月 (1637年)・丑	八ヶ村御検地帳入袋	○水野監物 ●駿河国志太郡笹間村	袋のみで中身なし。	(旧目録P323)	原 本	袋	1		
143 B117	B 1	寛永14年 (1637年)	寛永拾四年 水野監物様御検地	○笹間村両組 ●記載なし	水野監物様の検地により笹間村両組の高670石3斗5合、反別44町5畝5歩、分米367石7斗4分2合、その内訳として、田高、畑高、上下組それぞれの高・分米の記載がある。	(旧目録P17)	原 本	状	1	○	91
144 C559	B 1	天和3年7月13日 (1683年)・亥	河成帳	○記載なし ●記載なし	各家の河成分を合わせて、66筆、1町5畝6歩とある。	(旧目録P191)	原 本	横帳	1		
145 B19	B 1	貞享5年7月 (1688年)・辰	辰ノ7月河成水押帳	○記載なし ●記載なし	川成となった田畑、すなわち下田1ヶ所、上畑14ヶ所、中畑9ヶ所、下畑6ヶ所、下々畑1ヶ所、以上の各反別とその耕作者を記載している。合計等の記載はない。	(旧目録P191)	原 本	横帳	1		
146 B3	B 1	安永7年3月 (1778年)・戌	五人組高付帳 笹間村	○笹間村下組・上組各主・組頭・百姓代 ●記載なし	笹間村上組・下組のそれぞれの五人組ごとに所持高書上げ、惣高辻679石7斗(本新田共)。	丁数17枚 (旧目録P14)	原 本	縦帳	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
147 B20	B 1	天明2年8月 (1782年)・寅	午御改見取場小前帳 笹間村上組下組	○記載なし ●記載なし	「下畑5畝10歩、くわの山、太郎右衛門」から始まって、「下畑2畝15歩、向平、次郎兵衛」まで、延べ20名分を列挙し、最後に反別合6反7畝18歩(午改見取)、この永986文、この取廻1貫873文、とある。なお畑は全て下々畑で石盛4である。	丁数3 (旧目録P28)	原本	横帳	1	○	91
148 B47	B 1	天明2年8月 (1782年)・寅	乍恐以書付奉願上候	○駿州志太郡編網村始め、伊久美・身成・笹間渡・笹間村・知名村・下泉・老丁河内 ●記載なし	荒所御見分について、山中大雨により通路難儀至極につき、遠見されるようにとの願状。別件として寅8月19日畑欠覚として、災害の折に妾事の様子は届け出を早く行うように、とのお達し。	(旧目録P192)	原本	状	1		
149 B5	B 1	寛政2年 3月 (1790年)・戌	御尋=付書上帳	○駿州志太郡笹間村下組名主:松兵衛、与頭:甚三郎、百姓代:次郎右衛門 ●崎田御役所	前々より荒地書上げ、反別合4町6反3畝10歩、高59石7升1合2勺99才、内5反5畝歩起返し、残り4町8畝10歩、高52石2斗4升9合2勺9才。外、午川成石砂入山崩荒地 反別1町4反27歩、高21石4斗9升4合、その外に、未川成山崩石砂入り、西山崩荒地等を書上る。	丁数10枚 (旧目録P17)	原本	縦帳	1	○	91
150 B7	B 1	文化元年 4月 (1804年)・子	前々荒地高反別上組 下組位限仕訳帳	○駿州志太郡笹間村名主:六郎左衛門・五郎右衛門、与頭:甚三郎・藤兵衛、百姓代:次郎右衛門・孫太夫 ●駿府野田松三郎様御役所	前々よりの荒地高を、中田・下田・上畑・中畑・下畑等に分け、夫々石盛、分米等明細に記す。最後に奥書的に、「この組織帳面文化元子年相改め御役所え差上げ候処相違これなく候、依って此以後此の帳面を以て御吟味之節は諸帳面仕立て申すべく候」と記載している。	丁数8枚 (旧目録P22)	原本	縦帳	1	○	91
151 B91	B 1	文化3年 正月 (1806年)・寅	寛政元酉年以来起返 高反別書上帳	○駿州志太郡笹間村名主:松兵衛、組頭:甚三郎、百姓代:次郎右衛門 ●駿府御役所	寛政3年起返;高24石1斗6合、この反別1町6反4畝28歩(9ヶ所)、寛政4年起返;高15石2斗5升6合8勺、この反別9反3畝15歩(7ヶ所)、寛政7卯年起返;高4石1斗1升1合4勺、この反別2反4畝8歩(3ヶ所)、以上、寛政元酉年以後の起返し場所・高書上帳。	(旧目録P17)	原本	縦帳	1		
152 B8	B 1	文化3年 7月18日 (1806年)・寅	高反別位取取立鑑書 上帳 下書扣	○志太郡笹間村名主:六郎兵衛、外5名 ●小野田三郎右衛門紺屋町御役所	笹間村高670石3斗5合、反別44町5畝5歩、前々川欠、残高1石7斗2升5合、畑高664石8斗4升、その反別43町6反4畝23歩、前々より川欠けあり、残高328石9斗7升2勺、同所新田;高9石3斗9升5合山畑無反別、この取廻7貫657文	(旧目録P22)	原本	縦帳	1		
153 B21	B 1	文化4年 5月 (1807年)・卯	当卯起返小前帳 笹間村下組	○笹間村下組名主:松兵衛、組頭:甚三郎、百姓代:次郎右衛門 ●小野田三郎右衛門様御役所	「享和元酉年検地の内、当卯年起返しの分、ご吟味に付き、村役人、地主立会い、相違なく書上げた」とする小前帳である。	メモ的な状3通同封 (旧目録P17)	原本	横帳	1		
154 B9	B 1	文化4年 (1807年)・卯	起返之事 御役所御扣写	○記載なし(志太郡笹間村) ●記載なし(御役所)	文化9年に笹間上組・下組が役所に提出した起返しの扣の写し。寛政年間の起返しで見れば、畑地が殆どである。記載例:高27石5斗9升6合、反別1町7反6畝24歩、取廻1貫827文、内訳:上組廻1貫147文、下組廻68文。	(旧目録P17)	原本	縦帳	1		
155 B10	B 1	文化4年 (1807年)	起返之事 御役所御扣写し、尤 反別に相違有之	○(笹間村) ●(御役所)	高27石5斗9升6合、この反別廻1貫827文、内:上組廻1貫147文、下組廻68文、芝地成り起返もあり、畑高18石6斗4升8合、この反別1町1反4畝24歩、この取廻932文、免50文、内、上組廻587文、下組廻365文、内、上組:上・中・下畑:計6反8畝歩、同様に、下組芝地起返の記載あり。	丁数4枚 (旧目録P17)	原本	縦帳	1	○	91
156 B22	B 1	文化7年 8月 (1810年)・午	当年起返小前書上帳	○笹間村下組名主:松兵衛、組頭:甚三郎、百姓代:次郎右衛門、 ●紺屋町御役所	起返高9石1斗3升、反別7反4畝10歩、今年に起返の検地を受けたが、地味は極めて悪い所なので、どうか下免にお願いしたい。	(旧目録P17)	原本	横帳	1		
157 B101	B 1	文化7年 (1810年)・午	乍恐書付ヲ以奉御請 候	○駿州志太郡笹間村上組名主:八左衛門下組名主:松兵衛、外組頭:百姓代4名 ●崎田御役所	高37石2斗4升5合、この取廻5貫87文、内、廻1貫490文は当丑免増し、内訳:下組分は高9石1斗3升、上組分は28石1斗1升5合、以上、当丑年吟味に付き書面の通り相違ありません、としている。	(旧目録P18)	原本	状	1		
158 E93	B 1	文化11年 9月 (1814年)・戌卯	懐中手鑑帳 下組主 松兵衛	○記載なし ●記載なし	笹間村下組:本高240石5合、新田高8石2升5合、新田見取り高248石7升、とあり、このもとに栗野山・日向・高日向・三井・大平・西向・大森・上河内の各組分の村高内容、石高が示される。	丁数:奥8枚 (旧目録P311)	原本	横半	1	○	91
159 B95	B 1	文化12年 6月 (1815年)・亥	乍恐書付を以奉御請 御事	○欠 ●紺屋町御役所	起返取り下げ、紙面の下半分紛失により内容不明	塗破損あり (旧目録P18)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
160 B119	B 1	(文化13年) 1816年・子	覚 文化4卯荒地成起返	○記載なし ●記載なし	下・上組高合18石6斗4升8合、この取廻932文、外 廻300文、当子免直増し、内、下組:高7石3斗8合、外、取廻117文5分、上組:高11石3斗4升、この取廻・外廻182文5分	(旧目録P21)	原本	状	1		
161 B77	B 1	(文政元年) 1818年	覚	○記載なし ●記載なし	当卯年起返高7斗2升6合、反別4畝1歩、取米415文1分。年々起返高12石6斗7合1勺、この反別6反7畝15歩、この取7貫243文9分、外に、文化4年、文政元年の起返分が記載される。	(旧目録P23)	原本	状	1		
162 B90	B 1	文政元年 (1818年)・寅	文政元寅起返	○記載なし ●記載なし	笹間村の内上組分:5畝歩、分米4斗5升、下組分:4畝20歩、分米2斗3升	(旧目録P30)	原本	状	1		
163 B93	B 1	(文政2年) (1819年)・卯	年々起返	○記載なし ●記載なし	起返分の繰入用分を記載。	(旧目録P21)	原本	状	1		
164 B23	B 1	文政7年 8月 (1824年)・申	前々荒地字限高反別 寄筆扣	○記載なし ●記載なし	栗野山・日向・高日向・三井・大平・大森・上河地の荒高反別を記載する。	(旧目録P18)	原本	状	1		
165 B96	B 1	文政8年 2月 (1825年)・酉	乍恐以書付ヲ奉申上 候	○笹間村上組名主:六郎左衛門、組頭:藤兵衛、 百姓代:孫大夫、同村下組名主:松兵衛、組頭:甚 三郎、百姓代:次郎右衛門 ●羽倉外記様御役所	上組下組共:1、酉起返高10石5斗7合5勺、反別8反8畝1歩、此の取廻1貫576文、2、米3合、この度吟味により高1石に付き、免275分1厘に仰せ付けられるた、と書いてある。	(旧目録P18)	原本	状	1	○	91
166 B72	B 1	文政9年 (1826年)	文政9年戌起返 下組	○記載なし ●記載なし	下組の松兵衛分:2口分の石高1石2斗7升8勺、上組利作分の分米1石1斗4升、とある。	(旧目録P18)	原本	状	1		
167 B87	B 1	文政10年 2月 (1827年)・亥	乍恐書付ヲ以御請仕 候	○阿組(上・下)名主・組頭・百姓代 ●駿府御役所	文政元寅年起返高1石2斗5升3合、此取:廻251文、内63文は当亥年免上、この内、上組分:高8斗3升3合、下組分:4斗2升、文政元寅起返の内、以上の通り免上お請する、これ書状にて申上げる。	(旧目録P18)	原本	状	1	○	91
168 B24	B 1	天保5年 正月 (1834年)・午	前々起返仕訳小前帳	○駿州志太郡笹間村下組名主:松兵衛、組頭:甚 三郎、百姓代:次郎右衛門 ●駿府御役所	高240石5合、反別16町6反2畝10歩、年々起返明細を、文化4～天保4年迄、高反別明細、各地区個人名声を書き上げる。	(旧目録P18)	原本	横帳	1		
169 B98	B 1	天保10年 8月 (1839年)・亥	覚	○志太郡笹間村下組名主:松兵衛 組頭:甚三郎、 百姓代:次郎右衛門 ●紺屋町御役所	地主、松兵衛:下々畑4畝29歩、高3斗5升8合、これは前々の荒地起返を報告したもの。	(旧目録P18)	原本	状	1		
170 B99	B 1	天保10年 8月 (1839年)・亥	乍恐を書付を以奉御 請候 (荒地起返の請状)	○志太郡笹間村上組名主:八左衛門、与頭:藤兵 衛、百姓代:孫大夫、下組名主:松兵衛、与頭:甚三 郎、百姓代:次郎右衛門 ●紺屋町御役所	文化7年起返高37石2斗4升5合、この取廻4貫97文、内取、下組高9石1斗3升。上組28石1斗1升5合、これは当亥年ご吟味あり、書面の通り免直し、相違なくお請する、という請け状。	(旧目録P18)	原本	状	1	○	91
171 B100	B 1	天保11年 5月 (1840年)・子	書状 (下書き)	○記載なし ●記載なし	起返場所の取り調べがあったが、該当するものなく、これお認め願う、とあり。	(旧目録P18)	原本	状	1		
172 B118	B 1	天保12年 (1841年)・丑	(笹間村起返地高 覚)	○駿州志太郡笹間村阿組 ●記載なし	文化4年卯荒地成の起返高18石6斗4升8合、この取廻1貫232文から始まり、天保12年までの起返高・取廻を記載する。因みに最後の天保12年の場合は、高8斗7升1合、取廻389文、内、起返分7斗6升1合6勺、とある。	(旧目録P21)	原本	状	1	○	91
173 B102	B 1	天保14年 3月 (1843年)・卯	乍恐以書付ヲ奉願上 候	○駿州志太郡村々6ヶ村 ●記載なし	駿州志太郡6ヶ村の荒地の内、起返と免増しを仰せ付けられた事は承知している。この年の春の起返免増しの場所はご沙汰のある迄の間、ご慈悲を以て当年の秋まで延期して欲しい、とする願ひ状である。高37石2斗4升5合297文の添付書あり。	(旧目録P18)	原本	状	1	○	91
174 B88	B 1	天保14年 9月 (1843年)・卯	覚 (起返の報告)	○志太郡笹間下組 三判 ●池田岩之丞様嶋田御役所	荒地高87石2斗1升6合7勺の内、当卯年起返本免入り、銀下起返、荒地成り起返分の明細報告である。	(旧目録P18)	原本	状	1		



通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
175 B103	B 1	天保14年9月 (1843年)・卯	乍恐以書付ヲ御届奉 申上候	○桑野山組名主:大二郎右衛門、日向組名主:利 兵衛、三井組名主:伊左衛門、外3名、 ●池田岩之丞様嶋田御役所	桑野山組分1反歩、日向組分6畝歩、三並組分1反歩、合計2反6畝歩の 下々畑、これはこの度の改革で命せられた切り開いた畑地である。御検分 の上、無反別見取りにして頂きたい、とする願ひ状。	(旧目録P16)	原 本	状	1		
176 B104	B 1	天保14年9月 (1843年)・卯	乍恐以書付を奉御届 申上候	○通し番号175と同じ ●通し番号175と同じ	内容は通し番号175と同じ	(旧目録P16)	原 本	状	1	○	91
177 B105	B 1	天保14年9月 (1843年)・卯	乍恐以書付ヲ御届奉 申上候	○駿州志太郡笹間村下組名主:太郎右衛門、外5 名 ●池田岩之丞様嶋田御役所	笹間村下組に係わる多反別2反6畝歩(桑野山・日向・三井にあり、その合 計)、これはこの度、村高反別その外見取場取り調へ御吟味に付き、地押を 仰せ付けられた。公儀により検分の上、どうぞ「見取」にして頂きたい、として いる。	(旧目録P16)	原 本	状	1	○	91
178 B25	B 1	天保14年 (1843年)・卯	(高反別小前帳)	○池田岩之丞御代官所駿州志太郡笹間村下組百 姓代:次郎右衛門、組頭:甚三郎、名主:松兵衛 ●池田岩之丞様嶋田御役所	上・中・下々畑などで、崩れ・荒れ引きなど多く、又山中の百姓は一応の 作業の外余業は一切出来ない。この度検地帳をもって取り調べを行った が、荒地・見取場その外相違なし、村役人の責任をもって報告します。	(旧目録P22)	原 本	豎 帳	1		
179 B106	B 1	嘉永元年 9月 (1848年)・申	乍恐以書付奉願上候	○笹間渡村名主・地名村名主・笹間下組名主・同 上組名主・身成村名主 ●嶋田御役所	荒地起返による免増しの吟味ありご検分があった。調査の結果荒地起返に なるべき場所は木立ちの場所でも起返になる場所はない、というわけ で、荒地起返のことはご免ください。	(旧目録P19)	原 本	状	1	○	91
180 C350	B 1	嘉永2年 8月 (1849年)・酉	覚 (起返免直し吟味の覚)	○志太郡笹間村上組名主:八右衛門、下組名主: 松兵衛 ●嶋田御役所	①去る已起返取下げ、笹間両組高26石8升2合、この取纏8貫868文、この 内、当西免直増し分の纏943文、②去る午起返取下げ高37石2斗4升5 合、この取纏11貫732文、この内、当西免直増し纏559文、③当年免直 増分合計纏1貫520文増し。以上、この度荒地起返の免直し増米の指示が あったが、調査の結果起返になるべき地所はなく、免直し増しは前記の通り をお願いします。	(旧目録P19)	原 本	状	1	○	91
181 B89	B 1	嘉永2年 9月 (1849年)・酉	覚 (起返の免除願ひ)	○志太郡笹間村上組名主:八右衛門、下組名主: 松兵衛 ●嶋田御役所	笹間村両組における去る已年起返取下げ高26石8升2合、この取纏8貫86 8文、去る午年起返取下げ高37石2斗4升5合、この取纏11貫732文、当 年免直増し分の分、合計纏1貫502文、これ等荒地起返免増し等の吟味取 り調べを行ったが、起返になる土地はなく、免増しはお受けしたが荒地起返 は免除願ひたい、とする願ひ状。	(旧目録P19)	原 本	状	1	○	91
182 B27	B 1	嘉永6年11月 (1853年)・丑	起返小前帳 (笹間村下組)	○笹間村下組百姓代:次郎右衛門、組頭:甚三 郎、名主:松兵衛 ●嶋田御役所 (この役所に友沢政蔵様御支配成られ候)とある。	笹間下組高28石9斗3升、この反別1町6反2畝13歩、各上・中・下々畑 の別、また所在地別に算出、合計として高24石9斗3升、この反別1町7反2 畝3歩、分米13石8斗5升2合2勺、永4貫986文、この纏2貫493文。	丁敷11枚 (旧目録P19)	原 本	横 帳	1	○	91
183 B12	B 1	嘉永6年 (1853年)・丑	反別位訳書上帳下書	○駿州志太郡笹間村 ●記載なし	①笹間村高673石3斗6合、この反別44町5畝5歩、畑反別43町6反4畝、 23歩②同所新田外高9石3斗9升5合、無位山畑無反別。 これは水野監物様御検地名水帳16冊の内1冊	(旧目録P22)	原 本	豎 帳	1		
184 B49	B 1	安政4年 9月 (1857年)・巳	乍恐以書付を奉願上 候	○駿州志太郡笹間村下組名主:松兵衛、組頭:甚 三郎、百姓代:次郎右衛門 ●嶋田御役所	荒地、起返並びに取下場免上げ場所の吟味に対して、該当なしと報告、 又、初秋よりの度々の風雨で大連作につき、当年の年貢の年延ばしを願 ったもの。	(旧目録P19)	原 本	状	1	○	91
185 B28	B 1	文久元年 7・8月 (1861年)・酉	①前々荒地当酉起返 小前下帳 ②当酉起返小前帳	○笹間村下組名主:松兵衛、百姓代:次郎右衛門、 組頭:甚三郎 ●嶋田御役所	①当酉起返高3石3斗3升6合、この反別3反2歩、小前12名が中・下畑の 起返をしている。②同年8月に上河地村内の者共が合計2石5斗1升、この 反別2反16歩の起返をしている。	横帳2冊を1つに 綴っている。 (旧目録P19)	原 本	綴 り	1		
186 B29	B 1	文久元年 8月 (1861年)・酉	前々荒地小前帳 御役所差上候下書扣	○(笹間村下組) ●(御役所)	日向・三並・西向・大森・上河地の5組(村)が酉年の起返をした、その届出 書の下書扣。享和元年の川成地を文久元年になって起返している例も記さ れている。合計670石余、山地の荒地が各所に存在していたことが知られ る。	横帳2冊あり、両方 とも下書、その内容 は同じ (旧目録P19)	原 本	綴 り	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
187 B30	B 1	文久元年 8月 (1861年)・酉	荒所起返立札并案内帳 下組上河地組分	○(笹間村下組上河地組) ●記載なし	前々荒地(宇下川原)を12人の村人で起返している。この反別2反4畝5歩。天保14年の荒地成の起返は同人数でしている、この合計は6反16歩。嘉永6年の起返は4年で実行、1反2歩、総計9反4畝23歩、とある。	丁数5枚 (旧目録P19)	原本	横帳	1		
188 B31	B 1	元治元年3月 (1865年)・丑	前々荒地当丑起返小前帳下書	○笹間村下組百姓代:次郎右衛門、組頭:甚三郎、名主:松兵衛 ●嶋田御役所	笹間村下組の高石248石7升、この内、6石3斗7升5合が前々川成山崩石砂入り引き、3石2斗7升4合8勺が当丑起返の分。三並・西向・大森・上河地の者9人で起返実施。3石2斗7升4合7勺の起返である。この反別2反7畝16歩、永100文に付き纏50文と記している。	丁数3枚 (旧目録P19)	原本	横帳	1		
189 B107	B 1	元治2年2月 (1865年)・丑	乍恐以書付奉願上候 (荒地起返について)	○駿州志太郡笹間村下組 ●記載なし	畑高3石2斗7升4合8勺、この反別2反7畝16歩、この取纏327文4分8厘、但し、永100文に付き纏50文取。荒地起返について村役人と地主が立会い、委細取り調べの結果、書面の通り起返と取纏をお認めくださいますようお願いいたします。取下げ場の免増しに付いては延年をお願いいたします。別紙に、「反別2反7畝6歩取纏327分」とあり、上記反別とは10歩の違いがある。取纏も4分8厘の違いがある。	(旧目録P19)	原本	状	1	○	91
190 B50	B 1	元治2年 3月 (1865年)・丑	記載なし (起返地取調書の末部分)	○駿州志太郡笹間村下組・百姓代:治郎右衛門、組頭:甚三郎、名主:末兵衛 ●嶋田御役所	畑地起返合:高3石2斗7升余、この反別2反7畝16歩、以上取調差上げ、とある。	(旧目録P19)	原本	状	1		
191 B32	B 1	慶応3年 2月 (1867年)・卯	文久元酉起返取下场小前帳	○志太郡笹間村下組百姓代:次郎右衛門、組頭:甚三郎、名主:松兵衛 ●嶋田御役所	文久元年の起返として、中・下畑合わせて5石8斗4升6合、この反別5反18歩、とある。	丁数4枚 (旧目録P19)	原本	横帳	1		
192 B33	B 1	明治2年3月 (1869年)・巳	嘉永6年起返取下场小前帳	○笹間村下組百姓代:次郎右衛門、組頭:甚三郎、名主:松兵衛 ●嶋田御役所	嘉永6年の起返高:10石2升1合、この反別は6反23歩、これには下組20名の者が起返に係わっている。	丁数4枚 (旧目録P20)	原本	横帳	1		
193 B114	B 1	記載なし ・子	覚 (当子免上扣)	○記載なし ●記載なし	文政3辰年の起返、この高2石3斗9合、内、上組:高1石4斗9升9合(反別9畝歩)、下組:高8斗1升(反別5畝歩)、とある。	(旧目録P20)	原本	状	1		
194 A125	B 1	6月28日 ・丑	廻状(写し)	○三並 ●高橋・桑山・日向 太郎右衛門・三郎左衛門	田畑家地の見分をするので、そのこと心得るよにこの代官手代よりの廻状で、その写し。	(旧目録P10)	原本	状	1		
195 B133	B 1	7月15日 ・丑	書状	○石上六郎左衛門 ●(笹間)下組	先達のお触れの通り、起返し吟味の役人が糞科(村々)より笹間村へ巡回して行くので、油断のないように心得られたし。	(旧目録P20)	原本	状	1		
196 B110	B 1	6月 ・寅	御請證文写	○志太郡笹間村 ●記載なし	荒地起返の場所の事(以前取下げの場所)、役人手代の出張のもとに御見分あり、これを別紙案文、絵図面にして(村では写しを取る)提出せよ、とのこと、村々連印にて承知した次第。	(旧目録P20)	原本	状	1		
197 i47	B 1	3月 ・卯	栗ノ山分卯川成 外	○志太郡笹間村下組名主:松兵衛、同市兵衛、組頭:甚三郎、百姓代:次郎右衛門 ●嶋田御役所	太郎右衛門等全部延べ46名分の上畑・中畑、この反別合計2町5畝23歩、その内、卯年の川成、山崩、による欠損地を列挙する。	丁数4枚、貼紙 各所にあり。 (旧目録P192)	原本	横帳	1		
198 B56	B 1	・卯	(当卯起返高)	○記載なし ●記載なし	当卯年の起返、永2貫34文4分、この纏667文、この内訳を示す。	(旧目録P20)	原本	状	1		
199 B108	B 1	8月12日 ・辰	覚 (先触)	○大草太郎左衛門手代:近藤重三郎 ●輪網村始め、当組合8ヶ村、身成村、下泉村名主	村々の荒地起返の免直しの吟味の為、明12日6つ時嶋田を出立しそちらに赴くので、その積もりで案内をし支障を来たさないようにせよ、とのお触れ。	(旧目録P20)	原本	状	1	○	91
200 B111	B 1	9月 ・辰	乍恐書付を以奉申上候	○志太郡笹間村下組名主:松兵衛、組頭:甚三郎、百姓代:治郎右衛門 ●駿府紺屋町御役所	前々より荒地であったところで、今年辰年に起返した箇所を調査を命ぜられたが、当村は起返しの成った分、畝下になる場所は全くない。このこと報告する。どうか調査は年述べにお願いしたい。	(旧目録P20)	原本	状	1	○	91
201 B51	B 1	8月 ・午	御検地御水帳 三郎左衛門分地仕訳	○記載なし ●記載なし	三郎左衛門方の所有地を作之丞をはじめ分地した先の名前を表記したものの。	(旧目録P16)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コ ピ ー 保 管
202 B86	B 1	8月 ・申	乍恐以書付奉願上候 (見分日延べ願い)	○志太郎綱網代兼笹間村名主:松兵衛 ●紺屋町御役所	笹間村・綱網村の当申年分田地の立毛を見分するとのことであるが、耕地の素絵図に荒地場所・反別の書き入れに差支え、それで当月25日まで日延べして欲しい、とする願状。	(旧目録P10)	原 本	状	1		
203 A105	B 1	6月27日 ・酉	急廻状写 (荒所見分)包紙入り	○嶋田御役所 ●村々御名主(三井・高日向・日向・鯨ノ山・上河内・大森・西向・大平 右名主・組頭・百姓中)	村々の荒地高見分のため近日現地を伺う。起返分は勿論年内の方、起返の難しき分とも詳しく記し、小前帳を見分先へ指出すこと。委細は見分の時、村役人立会い案内すること。以上急ぎ廻状すべし。	(旧目録P10)	原 本	状	1	○	91
204 B36	B 1	8月 ・亥	笹間之内 上河内山崩川成砂入改帳	○山本文左衛門 ●記載なし	小前の耕作地の川成砂入の書上帳。上畑・中畑・下畑の分米の合計7石2斗4升1合、此の水2貫607文、内訳:山崩れ川成1貫368文、砂入り1貫239文。	丁敷4枚、貼紙各所にあり。 (旧目録P192)	原 本	横 帳	1		
205 B129	B 1	2月6日	書状	○三井組役人 ●上河内組御役人	当組の新田に付き、度々お願いしているところであるが、今まで実現しないている。この者を差し向けるので、新田の畝歩を書き出してください、とある。	(旧目録P30)	原 本	状	1		
206 D192	B 1	7月 3日	口上 (廻状到来に付き差送り)	○身成村名主 ●笹間村御名主中	「定免」切替の御用について身成、伊久美、綱網の3ヶ村名で回されて来た廻状であるが、もし笹間村の場合も同様に係ることならば一緒に考えたい。返事を願う。	(旧目録P91)	原 本	状	1		
207 B82	B 1	8月22日	書状 (起返免増御用の事)	○身成村:五郎右衛門 ●笹間村下組名主	起返の調査を村順に行っている(伊久美・地名・下泉村は済む)が当村は年延べの書付を丹原に知らせる、とある。	(旧目録P20)	原 本	状	1	○	91
208 C514	B 1	8月 23日	(出府に付き急御用一日限の報せ)	○中平:名主 ●上河内名主	この度起返免上すると廻状にて申し付けられた。26日までに小前帳を提出するには25日までに一同支度し、今日明日中には出府できるよう日限をお知らせします。	(旧目録P70)	原 本	状	1	○	91
209 B142	B 1	9月 3日	書状 (起返見分のこと)	○松兵衛 ●石神甚左衛門、岡村六郎左衛門、市治郎	起返の見分に役人が在村しているとのこと、当組には今年はない、と知らせる。	(旧目録P20)	原 本	状	1		
210 A90	B 1	9月26日	前欠(当丑起返等吟味に付、役所出頭)	○下組帳元 ●上組帳元	当丑年の起返等の吟味あり、26日に役所へ出頭されたし、と伝えたもの。	紙劣化破損欠字あり (旧目録P92)	原 本	状	1		
211 B52	B 1	10月26日	(廻状)	○記載なし ●記載なし	荒地、起返等、免直し見分、吟味のため、巨細 立札の場所等、絵図面にしたため提出せよ、との廻状。	(旧目録P20)	原 本	状	1	○	91
212 B132	B 1	10月晦日	書簡 (起返小前帳の件)	○名主:甚左衛門 ●上河内村名主:松兵衛	御出役へ小前帳のことで掛け合が、当村にては荒地、起返小前帳、絵図共に見分先へ提出する手筈に成っている旨、松兵衛へ返書。	(旧目録P29)	原 本	状	1		
213 B14	B 1	記載なし	笹間村高反別帳	○記載なし ●記載なし	笹間村高679石7斗、反別44町5畝5歩、三井組・高日向組・日向組・栗野山・上河内組・大森組・西向組・大平組、以上8組、65名及び割付の各高の明細。	(旧目録P29)	原 本	縦 帳	1		
214 B15	B 1	記載なし	地名村高反別帳	○記載なし ●記載なし	地名村:亥〜丑の3ヶ年定免、反別16町3畝3歩、この取米8升4合、鏝22貫985文、とある。内訳として上・中・下田の高反別と石盛と水盛が示される。	(旧目録P22)	原 本	綴 り	1	○	91
215 B16	B 1	記載なし	(高反書上げ)	○笹間村下組 ●記載なし	笹間村下組高24石5合、この反別16町6反2畝10歩、貫鏝122貫574文1歩、本免高191石5斗2升2合9勺、同所新田高8石6升5合、分米4石5斗4升、大總堀方(天保14年改分カ)加算、外に鉄砲役、綿役がある。	丁敷7枚 (旧目録P22)	原 本	綴 り	1		
216 B17	B 1	記載なし	荒所高調 笹間村	○笹間村 ●記載なし	荒所高349石6斗9合8勺、反別24町3畝5歩、当該田畑荒高の明細綴り。	(旧目録P22)	原 本	綴 り	1		
217 D269	B 1	記載なし	反別を高にする法之 事	○記載なし ●記載なし	田畑の面積からその石高を表す仕法を示す。反別×石盛=分米、分米×水盛=水銭、この水銭×5=5石代、とある。	丁敷3枚 (旧目録P95)	原 本	横 帳	1	○	91

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
218 B26	B 1	記載なし	取調前書	○池田岩之丞御代官所駿州志太郡笹間村下組 ●記載なし	寛永14年水野監物検地高240石5合、反別16町6反2畝10歩、これより享和元年までの高反別の異同を記載する。文政6年、先の名主伊左衛門の焼失にて帳面なし。	丁数10枚 (旧目録P18)	原 本	横 帳	1		
219 B37	B 1	記載なし	(高反別記録)	○記載なし ●記載なし	笹間村内、大平・柴野山・高日向・三井・大森・上河地・日向・西向などの地名あり、起返、荒作成りなどの状況調べの模様を記す。	丁数6枚、綴り崩れ (旧目録P22)	原 本	横 帳	1		
220 B38	B 1	記載なし	当卯御改出し	○記載なし ●記載なし	なき河原、ひや橋上の原、とうぎ道上・道下、大道下、沢向道下・上の畑名義年14名の反別を記す。	丁数4枚 (旧目録P22)	原 本	横 帳	1		
221 B39	B 1	記載なし	(反別帳)	○記載なし ●記載なし	小前の耕作畑別の反別帳。前欠・後欠文章である。	丁数3枚 (旧目録P22)	原 本	横 帳	1		
222 B40	B 1	記載なし	(畑反別書上)	○記載なし ●記載なし	上畑1町1反4畝6歩、分米10石2斗7升8合、中畑2反6畝9歩、分米2石1斗4合、下畑1反1畝4歩、分米5斗6升5合、下々畑2反6畝21歩、分米1石6升8合、合計1町7反8畝15歩、分米14石1升5合、内、5斗7升1合は神領、2斗8升5合は庄屋蔵入り、残り13石1斗5升9合。」	丁数3枚 (旧目録P22)	原 本	横 帳	1		
223 B41	B 1	記載なし	(小前反別帳)	○駿州志太郡笹間村下組 ●記載なし	高48石7升、と小前6人、11件の反別が記載される。	元は帳面であるが1枚しか現存しない。 (旧目録P23)	原 本	状	1		
224 B42	B 1	記載なし	(反別表なずれ)	○記載なし ●記載なし	反別帳の一片で、文化・文政・天保年間の記載。	表紙なし、元は帳面 (旧目録P23)	原 本	状	1		
225 B53	B 1	記載なし	改出し	○記載なし ●記載なし	大道下、下々畑1畝、伊左衛門、外、4件の畑地の改め書きである。1反歩。	(旧目録P29)	原 本	状	1		
226 B54	B 1	記載なし	去卯荒地成起返	○笹間村 ●記載なし	笹間村荒地成起返、下組7石3斗8合、この反別4反6畝24歩、上組11石3斗4升、この反別6反8畝。計高18石6斗4升8合、内訳として上・中・下畑の永盛、石盛を書上げる。	(旧目録P20)	原 本	状	1	○	91
227 B55	B 1	記載なし	御役所御扣写去ル卯荒地成起返	○笹間村 ●欠	笹間村高18石6斗4升8合、内、下組:7石3斗8合、この反別4反6畝24歩、上組:高11石3斗4升、反別6反8畝。	文章後欠 (旧目録P20)	原 本	状	1		
228 B57	B 1	記載なし	(上・下組高割り)	○記載なし ●記載なし	上組・下組の上畑・中畑・下畑の高割り・石盛を記載する。	(旧目録P23)	原 本	状	1		
229 B58	B 1	記載なし	(下書扣)	○記載なし ●記載なし	畑地、高反別、石盛の3件、反別・見取り1件の、3名分を記載する。	(旧目録P23)	原 本	状	1		
230 B59	B 1	記載なし	(反別覚)	○記載なし ●記載なし	村高113石9斗5合の田高・畑高の反別の覚え。	(旧目録P23)	原 本	状	1		
231 B61	B 1	記載なし	(荒地高割)	○笹間上組・下組 ●記載なし	荒地畑高247石7斗8升8合6勺、その内訳:下組85石4斗5合7勺、上組155石5斗4升2合9勺、荒地田高3石7斗4升、上組引き、以上の寄せ分、上組155石5斗7升6合、両組合せ3升3合1勺過ぎになる。10町6反5畝22歩4厘、5畝15歩過ぎ(メモ書き)。	(旧目録P21)	原 本	状	1		
232 B62	B 1	記載なし	惣高覚	○記載なし ●記載なし	安部川通り800石、葦科川通り1015石5斗、井川7ヶ村1376石、大井川東通り240石1斗、大井川西通り1683石6斗、三倉組633石7斗、熊切組530石、朝比奈70石、計6808石7斗、以上村々の惣高の覚書である。	(旧目録P29)	原 本	状	1		
233 B63	B 1	記載なし	(馬場平定納新畑)	○太右衛門・三郎左衛門 ●上河内村御帳元	市兵衛以下7名の切添新畑を列挙、上・中・下の等級の訳は書上げないので、これは帳元様のお考えで然るべきようお願いします、と記載する。裏面に、高31石5升4合1勺、3斗6升6合3勺と記してある。	(旧目録P29)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 西暦( )・干支	年月日	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管	
234 B64	B 1			改出し (高日向組)	○高日向組 ●記載なし	高日向組の畑地改め出し、とうぎ道上の4名の分で、新太夫の下々畑1畝、庄部レの下々畑1畝15歩、七郎太夫の下々畑3畝、清雲寺の中畑1畝(畑主次右衛門)、同人の下々畑1畝、と記されている。	(旧目録P29)	原	本	状	1		
235 B65	B 1			記載なし (ごんけんとううち出し切添場)	○記載なし ●記載なし	三郎左衛門の切添場、下々畑2畝、太郎右衛門下々畑3畝、なぎ川の切添場は六郎左衛門下々畑5畝、太郎左衛門下々畑5畝、と記されている。後半に、上畑7畝 孫左衛門、内、5畝は前々川成り引き、残り34畝14歩、寛政元年西川成り引き、となる。	(旧目録P29)	原	本	状	1		
236 B67	B 1			記載なし 覚 (荒地起返)	○記載なし ●記載なし	字中村 高4斗8合、上畑2畝8歩、地主:松兵衛。これは前々荒地の内、起返の調査に付き書面の通りである、とする覚書。また高4斗8合 中村、上畑2畝8歩、松兵衛のもので、前々より川成り、なお高2斗8升8合、下畑4畝歩も松兵衛のもので、享和元年に川成り、とある。	(旧目録P21)	原	本	状	1		
237 B69	B 1			記載なし 覚書 (検地物成覚)	○記載なし ●記載なし	①中村式部正様の時、慶長4年、検地実施、年貢がきまり、東川根の分は石成りに仰付けられ、その勘定で年貢を上納するよう指示された。②慶長9年伊那備前守様が検地され、年貢は決まり、3石に1貫文、3斗に100文と決められ京銭を本銭にされ、本銭3文立てとなり、金1分銀1文の上納となった。石納が纏納になったので、この時より東川根山方の分は代方と書うように伝承された。	(旧目録P17)	原	本	状	1	○	91
238 B60	B 1			記載なし (断簡 3種)	○記載なし ●記載なし	①中・下々畑の反別、②見取り反別 天保14年改見取り、③(表面):金高ノ銭63貫181文、ノ金217両2朱、(裏面):ノ8石6斗9升2合、ノ1町5反4畝10歩	(旧目録P23)	原	本	状	1		
239 B70	B 1			記載なし 覚 (起返)	○記載なし ●記載なし	高12石5斗8升5合、年々起返 外 卯春・午・亥・酉・寅・辰・辰・巳。午から巳までの石高並に松兵衛(上畑2畝歩)外5名の起返の覚書。	(旧目録P21)	原	本	状	1		
240 B74	B 1			記載なし 覚	○記載なし ●記載なし	大森村分の畑反別(3件)の覚書、上畑3反5畝歩、下畑1反2畝16歩、下々畑4畝歩、とある。	(旧目録P23)	原	本	状	1		
241 B76	B 1			記載なし 覚 (起返高)	○記載なし ●記載なし	当卯年の起返高、起返本免入り、起返取下げ、荒地成起返など、その反別合計4町2反1畝3歩。	(旧目録P21)	原	本	状	1		
242 B79	B 1			記載なし 覚	○記載なし ●記載なし	西向組 畑 等級別・反別明細。	(旧目録P23)	原	本	状	1		
243 B85	B 1			記載なし 坪付の事	○記載なし ●記載なし	伊左衛門分、上畑3筆合:反別4反4畝5歩、この分米4石4斗1升7合、精米代金11両1分1朱、1石に付き1両2分、以上。酉年改め提出。	(旧目録P29)	原	本	状	1		
244 B92	B 1			記載なし (起返記録)	○駿州志太郡笹間村下組 ●記載なし	高240石5合、反別16町6反2畝10歩、文化4年から天保3年までの起返の明細を記載。	横断断簡 (旧目録P21)	原	本	状	1		
245 B120	B 1			記載なし 覚(荒地起返吟味に付き取備願い)	○駿州志太郡笹間村両組(上・下組)名主・組頭・惣百姓代 ●嶋田御役所	去る卯・酉・寅・辰・寅の5ヶ年の起返に付き吟味あり、この地、未だ地味が立ち直らず、免増についてはどうかお願いの取備(記載あり)にして欲しい旨の願書。	(旧目録P21)	原	本	状	1		
246 B121	B 1			記載なし 乍恐以書付ヲ御届奉 申上候	○駿州志太郡笹間村下組 ●(御役所)	反別:栗野山組凡1反歩、日向組凡6畝歩、三井組凡1反歩、ノ2反6畝歩、これらは、この度の改革御吟味により、村検地を仰せ付けられた。よって村役人立会いのもと切開地の地押しを行った。何卒御見分の上「見取り」をして頂きたい。	(旧目録P17)	原	本	状	1	○	91
247 B123	B 1			記載なし 乍恐以書付ヲ御届奉 申上候	○(駿州志太郡笹間村下組) ●記載なし	御改革に付き、検地を仰せ付けられ、名主・組頭・地主の立会いのもと、一つ一つ「地押し」を行った。その結果は、①栗野山組は凡そ反別1反歩、②日向組は凡6畝歩、③三井組は凡1反歩となる。以上お届けする。	通し番号247と内容は同じもの。 (旧目録P17)	原	本	状	1		
248 B127	B 1			記載なし 覚	○記載なし ●記載なし	上・中・下・下々畑 8ヶ所を記す。ノ1町4反9畝23歩、芝地成り、木立成り、とある。	(旧目録P24)	原	本	状	1		

分類:B-1 土地一検地

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 厚区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
249 B146-4	B 1	記載なし	(切添反別書上)	○藤五郎、次郎作、五平、四郎平、彦五郎、忠次郎 ●記載なし	「下かい」との土地の切添えと反別書上げが列記されている。差出人6名の外にも畑地の反別を記してあるが、主として差出人6名の切添地が多い。切添地には中畑が多く見られる。	丁数4枚 (旧目録P24)	原 本	横 帳	1		
250 B148-6	B 1	記載なし	午御改出見取 笹間村両組	○記載なし ●記載なし	宇馬場平:1、下畑5畝10歩、栗野山 太郎右衛門、 宇向嶋:1、下畑6畝15歩、三井 作右衛門、 外、8口の反別記載あり。	(旧目録P21)	原 本	状	1		
251 B130	B 1	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	村の地名・字に百姓名を書き付けている。地名字は21、一つの字に1名～4名の百姓名が書き付けてある。	(旧目録P30)	原 本	状	1		
252 B137	B 1	記載なし	(笹間村永書上)	○記載なし ●記載なし	笹間村永135貫940文、下組49貫740文、上組86貫200文とある。	汚損あり (旧目録P30)	原 本	状	1		
253 B138	B 1	記載なし	(村高書上) 駿州志太	○記載なし ●記載なし	村高240石6合、笹間村下組、反別16町6反2畝10歩、内、85石2斗4升5合7分、この反別8町1反18歩6厘、前々川成り川欠け山崩れ石砂入り。村高670石3斗5合。	(旧目録P22)	原 本	状	1		
254 B144-2	B 1	記載なし	(畑反別書上)	○記載なし ●記載なし	下畑1反3畝10歩、この内訳として、忠五郎、清三郎、善次郎、権四郎部分の反別が書いてある。	丁数3枚 (旧目録P24)	原 本	横 帳	1		
255 B145-3	B 1	記載なし	覚 (山畑番別書上)	○記載なし ●記載なし	「宇さるかわ、1、山3反1畝歩、岡野谷松平」という書き方で、延べ53人分が列挙される。土地種類にしては山が多く、次が山畑となっている。	(旧目録P24)	原 本	綴 り	1		
256 C544	B 1	記載なし	以前 上組分	○記載なし ●記載なし	笹間村上組における上・中・下・下々畑の石高・反別と石盛を記載。合計高33石7斗8升8合3勺、反別2町2反7畝19歩とある。	貼紙多数あり (旧目録P72)	原 本	状	1		
257 D267	B 1	記載なし	(金銭・高反別書上)	○記載なし ●記載なし	永・銭・銀額を列挙し、次に鏡相場(金の両・分・朱)を記載する。次に、等級上・中・下の畑反別を挙げる。	丁数3枚米 (旧目録P94)	原 本	横 帳	1		
258 L313	B 1	記載なし	ちや反別 (包紙入り)	○記載なし ●記載なし	上河地村、茶7反余、17名、戸別に上・中・下の明細、楮8束半の各作人名を記載する。	丁数3枚 (旧目録P284)	原 本	横 帳	1		

分類:B-2 土地一免租地

259 B48	B 2	天明6年 9月 (1786年)・午	覚	○駿州志太郡山中上河内村峯養院、同村名主:松兵衛、同村旦那惣代:惣右衛門 ●藤枝洞雲寺副寺和尚	除地高5斗8合、公儀役高1斗、開山は實仲一統とある。	(旧目録P24)	原 本	状	1		
260 B6	B 2	文化元年 4月 (1804年)・子	当子年人別御除地 分ヶ書上帳 志太郡笹間村下組	○笹間村下組名主:五郎右衛門、与頭:甚三郎、百姓代:次郎右衛門 ●嶋田御役所	笹間村下組等子年の人数:420人(男220、女200人)、除地・百姓屋敷8軒、人数54人、出家2人、寺は光福寺・法輪寺・西方寺・正福寺・青雲寺の5ヶ寺。以上を嶋田御役所へ報告する。	(旧目録P190)	原 本	堅 帳	1	○	91
261 B84	B 2	文化5年 7月 (1808年)・辰	御検地帳御除引寺社 領分・庄屋敷分	○笹間村下組分 ●記載なし	寺社領分高6石2斗5升、庄屋敷分高5石5斗とある。	(旧目録P25)	原 本	状	1		
262 A9	B 2	文化13年 4月 (1816年)・子	寺社庄屋屋敷御除地 高書上帳	○駿州志太郡笹間村下組名主:松兵衛、与頭:甚三郎、百姓代:次郎右衛門 ●紺屋町御役所	笹間村下組村高248石7升、これに対して、寺社庄屋屋敷の除地高9石3斗6合、この内訳、寺領除地高3石8斗6升1合(龍光寺外6ヶ寺)、社領除地高2石3斗8升7合(市郎官領外5社)、庄屋屋敷除地3石5升8合(松兵衛外8名)。お改めに付き書上げ。	(旧目録P25)	原 本	堅 帳	1	○	91
263 C53	B 2	文政11年 7月 (1828年)・子	当子損地小前書上帳 ひかへ 志太郡笹間村上組	○志太郡笹間村上組名主:六郎左衛門、与頭:藤兵衛、百姓代:孫太夫 ●嶋田御役所	笹間村上組田畑高430石3斗の内、当子年損地畑高43石6升5合2分、反別2町9反6畝27歩、6月晦日昼夜大雨にて、川欠、川成、石砂入り損地になり、1筆限り吟味、御見分を願う、とする願書。	丁数4枚、紙変色 (旧目録P191)	原 本	横 帳	1	○	91

分類:B-2 土地一免租地

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
264 B11	B 2	嘉永2年 3月 (1849年)・酉	寺社庄屋屋敷御除地 高書上帳	○駿州志太郡笹間村下組名主:松兵衛 外2名 ●橋田御役所	笹間村下組高248石7升、内、荒地高22石7斗5升7勺、寺社領庄屋屋敷 除地:寺領除地3石8斗6升1合、社領除地2石3斗1合、庄屋屋敷地高3石 5升8合。	(旧目録P25)	原 本	縦 帳	1		
265 B45	B 2	記載なし	寺社・庄や除き地 (反別帳)	○(笹間村下組) ●記載なし	前半部は、反別・分米・石盛・永盛・郷名を記し(上河内・三井・高日向・桑之 山・大森・西向・大平)、その合計6反9畝15歩8厘、分米7石4斗3升5合。 前々より荒地引き高3石1斗1升9合、この反別2反5畝17歩、後半部分に高 合189石3升8勺9才、この反別12町2反7畝27歩2厘、とある。	丁数4枚 (旧目録P25)	原 本	横 帳	1		
266 B116	B 2	記載なし	(寺領・社領 難形)	○記載なし ●記載なし	社領・寺領共にすべて難形の通り、一社・一寺ごとに記入して提出せよと、 詳細に記入要領を示している。	丁数3枚 (旧目録P25)	原 本	縦 帳	1		
267 C633	B 2	記載なし	書状	○身成村:平口五郎右衛門 ●上河地村:岡野谷松兵衛	各地小前の所持する新屋敷に付き、これを無高として扱ってよいか否かを 伺っている書状。	(旧目録P309)	原 本	状	1		

分類:B-3 土地一新田開発

268 C546	B 3	天保14年 9月 (1848年)・卯	当卯御改切開小前帳	○駿州志太郡笹間村下組百姓代:次郎右衛門、組 頭:甚三郎、名主:松兵衛 ●池田岩之丞橋田御役所	当卯切り開き8ヶ所、反別2反6畝歩、見取場分として纏520文を仰せ付けら れた。	丁数3枚 (旧目録P18)	原 本	横 帳	1		
269 B78	B 3	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	七郎太夫、外3名の起返地値段、天保 永92文2分、嘉永 132文8分。	(旧目録P23)	原 本	状	1		

分類:B-4 土地一所有地

270 B83	B 4	寛永21年 3月晦日 (1644年)・申	覚	○いくみ:三郎兵衛、みなり:八郎左衛門、藤枝:藤 兵衛 ●忠兵衛	忠兵衛の所有地:27ヶ所が小字で示される。2枚綴りで、後半の1枚は前半 の1枚と内容は同じ。	(旧目録P23)	原 本	綴 り	1		
271 E61	B 4	寛文10年 4月18日 (1670年)・戌	覚 (桑ノ山二郎兵衛・五郎兵衛 山地の出入り)	○桑の山商人:大兵衛 外3名、地名村 二郎左衛 門 外3名、笹間渡 二郎左衛門、三双:市兵衛 ●記載なし	桑の山商人二郎兵衛の山地に付き出入りがあったが、去る冬に隠人7人が 立会い内済となる。その取極めの覚である。則、山地を17枚に割付し、山明 けになれば割付通りそれぞれが業をするが、くり代1枚蔵部の部分は地名村 の作人 大兵衛、三左衛門の作っているところは当分に割ることとする、とい うことで落着。	(旧目録P25)	原 本	状	1		
272 B126	B 4	寛文12年 4月 (1672年)・子	(山畑質地の件)	○記載なし ●御代官	年貢金借用に関して、山畑を質に差し押さえられ、出入りとなった様子が窺 える。前欠文書にてはつきりとは分らない。訴状の下書き。	(旧目録P28)	原 本	状	1		
273 B18	B 4	延宝3年19月25日 (1675年)	(五左衛門畑仕わけ 之覚等)	○上河地:松兵衛・五左衛門 等11名(身成村2、 伊久美村1、大森2、桑の山1、三井1、石神1、上 河内3) ●記載なし	・五左衛門畑の仕分け:①みちうえ等4ヶ所より本銭150文納め、②同山地 分けは、松下三郎右衛門、日向の二郎右衛門作りなど10ヶ所より納め納め る。・同様の要領で松兵衛方の仕分け:①2ヶ所本銭75文、山地分け5ヶ所 綿納、以上、郷仲寄合談合で仕分けした、とある。	丁数2枚 (旧目録P28)	原 本	横 帳	1		
274 E62	B 4	貞享5年 4月 (1688年)・辰	口上書の覚	○地名村庄屋:庄兵衛・次郎左衛門・作之丞、組 頭:九郎右衛門・平右衛門 ●橋田町:六右衛門・与四右衛門・助右衛門	地名村は山地がない。それで笹間村の桑ノ山に頼みいれ、金子を払って利 用して来た。ところが去る春、無尽出入りがあり、桑ノ山の太兵衛があれこれ 申し、山入りを拒んだ。地名村としては、山に入り、木草刈をさせてくれな ければ申し分ないので、どうか以前同様の仕方を桑ノ山にお願いしたい。	紙綴り目立つ (旧目録P25)	原 本	状	1	○	91
275 B139	B 4	元文3年 5月 (1738年)・午	代々扣分山地界畑数 各付 (包紙:山地境界明細帳)	○記載なし ●記載なし	絵図と周囲の特徴を細密に明記してある。先祖代々の土地を中世以来引き 継いで来た。その基盤の上にこのような土地境界明細帳が遺伝されて来た のであろう。橋田代官所のもとで大庄屋として長く地域に力を及ぼすも基は 土地と人であった、とする。	宝暦2年の帳面も あって、この2冊を 纏っている (旧目録P26)	原 本	横 帳	1		
276 B115	B 4	寛政12年 4月 (1800年)・申	乍恐以書付御訴訟奉 申上候	○六郎左衛門・松兵衛 ●橋田御役所	当村上・下組の入会百姓の持ち林の無双連山へ、青部村の者が大勢入り 込み、柚木挽を入れて立ち木を大層に伐り取っている。無双連山は往古より 笹間村の持ち林だ。青部村名主に申し入れたが一向に耳をかさない。止 む無く訴訟に踏み切った。青部村の村役人を呼出し吟味してもらいたい。ま た伐採した木材の返還をお願いしたい。	(旧目録P26)	原 本	状	1	○	91

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
277 D94	B 4	文化12年 2月 (1815年)・亥	取替一札之事	○栗野山争人:太郎右衛門、笹間渡争人:次郎左衛門、上河内口入:松兵衛、栗野山同断:甚左衛門 ●記載なし	笹間渡村と栗野山村の山境「しようぶのくぼ」を、栗野山の太郎右衛門が、椎茸山として寺島村源蔵に売り渡した。このことで笹間渡村の次郎左衛門が出入りを起こす。これには地名各村の太郎左衛門や身成村の伴次郎も絡み紛争となる。結局立会人のもとに笹間渡の次郎左衛門のものど決まった。	虫損あり (旧目録P96)	原 本	状	1	○	91
278 K167	B 4	天保10年12月 (1839年)・亥	出入取扱内済証文之事 (寺地無断利用の件)	○扱人:松兵衛、同作左衛門、旦那:伊左衛門・同新太夫・同多郎右衛門・同権右衛門・同治郎兵衛 ●龍光当住:智及和尚	日向村の清右衛門が往古 菩提のため茶湯料として寄進した地所(原平)、この地、寺より遠方にあり作場にも出来ず荒地となっていたが、寛政年間、台全和尚が杉苗を植え付けた。しかし手入れもしないので長木育たず野山同様となった。天保年間のこの年龍光院の屋根葺き替えが必要となった。そこで先代が日向山のこの地伐採により入用の品々を確保せんとした。ところが同村利兵衛がここを自己の持ち分として伐り荒らしていた。当住和尚は杉木押領代として金5両を申立てた。しかし利兵衛にはその金子がない。結局扱人旦那が仲介して利兵衛に、この地に杉苗を植え付けさせ、下刈も油断なくやらせ、且つ金2分をお寺に支払わせる、ことで落着、内済となる。	通し番号288と関連 (旧目録P209)	原 本	状	1	○	91
279 D120	B 4	天保15年7月 5日 (1844年)・辰	地所境 内済議定為 取替一札之事(扣)	○小川組恵七、外組頭4人、中平組孫次郎・太郎左衛門、外与頭2名、名主:六郎右衛門、二又組年寄名主:浅右衛門、白井組年寄名主:三郎右衛門、嶋田宿問屋名主兼立入人:孫藏 ●記載なし	小川組と中平組の田畑界のことで論争。享保13年まで遡る。この年川成りになり、中平孫次郎・藤作の居屋敷が欠所・亡所となる。これは論所にもなる処なので放置出来ず、宝暦10年村役人立会いにて境をきめ、議定書を取り交わした。ところが其の後、伊久美川の流路が変わり境界不明となり、土地利用上両者が対立、嶋田宿問屋・名主の立会いで一件落着、その節取極めた絵図面を本状の奥に描きのせている。	絵図面を載せる。 サイズ=133×27、 5cm (旧目録P26)	原 本	状	1	○	91
280 B134	B 4	10月22日 ・申	書簡 (無双連山一件)	○石上村:岡村六郎左衛門 ●上河地村:岡野谷松兵衛	無双連山一件に付き、境界を改めたところ、大たる沢より下は、小前持ち山といわれている。絵図仕方のことに付いては何方までも赴いて申し披きが出来ても、扣山と持主との出入りに付いては我等丁見にては分り兼ねる。	包紙入り (旧目録P29)	原 本	状	1	○	91
281 E48	B 4	2月29日	書簡 (土地所有に付いて)	○日影 ●久野・上平・二俣・栗原・石上 右村御名主様	昨日青部村名主が来て、六双連山は青部村の扣山なので近々伐採する。若しそちらの村に権利があるとしたら証拠を示して欲しい、という。当村は枝郷であり、本郷大名主に掛けあって欲しい、という、とこちらから伝えてくれと言った。いかにすべきか?	(旧目録P28)	原 本	状	1	○	91
282 B73	B 4	11月	(口上書)	○ひかげ 市郎左衛門 ●下組衆中	「むそれれ山 えすじ、御3人にて、もくさんと我等申し候、以上」とある。	虫損あり (旧目録P29)	原 本	状	1		
283 E45	B 4	記載なし	乍恐返答書を以奉申上候	○(岡野谷松兵衛) ●(御代官所)	伊久美小川の弥左衛門が私の持山との争いで訴訟を起したので、その返答書を差上げる。斯人の申立ての目安々条書は全く当てに成らないものである。小川山は昔より甚左衛門一人の支配山で、百姓共へ茶・炭・薪木場として利用させてきた。安永年中弥左衛門の祖父が我意強く、仲間山を自分所持山と申立て、嶋田役所に訴えている。しかしお役所の裁決にも関わらず、又弥左衛門は謀計を企てている(向山を全て自分の山と主張)。私がセリ込んでいると申しているが、そんなことはない。父甚左衛門が当7月に死亡し、難題を課せられて苦勞している。このように返答している。	(旧目録P26)	原 本	状	1	○	91
284 E46	B 4	記載なし	(弥左衛門所持地か入会地かをめぐる裁判記録)	○記載なし ●記載なし	御代官(元々佐藤様)のもと、お白州にて弥左衛門と恵七への尋問の様子を記録したもの。(両者とも伊久美小川組の者か?)。裁きは、弥左衛門が自己の所持地と主張する土地を、恵七は村の入会地だと主張する。代官は弥左衛門に証拠を示せという。弥左衛門は、祖父からの申し伝えて証拠書類はないと主張し、不利。	通し番号283と関連 (旧目録P26)	原 本	状	1	○	91
285 B66	B 4	記載なし	為取替済口証文之事 (無双連山一件)	○記載なし ●記載なし	笹間村惣百姓が所有する無双連山の立木を、寛永年中より数度売り払ってきた。近年青部村の善三郎が和木機に入り不法に立木を伐採、再三掛け合ったが埒が明かず、これ捨て置き難く訴訟することになる(以下欠)。	(旧目録P28)	原 本	状	1		



通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
286 B68	B 4	記載なし	相渡し置申書付之事	○記載なし ●記載なし	先年あなたと親類になり、「せついでん屋敷」とい地所を貰うけた。この地所の本境は権四郎屋敷であなたが持っている木を伐採する時は、私の地所へ切り倒してもよいので遠慮なく伐採してください、とある。	(旧目録P26)	原 本	状	1		
287 B150-8	B 4	記載なし	(反別書上げ)	○記載なし ●記載なし	清太郎(下畑2畝8歩)、外3名に関する中村日掛け1番から10番までの反別書上げである。	(旧目録P24)	原 本	状	1		
288 D289	B 4	記載なし	取扱申證文之事	○記載なし ●記載なし	先年日向組の清右衛門が原地茶畑1枚を龍光院に上知した。その後寺はたいぜん和尚代となり、その地に杉木を植え付けた。その後この杉を切り取られ根元ばかりとなった、この地に付き寺と日向組の利兵衛と争論となる。結末は、三井・日向・栗野山・大森・各組と横元松兵衛立会いにより利兵衛に返地・金子も支払い熱戦落着した。	通し番号278と関連 (旧目録P97)	原 本	状	1		
289 B122	B 4	記載なし	(畑反別分付書上)	○記載なし ●記載なし	「ひの坂 上畑18歩 五郎右衛門分彦右衛門」の例の通り、畑反別の所在地、分付主と分付百姓を書上げる。延べ26人の分付である。	丁数:正味3枚 (旧目録P24)	原 本	横 帳	1	○	91

分類:C-1 貢租一年貢

290 C211	C 1	寛永12年11月25日 (1635年)・亥	田中領ささま村亥之御年貢わり付之事	○岡野八兵衛・奥津次郎左衛門 ●ささま庄屋・百姓中	高74貫551文(本銭)、これより寺社領、川成分を差引き、残り(有高)70貫189文。この取廻242貫155文、外に、小物成として綿1貫325文、見取り川成分改め出し4貫750文がある。納期12月10日	(旧目録P30)	原 本	状	1	○	91
291 C351	C 1	寛永19年12月 6日 (1642年)・午	笹間村小物成綿之事	○飯塚太郎右衛門 ●上河内村:五郎右衛門	小物成綿合計300目也 これ受取る。	(旧目録P43)	原 本	状	1	○	91
292 C352	C 1	寛永20年9月12日 (1643年)・未	納笹間村未ノ年小物成之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内:五郎右衛門	綿300目、この納入を受取る。	(旧目録P43)	原 本	状	1		
293 C577	C 1	寛永21年 3月晦日 (1644年)・申	山畑切はた御年貢之事	○いくみ:孫右衛門、ふじえだ:藤兵衛、みなり:八郎左衛門 ●記載なし	1、合47匁は五郎右衛門分の山畑の年貢わた。この内訳:忠兵衛方 23匁5分、五左衛門方 23匁5分、以上を納入する、と記載される。	(旧目録P67)	原 本	状	1	○	21
294 C353	C 1	正保2年4月 6日 (1645年)・酉	納笹間村酉ノ小物成綿之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内:市左衛門	合計300目、酉年の小物成綿納入品、これを受取る。	(旧目録P43)	原 本	状	1	○	91
295 C266	C 1	正保2年12月25日 (1645年)・酉	納笹間村酉ノ御年貢之事	○飯塚太郎右衛門 ●上河内村:五郎右衛門	合計8両3分・匁87文、但し1両に付き匁4貫文替え、これ皆済を証明す。	(旧目録P39)	原 本	状	1		
296 C354	C 1	正保3年7月12日 (1446年)・戌	納笹間村戌ノ年小物成之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内村:市左衛門	合計300目、酉年の小物成綿納入品、これを受取る。	(旧目録P43)	原 本	状	1	○	91
297 C355	C 1	正保4年7月 3日 (1647年)・亥	納笹間村亥ノ小物成綿之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内村:市左衛門	合計300目、亥年の小物成綿納入品、これを受取る。	(旧目録P43)	原 本	状	1		
298 C267	C 1	正保4年12月24日 (1647年)・亥	笹間村納亥ノ御年貢金之事	○飯塚太郎右衛門 ●上河内村:五郎右衛門	合計7両2分・匁74文、但し1両に付き匁400文替え、これを受取り皆済証明する。	(旧目録P39)	原 本	状	1	○	91
299 C356	C 1	慶安元年6月16日 (1648年)・子	笹間村子ノ小物成綿之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内村:市左衛門	小物成綿合計300目也 これ受取る。	(旧目録P43)	原 本	状	1	○	91
300 C268	C 1	慶安元年12月19日 (1648年)・子	笹間村之内納子ノ御年貢金之事	○飯塚太郎右衛門 ●上河内村庄屋:市左衛門、百姓中	合計7両2分・匁74文、但し1両に付き匁400文替え、これを受取り皆済証明する。	(旧目録P39)	原 本	状	1	○	91
301 C357	C 1	慶安2年 6月21日 (1649年)・丑	笹間村之内丑ノ小物成之事	○飯 太郎右衛門 ●庄屋:市郎左衛門、百姓中	綿合計300目、これは上河内分、笹間村の納めるべき分である。	(旧目録P43)	原 本	状	1	○	91
302 C269	C 1	慶安2年 12月21日 (1649年)・丑	笹間村ノ内納丑ノ御年貢金之事	○飯塚太郎右衛門 ●上河内:市左衛門	丑年の年貢金7両2分・匁75文、但し1両に付き匁4貫文替え。以上納所皆済証明。	(旧目録P40)	原 本	状	1	○	91

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
303 C358	C 1	慶安3年6月26日 (1650年)・寅	篠間村之内納小物成綿之事	○飯塚太郎右衛門 ●庄屋:市左衛門	上河内の分、小物成綿300目納所皆済証明。	(旧目録P43)	原	状	1	○	91
304 C270	C 1	慶安3年12月24日 (1650年)・寅	篠間村納寅ノ御年貢金之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内:市左衛門	合計6両2分・鐮315文 以上皆済証明。	(旧目録P40)	原	状	1	○	91
305 C359	C 1	慶安4年6月29日 (1651年)・卯	篠間村之内納卯ノ小物成綿之事	○飯 太郎右衛門 ●庄屋:市左衛門	上河内村分、小物成綿300目納済証明。	(旧目録P43)	原	状	1	○	91
306 C271	C 1	慶安4年12月21日 (1651年)・卯	篠間村納卯ノ御年貢金之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内:市左衛門	篠間村卯の年貢金合6両2分・鐮315文、以上皆済証明。	(旧目録P51)	原	状	1	○	91
307 C360	C 1	慶安5年6月29日 (1652年)・辰	篠間村之内納小物成綿之事	○飯 太郎右衛門 ●庄屋:市左衛門	上河内村分小物成綿合:300目、これ辰年分確かに受納、その受取り状。	(旧目録P43)	原	状	1	○	91
308 C272	C 1	承応元年12月23日 (1652年)・辰	篠間村之内納辰ノ御年貢金之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内:市左衛門	これは篠間村辰年貢金合5両2分、鐮105文、これ皆済証明。	(旧目録P40)	原	状	1		
309 C361	C 1	承応2年 8月10日 (1653年)・巳	篠間村納巳之小物成綿之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内:市左衛門	巳年の小物成綿300目、この皆済の証明状、市左衛門納分とある。	(旧目録P43)	原	状	1	○	91
310 C273	C 1	承応2年12月24日 (1653年)・巳	篠間村之内納巳ノ御年貢金之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内:市左衛門	合7両・鐮736文、これは巳年の年貢金納入の証明状。但し金1両に付き鐮4頁文替え。	(旧目録P40)	原	状	1		
311 C362	C 1	承応3年 7月29日 (1654年)・午	篠間村之内納午之小物成綿之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内:市左衛門	綿合:300目の皆済を証明。	(旧目録P43)	原	状	1		
312 C274	C 1	承応3年 12月22日 (1654年)・午	篠間村之内納午ノ御年貢金之事	○飯 太郎右衛門 ●庄屋:市左衛門	合:5両3分・鐮391文、上河内村分、この皆済を証明。	(旧目録P40)	原	状	1	○	91
313 C363	C 1	明暦元年7月25日 (1655年)・未	篠間村之内納未ノ小物成綿之事	○飯塚太郎右衛門 ●上河内:市左衛門	篠間村の内未年の小物成綿、合300目の納、この皆済証明。市左衛門納分。	(旧目録P44)	原	状	1	○	91
314 C275	C 1	明暦元年12月 (1655年)・未	篠間村之内納未之御年貢金之事	○飯塚太郎右衛門 ●上河内:市左衛門	鐮22貫53文、この小判5両2分・53文、この納入の皆済を証明。	(旧目録P40)	原	状	1		
315 C364	C 1	明暦2年 7月22日 (1656年)・申	篠間村之内納未之小物成綿之事	○飯塚太郎右衛門 ●上河内:市左衛門	篠間村の内、小物成綿合:300目の皆済を証明、市左衛門納。	(旧目録P44)	原	状	1	○	91
316 C276	C 1	明暦2年12月月25日 (1656年)・申	篠間村分申ノ御年貢金請取之事	○飯 太郎右衛門 ●庄屋:市左衛門	合:6両2分・鐮841文、上河内村分、この納、皆済を証明。	(旧目録P40)	原	状	1		
317 C8	C 1	明暦2年12月 (1656年)・申	申ノ年上河内村御年貢割帳	○庄屋:市左衛門、組頭:惣右衛門・三郎右衛門・万右衛門 ●記載なし	上河内村百姓(含む寺1)それぞれの永高、是より風損など損失分を差し引き、個々の納高を示す。最後に永合10貫583文、全体の納高は8貫948文、この金合計6両3分・674文となっている。	丁数4枚 (旧目録P57)	原	横帳	1	○	91
318 C365	C 1	明暦3年 7月11日 (1657年)・酉	篠間村之内納酉ノ小物成之事	○飯 太郎右衛門 ●庄屋:市左衛門	綿合:300目の皆済を証明。	(旧目録P44)	原	状	1		
319 C277	C 1	明暦3年12月23日 (1657年)・酉	篠間村之内納酉ノ御年貢金之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内:市左衛門	篠間村の内の酉年 年貢金は合6両2分・836文、これを受取る、とする皆済証明。	(旧目録P40)	原	状	1	○	91

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
320 C366	C 1	明暦4年8月18日 (1658年)・戌	篠間村之内納小物成 之事	○飯 太郎右衛門 ●庄屋:市左衛門、百姓中	綿合:300目、これは上河内分で本年分として受取る、とする皆済を証明。	(旧目録P44)	原 本	状	1		
321 C278	C 1	万治元年閏12月21日 (1658年)・戌	篠間村之内納戌ノ御 年貢金請取之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内:市左衛門	合:6両1分・鐳263文、この納入受取りの皆済を証明。	(旧目録P40)	原 本	状	1		
322 C367	C 1	万治2年閏6月25日 (1659年)・亥	篠間村之内納小物成 之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内:市左衛門	綿合:300目、これを本年分として受取る、とする皆済証明。	(旧目録P44)	原 本	状	1		
323 C279	C 1	万治2年12月22日 (1659年)・亥	篠間村之内亥ノ御年 貢金請取支	○飯 太郎右衛門 ●上河内:市左衛門	篠田村年貢金:合金5両2分・鐳55文7分、この納入請取の皆済証明。	(旧目録P40)	原 本	状	1		
324 C368	C 1	万治3年 7月13日 (1660年)・子	篠間村之内納小物成 綿之事	○飯 太郎右衛門 ●庄屋:市左衛門	綿合:300目、これを本年分として受取る、とする皆済証明。	(旧目録P44)	原 本	状	1		
325 C280	C 1	万治3年12月25日 (1660年)・子	篠間村ノ内請取子之 御年貢金之事	○飯 市右衛門 ●市左衛門	上河内分:鐳19貫860文、この金4両3分、鐳860文、但し1両=4貫文替 え。この請取の皆済証明。	(旧目録P40)	原 本	状	1		
326 C369	C 1	寛文元年 7月23日 (1661年)・丑	篠間村之内納丑ノ小 物成綿之事	○飯 市右衛門 ●庄屋:市左衛門	上河内村分、丑の小物成綿:合300目、これ受取る。	(旧目録P44)	原 本	状	1		
327 C281	C 1	寛文元年12月24日 (1661年)・丑	篠間村請取丑ノ御年 貢金之事	○飯 市右衛門 ●上河内:市左衛門	篠田村丑年の年貢金:鐳27貫258文、この金6両3分・鐳258文、但し1両 =4貫文替え、この納入証明。	(旧目録P40)	原 本	状	1	○	91
328 C370	C 1	寛文2年 6月23日 (1662年)・寅	篠間村之内納寅ノ小 物成綿之事	○飯 市右衛門 ●五郎右衛門	上河内分の納入綿 合:300目、この請取の皆済証明。	(旧目録P44)	原 本	状	1		
329 C282	C 1	寛文2年12月23日 (1662年)・寅	篠間村之内納寅ノ御 年貢金之事	○飯 市右衛門 ●上河内:市左衛門	鐳28貫74文、この金7両・鐳74文、但し1両=4貫文替え、この納入皆済証 明。	(旧目録P40)	原 本	状	1		
330 C371	C 1	寛文3年 7月11日 (1663年)・卯	篠間村之内卯之小物 成綿之事	○飯 市右衛門 ●五郎右衛門	卯年の小物成300目、この納入皆済。	(旧目録P44)	原 本	状	1		
331 C283	C 1	寛文3年12月23日 (1663年)・卯	篠間村ノ内請取卯御 年貢金之事	○飯 市右衛門 ●上河内:市左衛門	鐳23貫391文、この金5両3分と鐳391文、但し1両=4貫文替え、この納入 皆済証明。	(旧目録P41)	原 本	状	1		
332 C284	C 1	寛文4年12月24日 (1664年)・辰	篠間村之内納辰御年 貢金之事	○飯 市右衛門 ●上河内:市左衛門	篠間村年貢金:鐳28貫700文、この金7両・鐳707文、但し1両=4貫文替 え、この納入皆済証明。	(旧目録P41)	原 本	状	1	○	91
333 C372	C 1	寛文5年7月13日 (1665年)・巳	篠間村之内巳ノ小物 成綿之事	○飯 市右衛門 ●市左衛門	上河内村本年分小物成綿合300目、これ皆済。	(旧目録P44)	原 本	状	1		
334 C285	C 1	寛文5年12月25日 (1665年)・巳	篠間村之内巳ノ御年 貢金ノ事	○長谷川藤兵衛手代 ●上河内:市左衛門	篠間村巳年の年貢金:鐳31貫578文、この金7両3分・鐳578文、但し1両 =4貫文替え、この納入皆済の証明。	(旧目録P41)	原 本	状	1	○	91
335 C373	C 1	寛文6年7月22日 (1666年)・午	篠間村之内納午ノ小 物成之事	○飯 市右衛門 ●上河内:市左衛門	綿合300目、これ皆済す。	(旧目録P44)	原 本	状	1		
336 C286	C 1	寛文6年12月27日 (1666年)・午	篠間村ノ内納午ノ御 年貢金ノ事	○飯 太郎右衛門 ●上河内:市左衛門	鐳33貫422文、この金8両1分・422文、但し1両=4貫文替え。この納入皆 済の証明。	(旧目録P41)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
337 C396	C 1	寛文7年11月15日 (1667年)・未	未ノ御指紙之写越申 候	○記載なし ●記載なし	①高辻永134貫61文、この有高永92貫987文、この取鑑371貫948文、 ②その外:新田・午改出、同大平・柴ノ山分改出、大平村豊蔵分午ノ改出、 (以上すべて鑑表示)、③取鑑合計:378貫148文、この小判94文2分、鑑 148文。外に、小物成(鑑)がある。	(旧目録P67)	原 本	状	1		
338 C287	C 1	寛文7年12月26日 (1667年)・未	篠間村納未之御年貢 金ノ事	○飯 太郎右衛門 ●上河内・市左衛門	鑑30貫512文、この金7両2分、鑑522文、但し1両=4貫文替え、この納入 皆済の証明。	(旧目録P41)	原 本	状	1		
339 C374	C 1	寛文8年7月12日 (1668年)・申	篠間村之内納申ノ小 物成綿之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内・市左衛門	申年の小物成綿300目、この納入皆済の証明。	(旧目録P44)	原 本	状	1		
340 C288	C 1	寛文8年12月25日 (1668年)・申	篠間村之内申ノ御年 貢金之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内・市左衛門	篠間村申年の年貢金:鑑21貫52文、この金子5両1分・52文、但し金1両 =4貫文替え、この納入皆済の証明。	(旧目録P41)	原 本	状	1		
341 E60	C 1	寛文9年4月22日 (1669年)・西	覚	○戦州篠間村庄屋:太郎兵衛、庄屋:三郎左衛 門、組頭:二郎兵衛、庄屋:清右衛門、組頭:二郎 左衛門 ●御代官様	篠間村の綿上納は、浅原喜蔵代官所の時、慶長9年辰より山年貢として1貫 375文づつ年々上納しておたが、その後代官替わり、綿は小物成となった ことを報告したもの。	(旧目録P55)	原 本	状	1	○	91
342 C375	C 1	寛文9年7月 9日 (1669年)・西	篠間村ノ内納西之小 物成綿之事	○飯塚太郎右衛門 ●上河内村庄屋・百姓中	綿合300目、この小物成納入皆済証明。	(旧目録P44)	原 本	状	1		
343 C289	C 1	寛文9年11月15日 (1669年)・西	篠間村可納西ノ御年 貢金之事	○長谷藤兵衛 ●庄屋・小百姓中	①篠間村高辻:永134貫61文、この有高89貫947文、この取鑑359貫788 文、但し永1貫文=鑑4貫文替え、②新田の部:(1)新田鑑1貫文、(2)日 向分午ノ改出新田鑑2貫200文、(3)大平・柴ノ山分新田鑑2貫文、(4)二 又分申ノ改出新田鑑200文、取鑑合計365貫188文、この小判91両1分・ 鑑188文、但し1両=4貫文替え、③以上の外に小物成綿1貫375文納入、 納期12月10日	(旧目録P30)	原 本	状	1	○	91
344 C290	C 1	寛文9年12月22日 (1669年)・西	篠間村之内納西ノ御 年貢金之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内・市左衛門	篠間村之内西の年貢納入金:鑑合28貫840文、この金7両840文、但し1 両=4貫文替え、この納入金皆済証明。	(旧目録P41)	原 本	状	1	○	91
345 C376	C 1	寛文10年6月28日 (1670年)・戌	篠間村之内納戌之小 物成綿之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内・藤松	成年の小物成綿300目、この皆済証明。	(旧目録P45)	原 本	状	1		
346 C614	C 1	寛文10年11月15日 (1670年)・戌	篠間村可納戌之御年 貢	○高日向・日向・栗野山庄屋 ●欠	①篠間村高辻:永134貫61文、有高101貫197文、取鑑404貫768文、 ②新田の部、(1)日向新畑鑑1貫文、新田鑑2貫200文=有高、(2)大平・ 柴ノ山新田鑑2貫文、(3)新畑鑑200文=有高、○取鑑合計410貫168 文、この小判102両2分、鑑160文、③その外:綿役鑑あり、納期12月10 日	紙面下半部が破 損・虫食い後欠 (旧目録P57)	原 本	状	1		
347 C291	C 1	寛文10年12月23日 (1670年)・戌	篠間村之内納戌ノ御 年貢金之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内・市左衛門	篠間村年貢金:鑑32貫840文(本田分)、この金8両、鑑840文、この納入 皆済証明。	虫喰いあり (旧目録P41)	原 本	状	1		
348 C377	C 1	寛文11年 8月6日 (1671年)・亥	篠間村之内納亥之小 物成綿之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内・藤松	綿合計300目、この皆済証明。	(旧目録P45)	原 本	状	1		
349 C292	C 1	寛文11年12月26日 (1671年)・亥	篠間村之内納亥之御 年貢金之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内・市左衛門	篠間村亥年の年貢金:鑑合29貫36文、この金7両1分・鑑36文、但し1両 =4貫文替え、この納入皆済の証明。	(旧目録P41)	原 本	状	1		
350 C9	C 1	寛文11年12月 (1671年)	亥御年貢上河内割帳	○庄屋:藤松 組頭:三左衛門・惣左衛門、万惣 ●記載なし	清左衛門 外17名、各家の永高・年貢を記載する。	丁数4枚 (旧目録P57)	原 本	横 帳	1	○	91
351 C378	C 1	寛文12年6月晦日 (1672年)・子	篠間村之内納子之小 物成綿之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内・藤松	小物成綿300目、この皆済証明。	(旧目録P45)	原 本	状	1		
352 C293	C 1	寛文12年11月15日 (1672年)・子	篠間村可納子ノ御年 貢金之事	○長谷川藤兵衛 ●記載なし	①篠間村高 永134貫61文、この有高102貫972文、この取鑑411貫888 文、但し永1貫文に4貫文づつ、②日向・大平・栗野山:永1貫433文、内83 文地不足、残り1貫350文有高、鑑5貫400文、③取鑑合417貫288文、納 期12月10日	(旧目録P30)	原 本	状	1	○	91

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 収納
353 C294	C 1	寛文12年12月23日 (1672年)・子	篠間村之内納子之御 年貢金之事	○飯塚太郎右衛門 ●上河内:藤松	鎌合33貫558文、この金8両1分・鐿558文、但し1両=鐿4貫文替、この皆 済証明。	(旧目録P41)	原 本	状	1		
354 C10	C 1	延宝元年12月10日 (1673年)・丑	延宝元年丑ノ御年貢 割帳	○上河内村庄屋:藤松、組頭:九兵衛、市ノ兵衛、 三左衛門 ●記載なし	清左衛門 外17名、各家の永高・有高・取米を記載する。高辻永合10貫9 98文、有高7貫260文とある。	丁数4枚 (旧目録P57)	原 本	横 帳	1	○	91
355 C295	C 1	延宝元年12月24日 (1673年)・丑	篠間村之内丑之御年 貢金之事	○飯塚太郎右衛門 ●上河内:藤松	鎌合29貫943文、この金7両1分・鐿943文、この皆済証明である。	(旧目録P41)	原 本	状	1		
356 C379	C 1	延宝2年7月12日 (1674年)・寅	篠間村之内納寅之小 物成之事	○飯 太郎右衛門 ●上河内:藤松	綿合計:300目、これ本年分の小物成。	(旧目録P45)	原 本	状	1		
357 C552	C 1	延宝2年12月15日 (1674年)・寅	延宝2年寅之御年貢 割帳 上河内村	○庄屋:市左衛門 組頭:万丞・惣右衛門・三郎右 衛門 ●記載なし	上河内村の住人 市左衛門等18名(含む寺)の割付である。因みに、市左 衛門の場合、高永672文、この有高499文、この取鐿1貫996文、外に口銭 62文とある。結局 高辻永10貫998文、有高永8貫97文、この取32貫398 文、外に、1貫12文(口銭)、2口合:33貫404文、この取8両1分・鐿404 文。	丁数3枚 (旧目録P57)	原 本	横 帳	1		
358 C296	C 1	延宝2年12月25日 (1674年)・寅	篠間村之内納寅之御 年貢金之事	○置塩孫十郎 ●上河内:庄屋・百姓中	鎌合32貫388文、但し1両=4貫文かえ、この金8両・鐿388文、この皆済 証明である。	(旧目録P41)	原 本	状	1		
359 C380	C 1	延宝3年6月7日 (1675年)・卯	篠間村之内小物成之 事	○置塩孫十郎 ●上河内:松兵衛	卯年の小物成綿300目、この皆済証明。	(旧目録P45)	原 本	状	1		
360 C297	C 1	延宝3年12月28日 (1675年)・卯	篠間村之内納卯御年 貢金之事	○置 孫十郎 ●上河内:松兵衛	鎌合32貫892文、但し1両=4貫文かえ、この金8両・鐿892文、この皆済 証明である。	(旧目録P41)	原 本	状	1		
361 C553	C 1	延宝3年12月 (1675年)・卯	延宝三卯ノ御年貢割 付帳	○庄屋:市左衛門、組頭:万丞・惣右衛門・六郎右 衛門 ●記載なし	「三郎右衛門:永675文、この有高527文、この取2貫108文」、このような記 載方法で、17名(含む寺)を記載している。そして終りに、高辻永10貫998 文、有高永8貫224文、この取鐿32貫892文、外に、1貫262文(口銭、2口 合:33貫922文)。	(旧目録P57)	原 本	横 帳	1		
362 C381	C 1	延宝4年7月27日 (1676年)・辰	篠間村之内辰小物成 綿之事	○置 孫十郎 ●上河内:松兵衛	綿合:300目、これが納める小物成である。	(旧目録P45)	原 本	状	1		
363 C298	C 1	延宝4年12月25日 (1676年)・辰	篠間村之内納辰之御 年貢金之事	○置塩孫十郎 ●上河内:松兵衛	鎌合32貫416文、この金8両・鐿416文、但し1両=4貫文替え、この皆済 証明。	(旧目録P41)	原 本	状	1		
364 C382	C 1	延宝5年8月4日 (1677年)・巳	篠間村之内巳ノ小物 成之事	○置塩孫十郎 ●上河内:松兵衛	篠間村の小物成綿300目、この皆済証文。	(旧目録P45)	原 本	状	1	○	91
365 C299	C 1	延宝5年12月27日 (1677年)・巳	篠間村之内納巳之御 年貢金之事	○置塩孫十郎 ●松兵衛	鎌合:33貫864文、この金8両1分・鐿864文、但し金1両=4貫文替え、こ の皆済証明。	(旧目録P42)	原 本	状	1		
366 C557	C 1	延宝5年12月 (1677年)・巳	延宝5年丁巳御年貢 金割・延宝6年戊午 之御年貢金割	○庄屋:松兵衛 組頭:三郎右衛門・惣右衛門・万 丞 ●記載なし	上河内村百姓18名の年貢割付、夫々に高・有高・年貢が記載される。そし て末尾に、村高辻 永10貫583文、有高8貫466文、年貢鐿33貫864文、 外に、口銭鎌合34貫921文、この金8両2分921文。	丁数3枚 (旧目録P57)	原 本	横 帳	1	○	91
367 C383	C 1	延宝6年7月朔日 (1678年)・午	篠間村之内綿午ノ小 物成之事	○置 孫十郎 ●上河内:松兵衛	小物成綿300目の皆済証明。	(旧目録P45)	原 本	状	1		
368 C300	C 1	延宝6年12月28日 (1678年)・午	篠間村之内納午ノ御 年貢金之事	○置 孫十郎 ●上河内:松兵衛	1、鐿34貫345文、1、鐿800文、内、400文は巳年分、小物成、鉄炮役あ り、鎌合35貫145文、この金8両3分・45文、但し1両=4貫文替え、この皆 済証明。	(旧目録P42)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 収納
369 C384	C 1	(延宝7年)6月17日 (1679年)・未	篠間村之内納未之小物成之事	○置 孫十郎 ●上河内:松兵衛	小物成綿300目の皆済証明。	(旧目録P45)	原	本	1		
370 C301	C 1	延宝7年12月28日 (1679年)・未	笹間村之内未ノ納御年貢金之事	○置 孫十郎 ●上河内:松兵衛	1、纏35頁276文、1、纏400文、内、400文鉄炮役、纏合35頁676文、この金8両3分・676文、この皆済証明。	(旧目録P42)	原	本	1		
371 C385	C 1	延宝8年7月2日 (1680年)・申	篠間村之内納申ノ小物成之事	○置 孫十郎 ●上河内:松兵衛	小物成綿300目、この皆済証明。	(旧目録P45)	原	本	1		
372 C615	C 1	延宝8年 (1680年)・申	篠間村之内申之御年貢金之事	○置 孫十郎 ●上河内:松兵衛	1、纏32頁20文、1、纏400文、結局、纏合32頁420文、この金8両・纏420文、この皆済証明。末尾に次のようなコメントがある。延宝8年申12月27日より西6月18日までに入り。	(旧目録P30)	原	本	1	○	91
373 C386	C 1	(天和元年)6月19日 (1681年)・酉	篠間村之内納酉ノ小物成之事	○置塩孫十郎 ●上河内:松兵衛	小物成綿300目、この皆済証明。	(旧目録P45)	原	本	1		
374 C11	C 1	天和元年12月25日 (1681年)・酉	(年貢小割帳)	○松兵衛 惣右衛門、三左衛門、市郎兵衛 ●記載なし	笹間村の松兵衛、外17各家の年貢高割付明細、高辻永10貫583文、有高10貫256文、社領取纏541文、寺領取纏541文、とある。	(旧目録P57)	原	本	1	○	91
375 C596	C 1	天和元年12月26日 (1681年)・酉	(A)篠間村申・未ノ小物成ノ事 (B)篠間村之内納酉之御年貢金之事	○(B)小塩孫十郎 ●(B)松兵衛	3枚綴りとなっていて、その1枚目「納篠間村申ノ年小物成綿ノ事」、金300目(上河内市左衛門宛)、2枚目「篠間村之内納未ノ小物成綿ノ事」、300目(上河内市左衛門)、3枚目「篠間村之内納酉之御年貢金之事」、纏27頁712文、鉄炮役纏400文、以上皆済となっている。	(旧目録P42)	原	本	1	○	91
376 C387	C 1	(天和2年)7月26日 (1682年)・戌	篠間村之内納戌ノ小物成綿之事	○小(置塩)孫十郎 ●上河内:松兵衛	戌ノ小物成綿300目の皆済証明。	(旧目録P45)	原	本	1		
377 C302	C 1	天和2年12月27日 (1682年)・戌	戌之御年貢金之事	○荻野七郎兵衛 ●笹間村之内上河内:松兵衛	笹間村上河内戌年貢纏30貫463文(本田分)、この金7両2歩・纏463文、但し1両=4貫文、外に小物成・鉄炮役:纏400文。この納入皆済証明。	(旧目録P42)	原	本	1	○	91
378 C388	C 1	天和3年7月19日 (1683年)・亥	覚	○荻野七郎兵衛 ●上河内:松兵衛	真綿300目、この皆済証明。	(旧目録P45)	原	本	1		
379 C303	C 1	天和3年12月20日 (1683年)・亥	亥御年貢金請取覚	○荻野七郎右衛門 ●篠間村之内上河内:松兵衛	1、本田:纏24貫689文、残永1貫文に3貫162文ずつ、この金6両・纏689文、1両=4貫文替。2、小物成・鉄炮役:纏400文。この当亥年の年貢の金皆済証明。	(旧目録P42)	原	本	1	○	91
380 C12	C 1	貞享元年12月20日 (1684年)・子	貞享元年子ノ御年貢金高割	○上河内庄屋:松兵衛、組頭:三郎兵衛、惣左衛門、市郎兵衛 ●記載なし	清兵衛外17名の年貢割付明細、その高辻:永10貫583文、有高7貫646文、この取24貫544文。	丁数4枚 (旧目録P57)	原	本	1		
381 C304	C 1	貞享元年12月23日 (1684年)・子	貞享元年子御年貢金請取	○荻野七郎兵衛 ●笹間村之内上河内:松兵衛	上河内村:1、本田年貢金:纏24貫566文(但し、残り永1貫文に3貫210文取)、2、小物成・鉄炮役:纏400文、纏合24貫966文、この金6両・纏966文、1両=4貫文替。この皆済証明。	(旧目録P42)	原	本	1	○	91
382 C389	C 1	貞享2年6月20日 (1885年)・丑	丑小物成綿請取覚	○七郎兵衛代 荻野三郎兵衛 ●篠間村之内上河内:松兵衛	小物成真綿300目、この丑年小物成皆済証明。	(旧目録P45)	原	本	1		
383 C13	C 1	貞享2年12月21日 (1885年)・丑	貞享2年丑ノ臘月21日(御年貢金割帳)上河内	○庄屋:松兵衛、組頭:三郎左衛門・惣左衛門・市郎兵衛 ●記載なし	清兵衛外17名の年貢割付、その高辻、永合計10貫983文、この取纏合23貫147文。	(旧目録P57)	原	本	1		
384 C305	C 1	貞享2年12月24日 (1885年)・丑	丑御年貢金請取覚	○荻野七郎兵衛 ●篠間村之内上河内:松兵衛	1、本田:纏22貫82文、但し永1貫文に3貫210文取、この金5両2分・纏82文、但し金1両=4貫文替、2、小物成・鉄炮役:400文、この丑年の年貢金皆済証明。	(旧目録P42)	原	本	1	○	91

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 収納
385 C390	C 1	貞享3年6月8日 (1686年)・寅	寅之小物成綿請取覚	○萩野七兵衛 ●笹間村之内上河内:松兵衛	真綿300目、この皆済証明。	(旧目録P46)	原 本	状	1		
386 C391	C 1	貞享4年6月5日 (1687年)・卯	覚 (小物成綿請取)	○萩野七郎兵衛 ●笹間村之内上河内:松兵衛	小物成真綿300目、この卯年小物成皆済証明。	(旧目録P46)	原 本	状	1		
387 C306	C 1	貞享4年12月22日 (1687年)・卯	寅御年貢金請取覚	○萩野七郎兵衛 ●笹間村之内上河内:松兵衛	1、本田:銀24貫589文(残永1貫文に3貫210文取、この金6兩銀589文(但し金1兩=4貫文替)、2、小物成・鉄炮役:銀400文、この年貢金皆済証明。	(旧目録P42)	原 本	状	1	○	91
388 C392	C 1	貞享5年6月28日 (1688年)・辰	覚 (小物成皆済)	○萩野七郎兵衛 ●笹間村之内上河内:松兵衛	小物成:真綿300目、これ当年の皆済証明。	(旧目録P46)	原 本	状	1		
389 C307	C 1	元禄2年正月7日 (1689年)・巳	卯御年貢金覚	○萩野七兵衛 ●笹間村之内上河内:松兵衛	1、本田:残永6貫772文、この取銀21貫670文、但し残永1貫文に3貫300文取、この金5兩1分・銀670文、但し1兩に4貫文替、2、小物成・銀・鉄炮役:400文、以上、卯年の年貢金上納皆済証明。	(旧目録P42)	原 本	状	1	○	91
390 C393	C 1	元禄2年5月29日 (1689年)・巳	覚 (小物成皆済)	○萩野七郎兵衛 ●上河内:松兵衛	小物成真綿300目の皆済証明。	(旧目録P46)	原 本	状	1		
391 C308	C 1	元禄2年5月29日 (1689年)・巳	辰御年貢金覚	○萩野七郎兵衛 ●笹間村之内上河内:松兵衛	笹間村内:上河内村の松兵衛納の辰年貢 1、本田:残永4貫789文、この取銀14貫990文、但し残永1貫文に3貫130文取、この金3兩2分・銀990文、但し金3兩2分銀990文、但し1兩に4貫文替え、2、小物成・鉄炮役:銀400文、以上辰年年貢金請取皆済。	(旧目録P42)	原 本	状	1	○	91
392 C568	C 1	元禄3年6月7日 (1690年)・午	巳御年貢金覚	○萩野七郎兵衛 ●笹間村の内上河内:松兵衛	1、本田:永高10貫583文、この有高7貫231文、この取銀23貫139文(有永は3貫200文取)、この金5兩3分・銀139文(1兩=4貫文替)、2、小物成・鉄炮役:銀400文、以上、巳年年貢金請取の皆済証明。	(旧目録P42)	原 本	状	1	○	91
393 C14	C 1	元禄4年12月21日 (1691年)・未	表紙欠 (年貢小割帳カ)	○上河内:松兵衛・三郎右衛門・惣右衛門・万丞 ●記載なし	清右衛門はじめ20名の年貢明細、永合計10貫983文、これより寺社領、川成引きあり、残り(有高)7貫440文、この取米24貫180文、この外、口銭・鉄炮役・御蔵金などあり、合計26貫206文、この金6兩2分・銀206文。	丁数5枚 (旧目録P57)	原 本	状	1		
394 C15	C 1	元禄10年12月 (1697年)・丑	欠 (年貢小割帳カ)	○記載なし ●記載なし	上河内19戸(人)の年貢明細帳、永合計(高辻)10貫983文、これより砂入、寺社領などを差し引き、残り(有高)6貫396文、この取(納入高):20貫467文、他に口銭・鉄炮役・御蔵金・綿代・包代・六尺給米(省略)が加わる。	丁数4枚 (旧目録P57)	原 本	横帳	1	○	91
395 C309	C 1	元禄11年6月23日 (1698年)・寅	丑ノ御年貢請取之事	○村越縫殿右衛門 ●笹間村ノ内上河内:五郎右衛門	畑方:銀20貫467文、この金5兩467文(1兩=4貫文替)、この外に、鉄炮役(銀)、山知定納(綿で金)、六尺給米(銀)、御蔵入用(金)、外に、口銭あり、以上請取証明。	(旧目録P42)	原 本	状	1	○	91
396 C16	C 1	元禄12年12月21日 (1699年)・卯	元禄拾貳年卯ノ極月廿一日上河内分 (年貢小割帳)	○(上河内村) ●記載なし	上河内村各戸(百姓)の年貢小割を記載。その高辻永合10貫983文、この有高永4貫49文、この取12貫350文、その外、口銭・鉄炮役・御蔵金・六尺給、綿代がある。	丁数4枚 (旧目録P57)	原 本	横帳	1	○	91
397 C151	C 1	元禄13年6月 (1700年)・辰	卯年御年貢皆済状之事	○杉山三太夫 ●笹間之内上河内内村名主組頭中	上河内分:永高10貫583文、この取銀12貫349文、外に、綿役定納、鉄炮役、口銭あり、納合銀15貫976文上納。この皆済状。	(旧目録P35)	原 本	状	1	○	91
398 C152	C 1	元禄14年5月 (1701年)・巳	辰年御年貢皆済状之事	○杉山三太夫 ●笹間之内上河内内村名主組頭中	笹間村高永10貫583文、(これより有高・取銀の記載がある筈だが……)、他に、綿役定納、鉄炮役、口銭、御蔵入分などあり、納合:銀20貫856文となっている。	(旧目録P35)	原 本	状	1		
399 C17	C 1	宝永元年12月 (1704年)・申	申ノ御年貢帳	○上河内村 ●記載なし	村高永合10貫583文、この有高7貫947文、この取24貫80文、外に、綿役、船給役、口銭、蔵入用などあり、納合銀:28貫592文、となっている。	(旧目録P58)	原 本	横帳	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
400 C212	C 1	宝永6年10月 (1709年)・丑	丑ノ御年貢可納割付之事	○窪嶋作右衛門・窪嶋市郎兵衛 ●志太郡笹間村庄屋・組頭・惣百姓	①笹間村高670石3斗5合(永134貫61文、5石代)、内訳、(1)田高2石9斗5升5合、この有高5斗3升3合、この取米1斗8升7合、(2)畑高364石7斗6升9合、有高772石6斗1升6合、取纏303貫539文、②新田の部、(1)田高永1貫433文、有高・取纏5貫732文、畑高永346文(有高)、取纏1貫384文、③その外:綿役纏、鉄炮役纏、支見取纏、午見取纏、◎納合:米1斗8升7合、纏331貫799文。	(旧目録P31)	原本	状	1	○	91
401 C18	C 1	宝永6年12月 7日 (1709年)・丑	御年貢割帳	○笹間上河内村庄屋:松兵衛 ●記載なし	上河内村百姓個人別に年貢割付した明細書。村高辻:永合10貫583文、この有高7貫399文、この取纏22貫567文、この外に、綿代、鉄炮役、口銭、御蔵米入用があり、惣纏:合纏27貫81文。	丁数5枚 (旧目録P58)	原本	横帳	1	○	91
402 C398	C 1	享保13年12月 (1728年)・申	山御年貢綿代覚	○大森:亥左衛門 ●上河内村:松右衛門	記載要領は、「とら、卯、たつ、み勘定残り408文、午、未年82文、松兵衛」、「兩年分18文、源左衛門分、同人」……と展開、都合延べ19人分、惣〆1貫111文とある。	(旧目録P46)	原本	状	1	○	91
403 C213	C 1	安永3年10月 (1774年)・午	午御年貢可納割賦之事	○岩松直右衛門 ●駿州志太郡笹間村名主・組頭・惣百姓	①駿河国志太郡笹間村高:670石3斗5合(永134貫63文)、内訳、(1)田高5石4斗6升5合、この有高1石7斗2升5合、この取米4斗2升5合、(2)畑高664石8斗4升、有高436石2斗9升5合、取纏179貫892文、②新田の部、(1)笹間村新田(畑)高9石3斗9升5合(永1貫879文 5石代)=有高、この取纏7貫657文、③その外、午亥年の見取(纏)、鉄炮役(纏)、2升出目(米)、高掛三役(米・永)、◎納合:米2石2斗8升3合、永1貫889文9分、纏229貫113文、酉〜午まで10ヶ年定免、納期10月10日	(旧目録P31)	原本	状	1	○	91
404 C214	C 1	安永4年10月 (1775年)・未	未御年貢可納割付之事	○岩 直右衛門 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	①笹間村高670石3斗5合(永134貫601文、5石代)、内訳、(1)田高5石4斗6升5合、この有高1石7斗2升5合、この取米4斗3升、(2)畑高664石8斗4升、有高437石3斗4升5合、取纏201貫13文、②新田の部、(1)畑高9石3斗9升6合(永1貫879文:5石代)、有高・取纏7貫657文、③その外:午亥見取り(纏)、鉄炮役纏、綿役纏、2升出目(米)、高掛三役(米・永) ◎納合:米2石2斗8升9合、永1貫889文、纏229貫414文。未より辰まで10ヶ年定免、納期12月10日	サイズ84×29cm (旧目録P31)	原本	状	1	○	91
405 C153	C 1	安永5年4月 (1776年)・申	未御年貢皆済目録	○岩 直右衛門 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	笹間村高679石7斗(永135貫904文の5石代)、これより納入は、本途物成(米4斗3升、纏208貫670文)、その外:見取(纏)、2升出目(米)、綿役(纏)、鉄炮役(纏)、口米(纏)、口纏、高掛三役(米・永) 合計:米2石3斗2合、永5貫330文3分、纏236貫296文、合計59貫74文7合、結局 納合:金66兩3分4文8分、是に、包歩銀下賃として永144文3分が加わる。	(旧目録P36)	原本	状	1	○	91
406 C215	C 1	安永5年10月 (1776年)・申	申御年貢可納割付之事	○岩松直右衛門 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	①笹間村高670石3斗5合(永134貫61文の5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升、(2)畑高664石8斗4升、有高438石4斗7升7合、この取纏201貫338文、②新田高9石3斗9升5合(永1貫879文の5石代)=有高、取纏7貫657文、③その外:午・無反別見取り、綿役纏、2升出目米、高掛三役(米・永)、納合:米2石2斗8升9合、永1貫889文9分、纏229貫739文、納期:12月10日、未より辰まで10ヶ年定免。	長:84cm (旧目録P31)	原本	状	1	○	91
407 C154	C 1	安永6年3月 (1777年)・酉	申御年貢皆済目録	○岩 直右衛門 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	笹間村高679石7斗(永135貫904文の5石代)、これより納入は、本途物成(米4斗3升、纏208貫995文)、その外:見取(纏)、2升出目(米)、綿役(纏)、鉄炮役(纏)、口米(纏)、口纏、高掛三役(米・永) 夫倉代返納(永)、合計:米2石3斗2合、永5貫330文3分、纏236貫296文、合計59貫74文7合、結局 納合:金66兩3分、永37文8分、是に、包歩銀下賃として永144文4分が加わる。	(旧目録P35)	原本	状	1	○	91
408 C216	C 1	安永6年9月 (1777年)・酉	記載なし(お尋ねに付き年貢割付書上げ)	○名主・組頭・百姓代 ●嶋田御役所	①下笹間村高240石5合(永48貫1文・5石代)、この有高170石2斗5升9合、この本免121石3斗4升8合、②新田高8石6升5合(永1貫613文・5石代)=有高、この西纏6貫5734文、③その外:午・亥改見取纏、綿役纏、鉄炮役纏、高掛三役(米)。文末に次の詳細記載がある。「笹間村には枝郷多く、取締が困難であるが、この度下笹間分の高分がはつきりした。書面の通り相違なし!」	(旧目録P31)	原本	状	1	○	



通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
409 C155	C 1	安永7年4月 (1778年)・戌	西御年貢皆済目録	○岩松直右衛門 ●笹間村名主・組頭・百姓代	笹間村下組高248石7升、これより納入は年貢納入は次の通り。①本途物成: 籾85貫107文、②その他: 見取り籾、綿役籾、鉄炮役籾、口籾、高掛三役(米・永)、納合: 米6斗7升3合、永620文2分、籾99貫112文、永にして計24貫778文、納合: 金26両・永57文4分、外に包歩銀下賃が加わる。	(旧目録P35)	原本	状	1	○	91
410 C156	C 1	安永8年3月 (1779年)・亥	戌御年貢皆済目録	○岩松直右衛門 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	笹間村下組の高: 248石7升、これより納入は、本途物成: 籾86貫191文、これより外に、見取り(籾)、綿役(籾)、鉄炮役(籾)、口籾、高掛三役(米・永)、があり、この合計: 米6斗7升3合、永620文2分、籾100貫228文、そしてこれらは次のようにまとめられる。納合: 金26両1分、永52文3分。以上の皆済証明。	(旧目録P35)	原本	状	1	○	91
411 C217	C 1	安永8年11月 (1779年)・亥	亥御年貢可納割付之事	○岩松直右衛門 ●笹間村名主・組頭・百姓	①笹間村高670石3斗5合(永134貫61文・5石代)、内訳: (1)田高5石4斗6升5合、この有高1石7斗2升5合、この取米4斗3升、(2)畑高664石8斗4升=有高、この取籾209貫218文、②新田の部: 畑高9石3斗9升5合(5石代)=有高、この取籾7貫657文、③外に、午・亥の見取(籾)、鉄炮役(籾)、綿役(籾)、高掛三役(米・永)、④納合: 米2石2斗9升、永1貫689文9分、籾237文619文、未より辰年までの10ヶ年定免。	長: 124cm (旧目録P31)	原本	状	1	○	91
412 C19	C 1	安永8年12月 (1779年)・亥	当亥御年貢割賦帳 下組	○笹間村上河内名主: 松兵衛 ●記載なし	上河内村高: 永10貫583文、この有高: 永7貫143文、この取籾17巻100文、この外、綿役、鉄炮役、高掛三役、口籾あり、納合籾21貫855文4分。	丁数10枚 (旧目録P58)	原本	横帳	1		
413 C399	C 1	安永8年12月 (1779年)・亥	亥御成箇覚	○笹間村下組名主: 松兵衛、組頭: 甚三郎、百姓代: 次郎右衛門 ●鯖田 岩松直右衛門御役所	①笹間村下組: 高240石5合、この有高163石8斗3升6合、②同所新田: 高8石6斗5合、いずれも5石代、この取籾: 合48貫984文、③外に、亥見取、綿役、鉄炮役~いずれも籾納、高掛三役、納籾、これは両組の起返で10月に割り直したのもの。以上のこと間違いなし。	(旧目録P67)	原本	状	1	○	91
414 C157	C 1	安永9年3月 (1780年)・子	亥御年貢皆済目録	○岩 直右衛門 ●笹間村下組: 名主・組頭・惣百姓	駿州志太郡笹間村下組: 高248石7斗、これより納入は、本途物成: 籾87貫189文、その外、見取(籾)、綿役(籾)、高掛三役(米・永)、納合: 金26両2分、永82文9分、このように、全て金と永で納入される。	(旧目録P35)	原本	状	1		
415 C218	C 1	安永9年11月 (1780年)・子	子御年貢可納割付之事	○岩松直右衛門 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	①駿州志太郡笹間村: 高670石3斗5合(永134貫61文の5石代)、内訳、(1)田高5石4斗6升5合、この有高1石7斗2升5合、この取米4斗3升、(2)畑高664石8斗4升、この有高444石8斗8升3合、この取籾208貫868文、②新田の部、畑高9石3斗9升5合(永1貫879文の5石代)=有高、この取籾7貫657文、③外に、午・亥年の見取(籾)、鉄炮役(籾)、綿役(籾)、高掛三役(米・永)、④納合: 米2石3斗、永1貫699文3分、籾237貫269文、未~辰年まで10ヶ年定免)、納期12月10日。	長さ108cm (旧目録P31)	原本	状	1	○	91
416 C158	C 1	安永10年3月 (1781年)・丑	子御年貢皆済目録	○岩松直右衛門 ●志太郡笹間村下組名主・組頭・惣百姓	笹間村下組: 高248石7斗、これより納入は以下の通り。本途物成: 籾86貫707文、外に、見取り(籾)で、綿役(籾)で、鉄炮役(籾)で、口籾、高掛三役(米と永)で、合計: 米6斗7升3合、永620文2分、籾100貫760文、これ等を次のように拾める。納合: 金26両1分、永227文8分。	(旧目録P36)	原本	状	1	○	91
417 C1	C 1	天明元年12月 (1781年)・丑	当丑御年貢御付 (写)	○記載なし ●記載なし	①笹間村高670石3斗5合(永134貫61文)、未より辰迄10ヶ年定免、内訳: (1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升4合、取米4斗3升、(2)畑高664石8斗4升、有高445石4斗3升、取籾210貫90文、②村新田高9石3斗9升5合(永1貫879文・5石代)=有高、この取籾7貫657文、③その外: 已改定免(籾)、亥改見取(籾)、鉄炮役(籾)、綿役(籾)、2升出目米、高掛三役(米・永)、納合: 米2石3斗、永1貫699文3分、籾238貫491文。	貼紙4枚あり 丁数5枚 (旧目録P31)	原本	縦帳	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
418 C219	C 1	天明2年11月 (1782年)・寅	寅御年貢可納割付之事	○岩松主税 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	①笹間村:高670石3斗5合(永134貫61文の5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升1合、(2)畑高664石8斗4升、有高464石9斗3升、取籾215貫548文、②新田の部:畑高9石3斗9升5合(永1貫879文の5石代)=有高、この取籾7貫657文、③その外:午・亥年の見取(籾)、鉄炮役(籾)、綿役(籾)、高掛三役(米・永)、◎納合:米2石3斗、永1貫699文3分、籾243貫949文、未～辰迄10ヶ年定免。納期12月10日。	(旧目録P31)	原 本	状	1	○	91
419 C220	C 1	天明3年11月 (1783年)・卯	卯御年貢可納割付之事	○岩松主税 ●笹間村名主・組頭・百姓代	①笹間村高670石3斗5升(永134貫61文の5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升、(2)畑高664石8斗4升、この有高465石6斗4升3合、この取米見落としか? ②新田の部:高9石3斗9升5合(永1貫879文の5石代)、取籾7貫657文、③その外:見取(籾)、鉄炮役(籾)、綿役(籾)2升出目米、高掛三役(米・永)、◎納合:米2石3斗、永3貫699文3分、籾244貫56文、未～辰迄10ヶ年定免。納期12月10日。	(旧目録P31)	原 本	状	1		
420 C39	C 1	天明3年 (1783年)・卯	天明3年当卯御年貢小割帳 笹間村下組日尚分 名主利兵衛	○笹間村下組:松兵衛(表紙) ●記載なし	日向組高3貫535文、この有高1貫352文、この取籾3貫154文、同所新田高永377文、この取1貫974文、その外:綿役・鉄炮役を纏で、更に、口籾・高掛三役(籾)があり、籾合6貫346文。その後利兵衛、久三郎等の百姓の分を掲載している。	丁数4枚 (旧目録P58)	原 本	横帳	1	○	91
421 C221	C 1	天明4年11月 (1784年)・辰	辰御年貢可納割付之事	○岩松主税 ●笹間村名主・組頭・百姓代	①笹間村高:670石3斗5合(永134貫61文・5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升、(2)畑高664石8斗4升、有高465石6斗4升3合、取籾215貫655文、②新田の部:(1)笹間村新田(畑)高9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)=有高、取米4斗3升(籾)223貫312文、③その外:見取(籾)、鉄炮役(籾)、綿役(籾)、高掛三役(米・永)、◎納合:米2石3斗、永1貫699文6分、籾244貫56文。未より辰迄10ヶ年定免。納期12月10日	長さ115cm (旧目録P31)	原 本	状	1	○	91
422 C40	C 1	天明5年10月 (1785年)・巳	当巳御年貢割賦請取扣帳	○駿州志太郡笹間村下組名主:松兵衛(表紙) ●記載なし	村惣納計:110貫269文1分、この各組ごとの内訳を記載する。各組の納合とは、三並=23貫483文、高日向=12貫863文、日向=6貫769文、柴ノ山=11貫354文、上河内=23貫837文、大森=15貫152文、西向=10貫733文、大平=6貫641文4分。それが「覚」として、無双連山の青部村への木割代金6両とある。	(旧目録P58)	原 本	横帳	1		
423 C222	C 1	天明5年11月 (1785年)・巳	巳御年貢可納割付之事	○岩松主税 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	①笹間村高670石3斗5升(永134貫61文、5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升、(2)畑高664石8斗4升、有高466石5斗7升2合、取籾215貫795文、②新田の部:(1)笹間村新田高9石3斗9升5合(5石代)=有高、取籾7貫667文、③その外:2升出目米、見取細籾、鉄炮役(籾)、綿役(籾)、高掛三役(米・永)、◎納合:米2石3斗、永1貫699文3分、籾244貫196文。当巳より寅まで10ヶ年定免。納期12月10日	長さ148×27cm (旧目録P31)	原 本	状	1	○	91
424 C41	C 1	天明5年12月 (1785年)・巳	当巳御年貢皆済小割帳	○笹間村下組名主:松兵衛(表紙) ●記載なし	清右衛門以下24軒分の年貢内容と金額が列挙される。その主な内容は、①因役、②踏入ヶ、③鉄炮役、④家並、⑤高掛三役、⑥宗門入ヶ白山、⑦綿役、⑧口籾、があり、各家により額が異なる。	丁数12枚 (旧目録P58)	原 本	横帳	1	○	91
425 C400	C 1	天明6年9月5日 (1789年)・午	請取一札	○笹間上組名主:六郎左衛門 ●上河内下組名主:松兵衛	去る辰年、両組分の割付1冊、確かに受取る、という請取状。この時、廻状を1冊受取ったことを書き添えている。	(旧目録P67)	原 本	状	1		
426 C20	C 1	天明6年12月 (1789年)・午	当午御年貢諸入ヶ皆済目録	○駿州志太郡大津庄 笹間邑下組上河内分・名主:松兵衛(表紙) ●記載なし	上河内村 高:永10貫583文、この有高:永7貫830文、この取籾18貫178文4分、この外、綿役、鉄炮役、高掛三役、口籾あり、納合籾24貫47文。	丁数15枚 虫食いあり (旧目録P62)	原 本	横帳	1		
427 C597	C 1	天明7年8月 (1787年)・未	覚	○記載なし ●記載なし	三井、日向、大森、大平の各組と太郎右衛門、三郎左衛門分の年貢不納分、金12両・銭710文の書上げ。	(旧目録P68)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 字区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
428 C159	C 1	寛政元年3月 (1789年)・酉	申御年貢皆済目録	○野 松三郎 ●笹間邑下組 名主・組頭・百姓代	笹間邑下組高:248石7升、これより納入は、本途見取り(鑑71貫478文)、外に納役籾、鉄炮役籾、口籾、高掛三役(米・永)、夫食代押借返納(永)、納合:永24貫763文5分5厘、この外、包歩銀(永)と下賃(永)が加わる。以上皆済。	(旧目録P36)	原 本	状	1	○	91
429 C160	C 1	寛政2年3月 (1790年)・戌	酉御年貢皆済目録	○野 松三郎 ●笹間村下組 名主・組頭・惣百姓	笹間邑下組 高:248石7升、これより納入は、本途見取り(鑑75貫257文)、外に小物成籾、口籾、高掛三役(米・永)、夫食代押借返納(永)、納合:永22貫440文、この外、包歩銀(永18文7分)と下賃(永93文5分)が加わる。以上皆済。	(旧目録P36)	原 本	状	1	○	91
430 C161	C 1	寛政3年3月 (1791年)・亥	戌御年貢皆済目録	○野 松三郎 ●笹間村下組 名主・組頭・惣百姓	笹間村下組 高248石7升、これより納入は、本途見取り(鑑91貫478文、その外:小物成籾、口籾、高掛三役(永・米)、納合:永22貫430文8分4厘8毛、さらにこれに包歩銀・下賃(永)が加わる。	(旧目録P36)	原 本	状	1		
431 C162	C 1	寛政4年3月 (1792年)・子	亥御年貢皆済目録	○野 松三郎 ●笹間村下組 名主・組頭・惣百姓	笹間村下組 高248石7升、これより納入は、本途見取り(鑑78貫851文)、その外:小物成籾、口籾、高掛三役(永・米)、夫食代返納(永)、納合:永23貫41文8分4厘8毛、さらにこれに包歩銀(永19文2分)・下賃(永96文)が加わる。	(旧目録P36)	原 本	状	1	○	91
432 C569	C 1	寛政4年 (1792年)・子	(御年貢金請取通)	○野 松三郎 手代:嶋林半八郎 ●(笹間村下組)	寛永子年・寛永5丑年の笹間村下組の年貢金請取、子年は甚三郎と松兵衛、丑年は松兵衛のみ、日を追って3度に分けて納入している。	(旧目録P68)	原 本	状	1		
433 C163	C 1	寛政5年3月 (1793年)・丑	子御年貢皆済目録	○野 松三郎 ●笹間村下組 名主・組頭・惣百姓	笹間村下組:高248石7升、これより納入は、本途見取り(鑑73貫794文)、この外:小物成籾、口籾、高掛三役(米・永)、夫食代返納(永)、納合:永24貫84文5分4厘8毛、更にこれに包歩銀(永)、下賃(永)が加わる。	(旧目録P36)	原 本	状	1	○	91
434 C200	C 1	寛政6年3月 (1794年)・寅	丑御年貢皆済目録	○野 松三郎 ●駿州笹間村下組	笹間村(下組):高248石7升、納入年貢は次の通り、(1)本途見取:鑑73貫794文、この永18貫448文5分(阿替4貫文)、(2)その他:小物成(籾を永で)、口籾(永で)、高掛三役(永と米を永で)、夫食代押借返納(永)、納合:永23貫153文3分4厘8毛。外に、包歩銀と下賃(共に永で)が加わる。	(旧目録P38)	原 本	状	1	○	91
435 C42	C 1	寛政7年11月 (1795年)・寅	卯御年貢割賦帳	○駿州志太郡笹間村下組(表紙) ●記載なし	永48貫1文、この有高永28貫543文、これより下組の納入年貢を記載し、そしてその内訳を詳しく記す。すなわち組内の三井、高日向、日向、柴野山、上河内、大森、西向、以上7ヶ村の、村高永と納入年貢を記載している。	(旧目録P58)	原 本	横 帳	1	○	91
436 C164	C 1	寛政10年3月 (1798年)・午	巳御年貢皆済目録	○野 松三郎 ●駿州志太郡笹間村下組 名主・組頭・惣百姓	笹間村下組:高248石7升、これより納入は、(1)本途見取(鑑74貫1117文)、(2)この外:小物成籾、口籾、高掛三役(米・永、この米も永代納)、夫食代返納(永)、相続押借返納(永)、夫食代返納(永)、納合:永23貫784文5分4厘8毛、更にこれに包歩銀(永)、下賃(永)が加わる。	(旧目録P36)	原 本	状	1	○	91
437 C165	C 1	寛政11年3月 (1799年)・未	午御年貢皆済目録	○野 松三郎 ●笹間村下組 名主・組頭・百姓代	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り。(1)本途見取:鑑74貫117文、(2)その他:小物成(籾)、口籾、高掛三役(米・永)、納合:永23貫763文8分4厘8毛、この外に、包歩銀と下賃(共に永納)が加わる。	(旧目録P36)	原 本	状	1		
438 C166	C 1	寛政11年3月 (1799年)・未	未御年貢皆済目録	○野 松三郎 ●駿州志太郡笹間村下組 名主・組頭・惣百姓	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り。(1)本途見取:鑑74貫117文(この永18貫529文3分、鑑4貫文替)、(2)その他:小物成籾、口籾、高掛三役(米と永、この米の永で)、相続押借返納(永)、納合:永23貫814文6分4厘8毛。これに包歩銀と下賃(共に永で)が加わる。	(旧目録P36)	原 本	状	1	○	91
439 C167	C 1	享和元年3月 (1801年)・酉	申御年貢皆済目録	○野 松三郎 ●笹間村下組 名主・組頭・惣百姓	笹間下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り。(1)本途見取:鑑74貫117文(代永納)、(2)その他:小物成籾(代永納)、口籾(代永納)、高掛三役(永・米、この米も代永納)、夫食代(成より卯までの30年越)、相続押借返納(寛より酉まで20年越)、納合:永23貫946文7厘8毛。この外に、包歩銀と下賃あり共に永納。	(旧目録P36)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
440 C168	C 1	享和2年3月 (1802年)・戌	酉御年貢皆済目録	○野 松三郎 ●笹間村下組 名主・組頭・惣百姓	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り。(1)本途見取:籾68貫353文、代永納、小物成籾(代永納)、口籾(代永納)、高掛三役(永と米、この米も代永納)、夫食返納(戌より卯まで30年賦)、相続押借返納(寅より酉まで20年賦、永納)。納合:永22貫476文3分4厘8毛。	(旧目録P36)	原本	状	1		
441 C223	C 1	享和2年11月 (1802年)・戌	戌御年貢可納割付之事	○野田松三郎 ●笹間村 名主・組頭・惣百姓	①笹間村:高670石3斗5合(永134貫61文・5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升、(2)畑高664石8斗4升、有高318石9斗7升2勺、取籾159貫224文5分、②新田:高9石3斗9升5分=有高、取籾7貫657文、③その他:見取(籾)、2升出目、鉄炮役籾、納役籾、高掛三役(米・永)、◎納合:米2石2斗9升、永1貫689文9分、籾187貫635文5分、卯年～子年迄10ヶ年定免、納期12月10日。	長さ167×27cm (旧目録P31)	原本	状	1	○	91
442 C169	C 1	享和3年3月 (1803年)・亥	戌御年貢皆済目録	○野 松三郎 ●笹間村下組 名主・組頭・惣百姓	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り。①本途見取(籾62貫589文、代永納)、②その他:小物成(籾)、口籾(代永)、高掛三役(米=永代納)・永、夫食代返納(戌より卯迄30年賦、永納)、相続押借返納(寅より酉まで20年賦・永納)、◎納合:永20貫879文4厘8毛。	(旧目録P36)	原本	状	1		
443 C402	C 1	文化元年11月 (1804年)・子	乍恐以書付奉御請候	○駿州志太郡笹間村名主:五郎右衛門、与頭:甚三郎、百姓代:次郎右衛門、名主:六郎右衛門、与頭:藤兵衛、百姓代:孫大夫 ●駿府紺屋町御役所	笹間村両組(上・下)の畑高15石2斗2升1合8勺、この取籾2貫289文、この内訳 下組:高6石2斗8升6合8勺、取籾944文3厘5分、上組:高8石9斗3升5合、取籾1貫345文5分、これは寛政4年起返の分、当子年より本免に加えることを命ぜられ、これを承諾した。	(旧目録P63)	原本	状	1	○	91
444 C21	C 1	文化元年12月 (1804年)・子	子御年貢諸入ヶ割賦帳	○上河内村 名主:松兵衛(表紙) ●記載なし	上河内村高:永10貫583文、この有高:永2貫56文、外に、綿役、鉄炮役、口籾、高掛三役がある。この納合:籾10貫32文。この後続いて、村入用皆済目録と百姓個々の年貢納入の明細が記載される。	丁数3枚 (旧目録P58)	原本	横帳	1		91
445 C403	C 1	文化2年9月 (1805年)	記載なし (定免年季明けに付き伺い)	○記載なし ●記載なし	前欠、有高328石3斗6升5合2勺、この取籾177貫(欠)16文、これは当村丑年に定免年季明けとなる。それゆえにお伺いの結果、当丑年から来る戌年まで10ヶ年の定免を言い渡された。定免年中の例外は、田方3分以上の損毛ある時、又、畑方川欠け石砂入り等の損毛出来の場合とする、とある。	(旧目録P63)	原本	状	1	○	91
446 C22	C 1	文化2年12月 (1805年)・丑	当丑御年貢諸入ヶ割賦帳	○上河内村:松兵衛(表紙) ●記載なし	上河内村高:永10貫583文、この有高:永2貫158文、外に、綿役、鉄炮役、口籾、高掛三役がある。この納合:籾10貫74文。この後続いて、村入用皆済目録と百姓個々の年貢納入の明細が記載される。	丁数13枚 (旧目録P58)	原本	横帳	1		
447 C170	C 1	文化3年3月 (1806年)・寅	丑皆済目録	○小野田三郎右衛門 ●笹間村下組名主・組頭・惣百姓	笹間村下組:高248石7斗、これより納入年貢は次の通り。(1)本途見取:籾64貫535文(代永納)、(2)その他:小物成籾、口籾、高掛三役(米と永、この米も永で)、夫食代返納、戌より卯迄30年賦)、相続押借返納(永、酉まで20年賦)、納合:永22貫196文4分4厘8毛。	(旧目録P36)	原本	状	1		
448 C43	C 1	文化3年10月 (1806年)・寅	寅御年貢金請取帳	○笹間村下組 帳元(表紙) ●記載なし	大森組(計金3両3分2朱・486文)、西向組(計3両1分2朱・270文)、栗野山組(計2両2朱・540文)、太郎右衛門組(計1両2朱1分・700文・不足8980文)、大平組(計3両2分2朱・824文)、高日向組(計4両1分・700文不足、172文不足)、日向組(計2両1分・1貫59文)、三並組(計7両78文)、村方惣右衛門以下6人分の金額の請取が記載されている。	丁数6枚 (旧目録P61)	原本	横帳	1		
449 C45	C 1	文化4年10月 (1807年)・丁卯	卯御年貢請取帳	○笹間村下組 帳元(表紙) ●記載なし	大森組は10月7日に3分2朱、11月8日に3分、12月7日に2分2朱・193文を次郎兵衛が受取っている。西向組分は庄太夫、太郎右衛門組は甚左衛門、甚左衛門組は太郎右衛門、高日向組分は新右衛門、三並組・日向組・大森組と各名主が受取っている。	丁数6枚 (旧目録P61)	原本	横帳	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
450 C46	C 1	文化4年11月 (1807年)・丁卯	卯御年貢割賦帳	○笹間村下組(表紙) ●記載なし	文化4年の笹間村下組の各村の年貢割賦が記載される。三並、高日向、栗野山、上河内、大森、西向、大平の各村について、本免・新田・見取り・綿役・鉄炮役・口籠・高掛三役らの年貢高が記載される。	丁数7枚 (旧目録P58)	原本	横帳	1		
451 C23	C 1	文化4年12月 (1807年)・卯	卯御年貢割賦帳	○上河内村(表紙) ●記載なし	上河内村:高10貫583文、有高永4貫190文、外に綿役、鉄炮役、口籠、高掛三役(米・永)あり、納合:總11貫435文、外に22名個々の皆済目録がある。	丁数13枚米 (旧目録P58)	原本	横帳	1		
452 C48	C 1	文化5年11月 (1808年)・辰	辰御年貢割賦帳	○記載なし ●記載なし	下組:永48貫1文、納合:總92貫663文、この内訳:三並=永9貫299文、納合23貫775文、高日向:永4貫952文、納合總13貫897文、日向=永3貫535文、納合總6貫545文、栗野山=永4貫605文、納合總10貫311文、上河内=永10貫583文、納合總13貫410文、大森=永7貫274文、納合總10貫97文、西向=永5貫519文、納合總9貫638文、大平=永2貫61文、納合總6貫720文。	丁数7枚 (旧目録P58)	原本	横帳	1		
453 C224	C 1	文化6年10月 (1809年)・巳	巳御年貢可納割付之事	○小野田三郎右衛門 ●志太郎笹間村 名主・与頭・惣百姓	①笹間村:高630石3斗5合(永134貫612文・5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升、(2)畑高664石8斗4升、有高346石5斗6升6合2勺、取總172貫363文、②同所新田:高9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)=有高、取總7貫657文、③その他:午・亥念見取(總)、2升出目米、鉄炮役、綿役、高掛三役(米・永)、④納合:米2石2斗9升、永1貫689文9分、總200貫764文、丑～亥までの10ヶ年定免、納期12月10日	(旧目録P32)	原本	状	1		
454 C171	C 1	文化7年3月 (1810年)・午	巳皆済目録	○小 三郎右衛門 ●笹間村下組 名主・組頭・惣百姓	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢には次のものがある。(1)本途見取、小物成、口籠、高掛三役、夫食代返納、戌より卯迄30年賦)、相続押借返納分貢より西まで、納合:永22貫393文9分4厘8毛、以上皆済証明。	虫食いあり (旧目録P36)	原本	状	1		
455 C172	C 1	文化8年3月 (1811年)・未	午皆済目録	○小 三郎右衛門 ●笹間村下組 名主・組頭・惣百姓	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り、①本途見取:總70貫490文、②その他:小物成、口籠、高掛三役(米・永)、夫食返納永、押借返納、結局全て永代とされ、納合永22貫708文5分4厘8毛、外に、包歩銀と下賃が加わる。	(旧目録P37)	原本	状	1	○	91
456 C50	C 1	文化9年10月 (1812年)・壬申	当戌御年貢金請取帳	○笹間村下組帳元:松兵衛(表紙) ●記載なし	笹間組内の各村(組)別の年貢請取が記載される。それは次の通り、西向=3両3分・231文、大平=2両2分・274文、三並=7両3分752文、高日向=4両1分2朱・673文、日向=2両2分・59文、太郎右衛門組=1両2分2朱・260文、甚左衛門組=2両1分・149文。それから村方分(4人分)=1両2朱の年貢請取が記載される。	丁数6枚 (旧目録P61)	原本	横帳	1		
457 C225	C 1	文化9年10月 (1812年)・申	申御年貢可納割付之事	○小野田三郎右衛門 ●笹間村 名主・与頭・惣百姓	①笹間村:高670石3斗5合(永134貫6文、5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升4合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升、(2)畑高664石8斗4升、有高386石6斗4升9合2勺、取總177貫287文、②新田の部:(1)笹間村新田(畑)高9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)=有高、この取總7貫657文、③その他:午改見取(總)、亥改見取(總)、2升出目米、鉄炮役、綿役、高掛三役(米・永)、④納合:米2石2斗9升、永1貫689文9分、總205貫688文、丑から戌年迄10ヶ年定免。納期12月10日	(旧目録P32)	原本	状	1	○	91
458 C173	C 1	文化10年3月 (1813年)・酉	申皆済目録	○小 三郎右衛門 ●笹間村下組 名主・組頭・惣百姓	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り、本途物成(總70貫490文(この永17貫622文5分)、その他:小物成、口籠、口永、高掛三役(米・永)、夫食代返納(永)、相続押借返納永(貢から西まで20ヶ年)、納合:永22貫659文9分4厘8毛、以上皆済証明。	(旧目録P37)	原本	状	1		
459 C174	C 1	文化11年3月 (1814年)・戌	酉御年貢米金皆済目録	○山 茂左衛門 ●笹間村下組 名主・組頭・惣百姓	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢には次のものがある。(1)本途見取總70貫896文(この永17貫724文)、小物成、口籠、高掛三役(米・永)、夫食代返納(永)、(戌より卯迄30年賦)、相続押借返納分永、貢より西まで20ヶ年賦、以上、全て永換算され、納合:永22貫779文8分4厘8毛、これに包歩銀・下賃が加わる。以上皆済証明。	(旧目録P37)	原本	状	1	○	91